

第5次小山町総合計画 後期基本計画

素案

1-3	交通事故・犯罪のないまちづくり	〈交通安全・防犯・消費生活〉	48
第2章	健康で笑顔あふれるまち		51
2-1	子ども・子育て支援の充実	〈子育て支援・児童福祉〉	52
2-2	地域共生社会の実現に向けた取組	〈地域福祉・障害福祉・高齢福祉〉	54
2-3	保健・医療の充実	〈保健・医療〉	58
2-4	人権・多様性の尊重	〈人権・多様性・男女共同参画〉	60
第3章	文化の薫るまち		63
3-1	学校教育の充実	〈学校教育〉	64
3-2	心豊かな生涯学習の推進	〈生涯学習・青少年育成〉	68
3-3	文化芸術活動・歴史文化の振興	〈文化芸術・歴史文化〉	72
3-4	スポーツ・レクリエーション活動の振興	〈スポーツ・レクリエーション〉	74
3-5	地域間交流・国際交流の推進	〈地域間交流・国際交流・多文化共生〉	76
第4章	活力あふれるまち		79
4-1	商工業の振興	〈雇用創出・経済活動・商工業〉	80
4-2	地域資源を活用した観光交流の振興	〈観光交流〉	84
4-3	活力ある農業の振興と継承	〈農業〉	88
4-4	適切な森林整備を通じた林業の活性化	〈林業〉	90
第5章	富士山と共に生きるまち		93
5-1	恵まれた環境や水資源の保全	〈富士山・環境保全・水資源〉	94
5-2	地球温暖化対策の推進	〈地球温暖化対策・脱炭素〉	98
5-3	資源循環型社会の構築	〈ごみ・環境衛生・食品ロス〉	102
第6章	便利で快適なまち		105
6-1	公共交通の維持・活性化	〈公共交通〉	106
6-2	安全な水の安定供給と適切な下水処理	〈上・下水道〉	108
6-3	安全で快適な道路網の整備	〈道路網〉	112
6-4	活力ある土地利用の促進	〈土地利用・景観〉	114
6-5	良好な住環境の整備	〈住環境・移住定住・公園・緑地〉	118
第7章	計画を推進するために		121
7-1	時代の変化に対応できる行財政運営	〈行財政運営・DX推進〉	122
7-2	連携によるまちづくり	〈公民連携・広域連携・自衛隊〉	126
7-3	町民参画・協働によるまちづくり	〈参加・協働・情報共有〉	128
	用語集		130

第1部 序論

第1章 総合計画について

1 総合計画後期基本計画策定の趣旨

小山町では、令和2(2020)年度に、計画期間を令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間を計画期間と定めた「第5次小山町総合計画」を策定しました。「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」を目指す将来像として、令和7(2025)年度まで前期基本計画を推進してきました。

策定から5か年が経過した今、我が国が直面する人口減少・少子高齢化はさらに進行し、本町もまさにこの潮流の中にあります。さらに、激甚化、頻発化する自然災害や、世界情勢の不安定化、物価高騰などにより、世界及び日本の先行きは一層不透明となっています。

一方で、本町では、三来拠点事業が仕上げに近づいていることや、新たな宿泊施設の開業、新東名高速道路の全線開通、(仮称)小山PA・スマートインターチェンジの開設が間近に控えているなど、地域経済活動の活発化や交流人口の拡大が期待される状況です。

このように、本町を取り巻く環境が大きく変化している中で、環境変化や新たな課題への対応が求められています。

そこでこのたび、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までを期間とする後期基本計画を策定しました。策定にあたり、基本構想で掲げた「まちづくりの理念」や、目指す将来像をもとに、序論及び基本構想の時点修正や前期基本計画の点検を実施し、上記の変化や新たな課題への対応のため、施策体系の見直し、施策の追加や統合、指標の見直し等を行いました。また、後期基本計画の期間に、特に重点的に取り組む施策として「重点プロジェクト」を設定しました。

これからの5年間、町民が安心して幸せな毎日を送ることができるまちづくりを目指して「第5次小山町総合計画」を引き続き推進します。



2 総合計画の構成と計画期間

この計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」からなり、それぞれの内容、計画期間は以下の通りとします。

<基本構想>

基本構想は、まちづくりに取り組むための基本的な考え方や小山町が目指す将来像、基本目標、政策の基本方針などを示すものです。

計画期間は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。

<基本計画>

基本計画は、基本構想に示す将来像を実現するために取り組むべき施策を、基本構想に掲げた政策の基本方針に沿って、総合的かつ体系的に示すものです。

なお、時代の変化に柔軟に対応できるよう、中間年次において計画を検証し、必要に応じ見直しを行います。

前期基本計画 令和3(2021)年度から令和7(2025)年度まで

後期基本計画 令和8(2026)年度から令和12(2030)年度まで

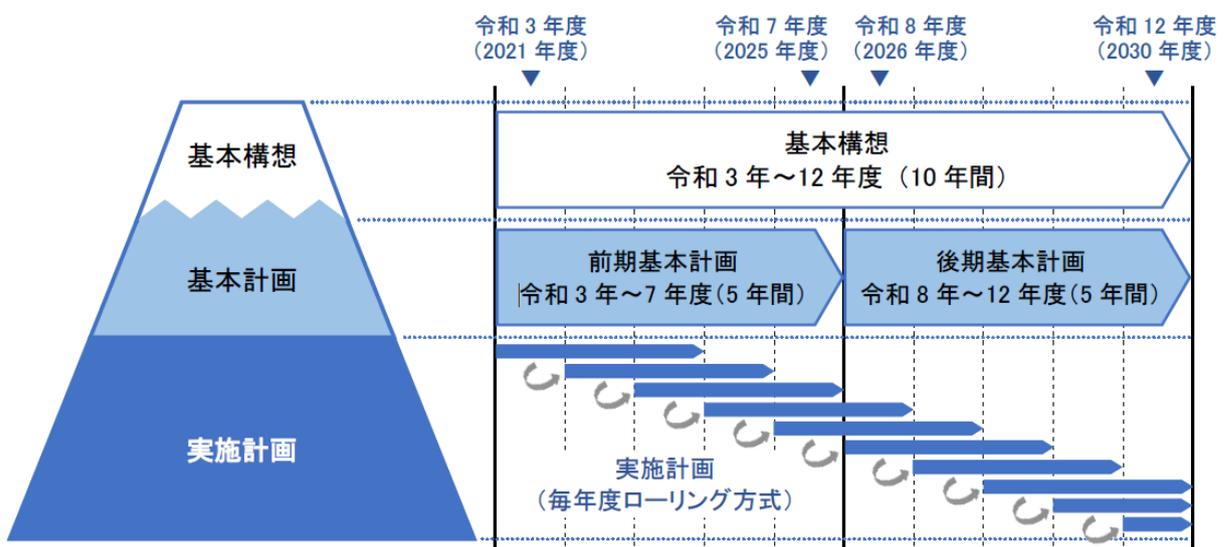
<実施計画>

実施計画は、基本計画に定められた施策を具体的な事業として財政的な裏付けを持って実施していくことを目的とするものです。

計画期間は3年間として、毎年度更新するローリング方式とします。

なお、実施計画に登載する事業については、事業の目的、財源はもちろん、成果指標、想定されるリスクも明示した、誰にも検証しやすい評価システムを構築します。

■総合計画の構成と計画期間



第2章 総合計画策定の背景

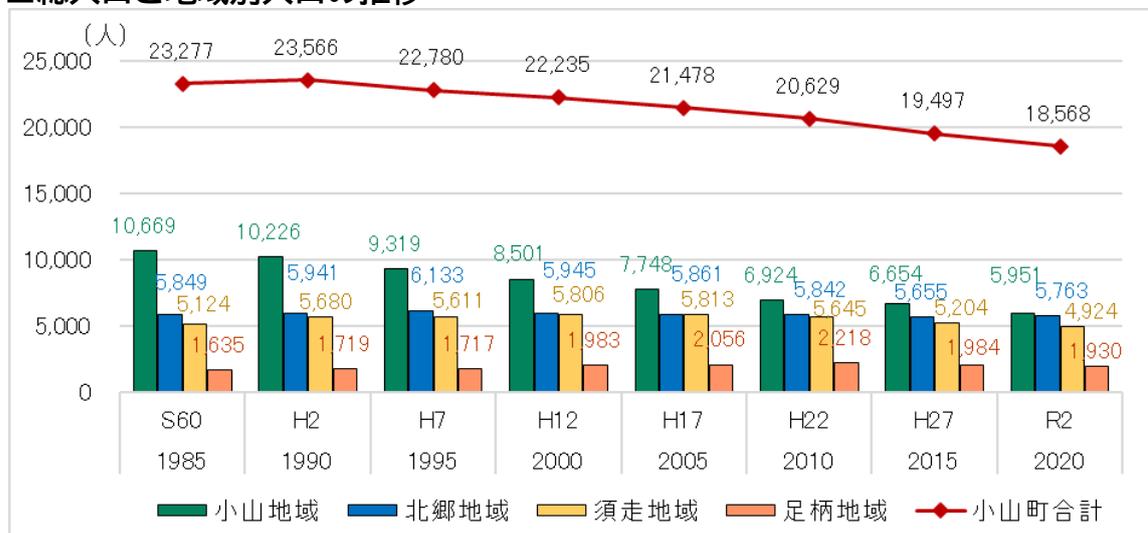
計画を策定するにあたり、念頭に置かなければならない背景や課題について次のとおり整理をし、共通認識とします。

1 まちの動向

(1) 人口特性

昭和60(1985)年以降の国勢調査によると、本町の総人口は平成2(1990)年をピークに減少傾向にあります。地域別にみると、小山地域(成美・明倫)の減少幅が大きくなっています。

■総人口と地域別人口の推移

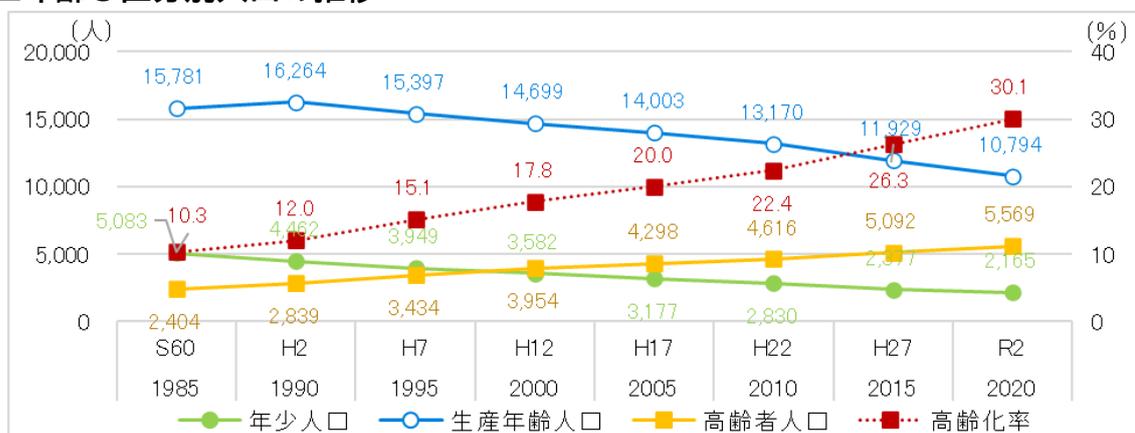


資料:国勢調査

15歳未満人口(年少人口)は昭和60(1985)年以降、15～64歳人口(生産年齢人口)は平成2(1990)年以降減少しています。

一方で、65歳以上人口(高齢者人口)は昭和60(1985)年以降増加を続け、平成12(2000)年には年少人口を逆転、高齢化率は10.3%から30.1%と約2.9倍になりました。

■年齢3区分別人口の推移



資料:国勢調査

(2) 産業の状況

①就業構造

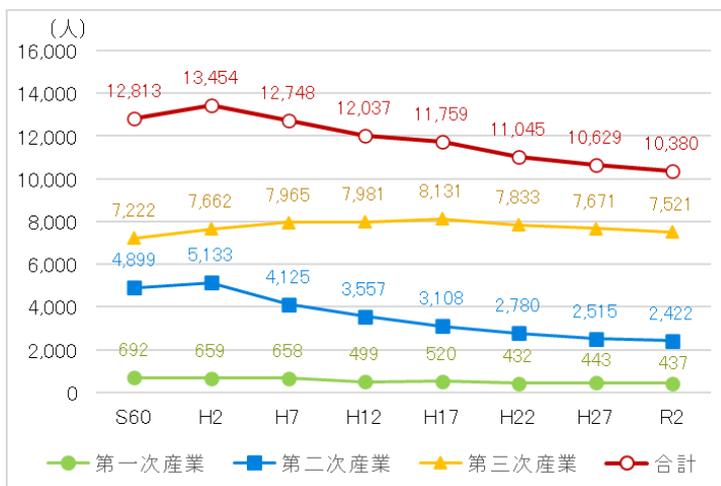
本町の就業人口は、令和2(2020)年は10,380人で、平成2(1990)年の13,454人から約3,000人減少しています。

産業別にみると、第三次産業が最も多く全体の約70%を占めていますが、平成17(2005)年以降減少に転じています。

第二次産業は、平成2(1990)年以降減少傾向にあり、ピーク時のおよそ半分となっています。

また、第一次産業は、昭和60(1985)年以降緩やかな減少傾向にありましたが、最近では横ばいとなっています。

■産業別就業人口の推移



資料：国勢調査

- ・第一次産業…農業、林業、畜産業、水産業
- ・第二次産業…建設業、鉱業、製造業
- ・第三次産業…サービス業・その他

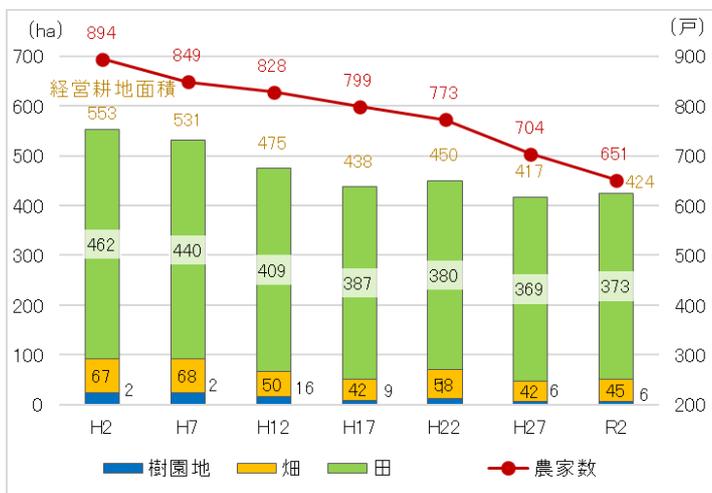
②農業

本町における農家数は年々減少しており、令和2(2020)年においては651戸と平成2(1990)年比0.73となっています。

経営耕地面積も令和2(2020)年には424haと、平成2(1990)年比0.77となっています。

後継者不足が進行する中で、農業基盤の整備、農地の集約化等が課題となっています。

■経営耕地面積(種類別)と農家数の推移



資料：農林業センサス他

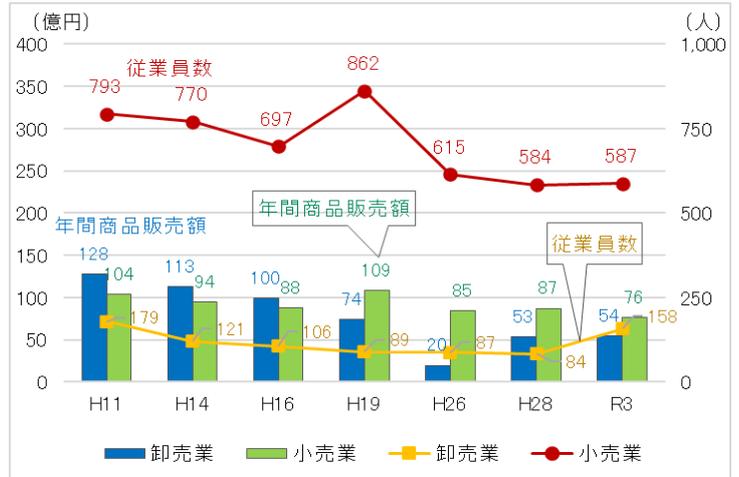
③商業

本町における卸売業の商品販売額は平成26(2014)年まで減少傾向にありましたが、平成28(2016)年以降は横ばい状態にあります。

小売業の商品販売額は、近年80～100億円程度で推移しています。

卸売業の従業員数は近年横ばい状態にありましたが、令和3(2021)年に大きく増加しました。小売業の従業員数は近年横ばい状態にあります。

■年間商品販売額と従業員数の推移



資料：商業統計調査(H11・H16は簡易調査)、H28・R3は経済センサス

④工業

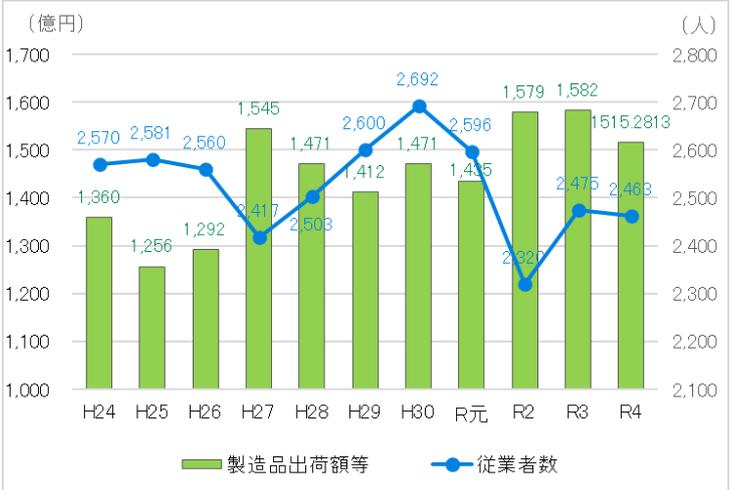
本町の製造品出荷額等は平成27(2015)年に大きく伸び、その後も同水準を概ね維持しています。

従業者数は同年に減少していますが、金属関係企業の撤退によるものです。

令和2(2020)年には新型コロナウイルス感染症の影響もあり、従業者数が落ち込み、その後もコロナ前の水準を下回っています。

今後は、新工業団地への企業誘致に伴い、従業者数、製造品出荷額等の伸びが期待されます。

■製造品出荷額等と従業者数の推移



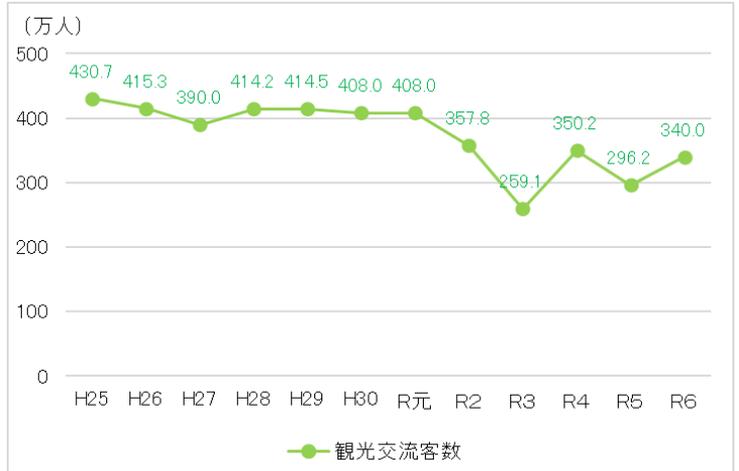
資料：工業統計調査(～H27、H29～R2)、経済センサス(H28、R3)、経済構造実態調査(R4)

⑤観光

本町における観光交流客数は、毎年400万人を超える水準を維持してきましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により大幅に減少しました。

令和4(2022)年度以降、増加の傾向はみられるものの、まだ完全には回復に至っていません。

■観光交流客数の推移



資料：静岡県観光交流の動向

⑥財政

本町の財政力指数は低下傾向にありましたが、令和5(2023)年度以降は増加傾向となっています。

実質公債費比率は、25%が早期健全化基準、35%が財政再生基準となっていますが、本町はいずれの基準も下回っています。

将来負担比率は、350%が早期健全化基準となっていますが、本町はその基準を下回っています。

経常収支比率は概ね増加傾向にあり、令和6(2024)年度の89.4%は、平成27(2015)年度の80.5%と比べ8.9ポイント増加しています。

基金残高全体は、平成30(2018)年度に大きく増加したあと減少傾向となっています。

財政調整基金残高は増減を繰り返しており、最大は令和3(2021)年度の12.7億円、最小は令和元年度の4.8億円です。前期基本計画では、令和7(2025)年度の財政調整基金の目標値を、8.2億円(標準財政規模の15%程度)としていますが、令和6(2024)年度現在では目標値を達成しています。

■財政に関する指標の推移

	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6
財政力指数	0.932	0.927	0.913	0.914	0.902	0.894	0.876	0.842	0.893	0.902
実質公債費比率	9.7%	9.1%	9.0%	8.5%	8.1%	8.0%	8.8%	9.1%	10.3%	10.5%
将来負担比率	92.7%	77.3%	68.2%	—	—	—	7.7%	25.2%	30.7%	51.2%
経常収支比率	80.5%	81.9%	80.0%	82.7%	85.2%	90.2%	77.7%	85.8%	89.6%	89.4%

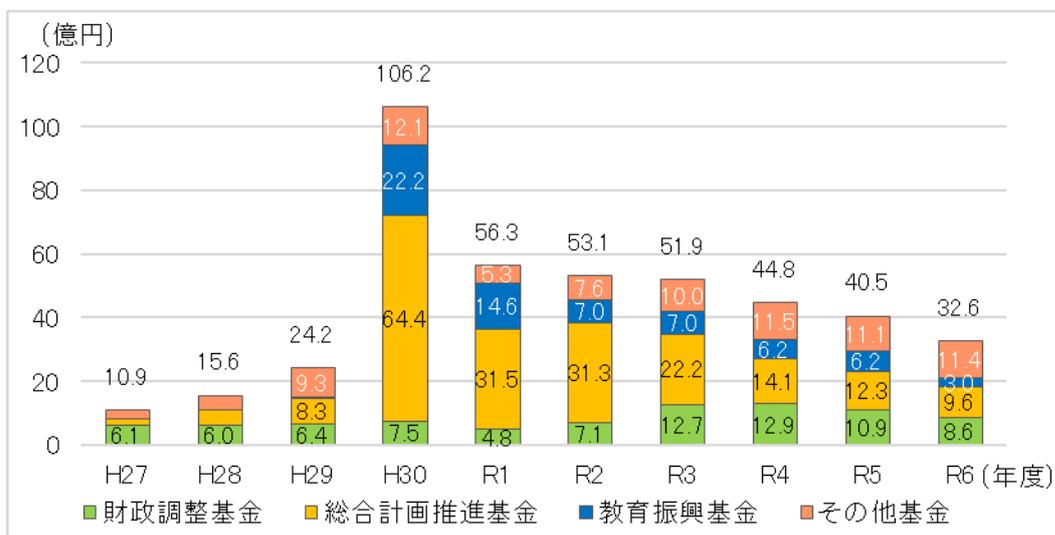
財政力指数・・・地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど財源に余裕があるといえます。

実質公債費比率・・・地方公共団体の借入金(地方債)の実質的な返済額(公債費)を、地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものです。

将来負担比率・・・地方債など、地方公共団体が抱えている負債を財政規模に対する割合で表したものです。

経常収支比率・・・地方税や地方交付税などの経常的な一般財源に対する人件費や扶助費などの義務的経費の比率で、この比率が高いほど財政の弾力性が低いことを意味します。

■基金残高の推移



2 社会環境の変化と課題

(1) 防災・防犯・町民生活

本町は、富士山と箱根外輪山に囲まれた自然豊かな地域であると同時に、自然災害と隣り合わせの環境に置かれています。近年、地震、津波、噴火、豪雨などの自然災害が全国で多発しており、国の防災基本計画や南海トラフ地震防災対策計画において大規模災害の発生に備えた防災対策の充実を図る必要性について定められ、静岡県においても全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されています。

本町においても、平成22(2010)年の台風9号、令和元(2019)年の台風19号に伴う豪雨により甚大な被害が発生しており、今後も富士山火山災害や南海トラフ地震等の様々な激甚災害への備えを万全にし、危機管理体制を強化するとともに、消防・救護体制の構築や自治組織との連携などにも取り組む必要があります。

また、近年では特殊詐欺やSNSの普及による巧妙な犯罪などが多様化し、全国的に被害が拡大しています。本町においても、犯罪被害の件数が増加しており、町民の生活が脅かされています。被害を未然に防ぐための取組を警察等と連携して行う必要があるほか、町民意識の向上に取り組む必要があります。

(2) 子育て・福祉・健康

日本の総人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークに減少に転じています。本町の人口は、昭和35(1960)年の約26,000人をピークに減少を続け、令和7(2025)年4月1日現在の人口は16,766人(住民基本台帳)となっています。人口戦略会議が定義する「消滅可能性都市」からは脱却しましたが、依然として人口減少は継続しており、昨年度の出生数は100人を下回っています。また、転入者数も減少傾向にあります。

子育てにおいては、国はこども家庭庁の設置により、こどもまんなか社会を推進し、こども・子育て支援の充実に取り組もうとしています。本町においては共働き世帯の増加や出産後の職場復帰を望む女性の増加など、就労状況も含めた子育て環境の変化に伴った支援を行う必要があります。

福祉や健康の分野においては、国では地域共生社会に向けた体制の整備を進めており、静岡県では幸福実感(Well-being)の視点が着目されています。また、平成29(2017)年に開催された「人生100年時代構想会議 中間報告」によると、平成19(2007)年に日本で生まれた子どもの半数が107歳より長く生きると推計されています。

本町において、平均寿命は全国・静岡県とも同等の水準になっていますが、健康寿命(お達者年齢(0歳からの平均自立期間))が女性は静岡県よりも高く推移しているものの、男性は低く推移しています。この人生100年時代において幸せな人生を送るためにも、地域でつながりを持ち、安心して生活できる環境を充実させるほか、健康寿命の延伸に力を入れる必要があります。また、元気な高齢者が増えることで、医療費をはじめとする社会保障費の削減につながるだけでなく、積極的に町を支える担い手としての活躍も期待できます。

(3) 教育・文化・スポーツ

社会の変化に対応できる子どもたちの教育・学習環境の整備が求められている中、文部科学省ではSTEAM教育※の推進や、意欲・意志、自覚し見渡す力、人と協力する力等を指す非認知能力が着目されているほか、教育現場のデジタル化も進んでいます。県においても、STEAM教育やICTの導入などに取り組んでいます。

近年の社会の変化や人生100年時代といった背景に対応し、若者から高齢者まで誰もが生きがいを持って生活できるように、生涯学習やリカレント教育※の重要性が増していることから、本町でも積極的に取り組む必要があります。また、文化芸術活動やスポーツ・レクリエーション活動の振興にも継続して取り組む必要があります。

(4) 産業・経済

世界情勢の変化や金利上昇、円の需給環境の変化など経済環境が変化しつつあり、本町の産業構造や経済環境の変化への対応が課題となっています。本町では新東名高速道路の開通による都市圏へのアクセス向上を契機に、経済環境の変化に対応しながら産業の活性化を促し、地方創生に向けた取組を推進していく必要があります。

農業・林業分野においては、担い手の高齢化や後継者不足などにも取り組む必要があります。

コロナ禍を経て、全国的にインバウンドを含めた観光客が回帰しつつあり、本町でも富士山などをセールスポイントとする観光振興やグローバルな取組を推進し、交流人口の拡大や観光産業の活性化が求められます。

一方で、居住を伴う「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる「関係人口」の創出・拡大事業が国により推進されています。ICTの発達や働き方改革などによって、二拠点居住や多拠点居住といったライフスタイルの選択肢も増えています。本町でも、移住・定住と同じく多拠点居住などの関係人口の拡大に対応する必要があります。

(5) 環境

本町は富士山をはじめとする豊かな自然や清らかで豊富な水資源に恵まれています。この恵まれた自然を今後も享受し、活用してためにも環境の保全や循環型社会の構築を進めていく必要があります。

また、世界的には脱炭素社会の実現に向けた取組が行われています。国では、令和2(2020)年に2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指す、カーボンニュートラル※宣言が表明され、令和12(2030)年度に温室効果ガスを平成25(2013)年度から46%削減することを目標としています。

本町においても、令和4(2022)年3月に小山町ゼロカーボンシティ宣言※を行いました。引き続き、事業者や町民と一体となって環境問題の解決とカーボンニュートラルに向けて取り組む必要があります。

後ろに※がついている単語は、用語集に解説を掲載しています。

(6) 都市計画・都市基盤

全国的に公共施設やインフラなど社会資本の老朽化が深刻となり、生活基盤への影響が問題となっています。また、原材料価格高騰などによる公共工事への影響も懸念されています。

そのため、公共施設を単に維持管理するのではなく、令和4(2022)年3月策定の小山町公共施設等総合管理計画に基づき、経営戦略的視点から総合的に企画・管理・活用するファシリティマネジメント※の考え方で、改修・更新量を正確に把握し、計画的に実施していく必要があります。効率的な公共施設やインフラの運営管理においては、官民連携による民間活力の導入を含めた施設の集約・再編の検討も求められます。

都市計画においては、インフラの普及状況や公共交通など公共サービスの再構築も含めて、適切かつ効率的な都市機能を発揮できるように計画を策定し、実行していくことが必要です。

(7) 町政運営・協働

IoT(Internet of Things)※をはじめとするICTの飛躍的な発展と、情報通信機器の普及・多様化が進んでいます。国は電子行政サービスの推進やマイナンバー制度による行政事務の効率化等を強力に推進しています。本町においても、IoT、ビッグデータ※、人工知能(AI)※などの技術革新を積極的に取り入れます。また、先端技術の活用に加え、エビデンス※に基づく政策の構築(EBPM)などにも取り組み、行政サービスの向上を推進します。

限られた財源を最大限に活用するためにも、将来予測から現在なすべきことを考えるというバックカスティング思考※による財政運営を実施する必要があります。

まちづくりにおいては、町民の参加や協働が不可欠ですが、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化により、地域活動の参加者の減少や自治組織の高齢化・後継者不足など、担い手の確保が課題となっています。地域コミュニティ機能の低下は、有事の際の防災力の低下にも繋がることから、新しい自治会運営の在り方を考えることが急務となっています。

さらに、子どもを中心に、地域との繋がりや人間関係の希薄化が全国的に大きな問題となっています。将来の担い手を育成するためには、「小山町に住んでいてよかった」と思える愛着感、シビックプライドの醸成が重要です。郷土愛を育む活動を大切にしながら、顔の見える関係性をつくり、ともに支えあい、互いに見守ることのできる地域コミュニティの活性化を図っていく必要があります。

3 町民の意識やニーズ

(1) 町民意識調査（町民アンケート）

調査対象	町内在住の16歳以上の男女
調査方法	郵送にて調査票を配布、郵送またはWEB回答による回収方式 (層化2段無作為抽出法:町内5地区よりバランスよく無作為抽出)
配布票数	1500票
調査期間	令和7(2025)年7月1日～7月31日
回収結果	539票(回収率 35.9%)

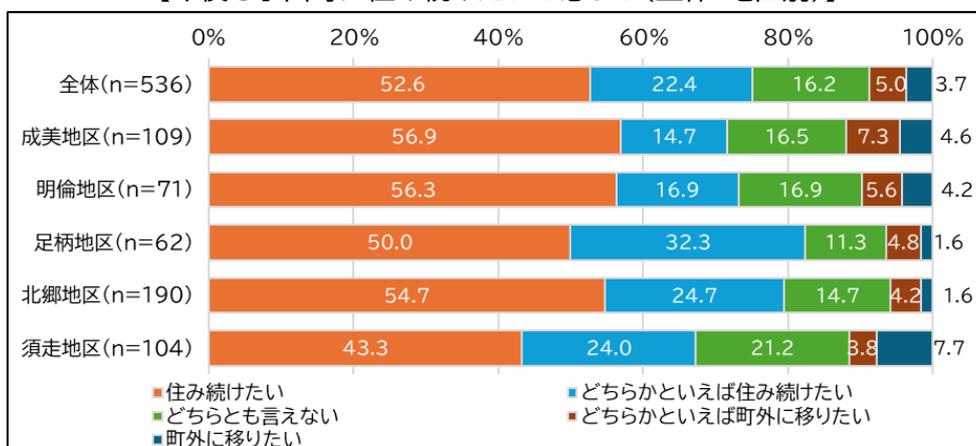
①定住意向

今後も小山町に住み続けたいと思うかについて、全体では75%の方が定住意向を示しています。

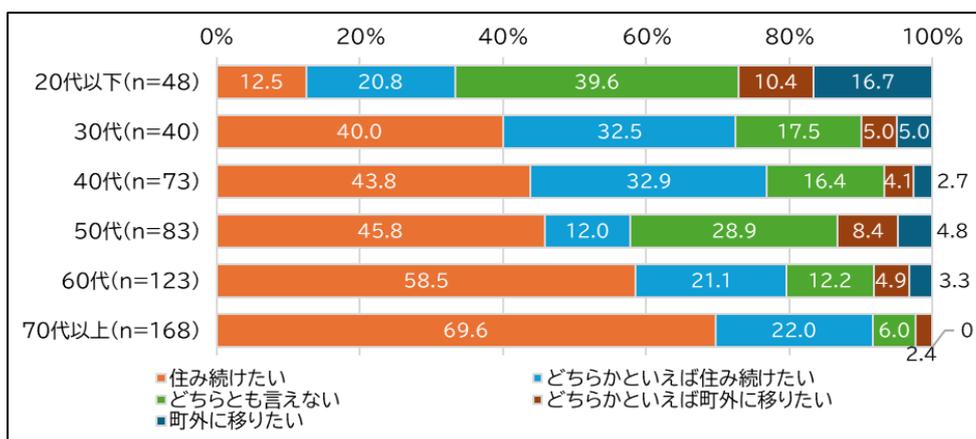
地区別でみると、足柄地区の定住意欲が80%台と最も高い一方で、須走地区の定住意向が60%台と低くなっています。

年代別でみると、20代以下の定住意向は他の世代と比較して非常に低く、年齢が上がるにつれ「住み続けたい」の割合が増加する傾向にあります。一方で、50代では20代に次いで「どちらとも言えない」や町外への転出意欲を持っている方が多くなっています。

【今後も小山町に住み続けたいと思うか(全体・地区別)】



【今後も小山町に住み続けたいと思うか(年代別)】

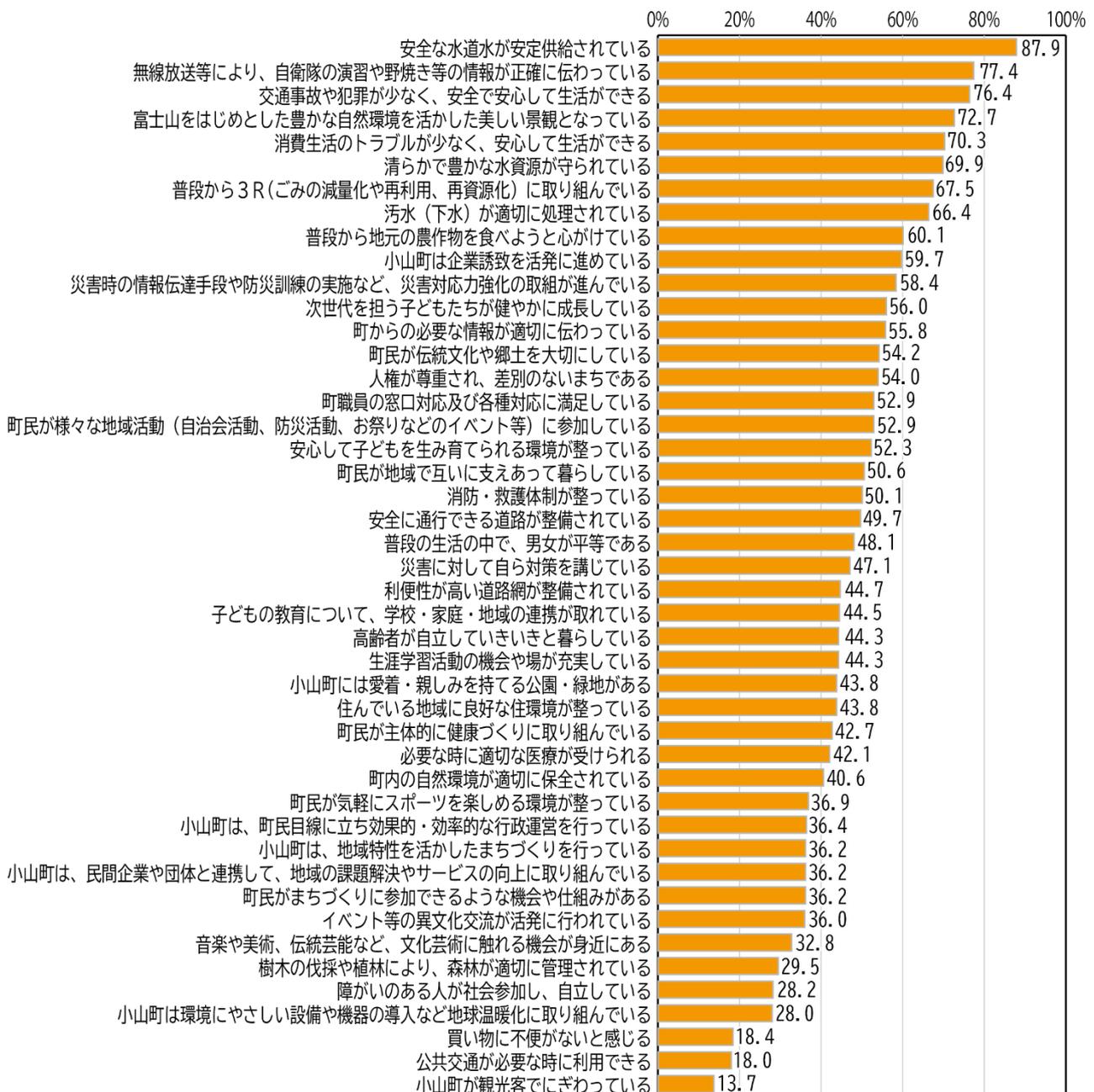


②施策や暮らしの現状に関する満足度

小山町の暮らしの中で感じていることについて、支持が高いものは「安全な水道水が安定供給されている」「無線放送等により、自衛隊の演習や野焼き等の情報が正確に伝わっている」「交通事故や犯罪が少なく、安全で安心して生活ができる」などとなっています。

一方、支持が低いものは「小山町が観光客でにぎわっている」「公共交通が必要な時に利用できる」「買い物に不便がないと感じる」となっており、富士山をはじめとする地域資源を観光に活かしきれていないと感じている方、町民生活に直結する交通や買い物などの生活利便性が低いと感じている方が多いことが分かります。

【暮らし中で感じていること(支持が高い順)】



※設問に対して「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した人の割合を表している

(2) 中学生アンケート調査

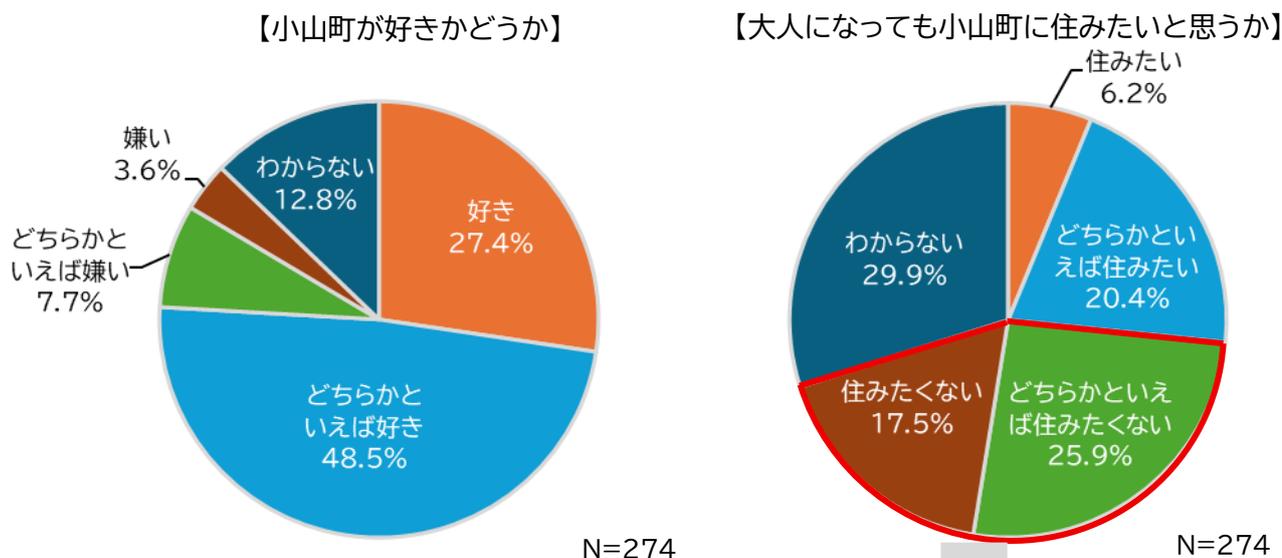
調査対象	町立中学校 3 校の全校生徒
調査方法	ウェブによるアンケート
調査期間	令和 7(2025)年 2 月 1 日～3 月 17 日
回収結果	274 票(回収率 68%)

①町への愛着と定住意向

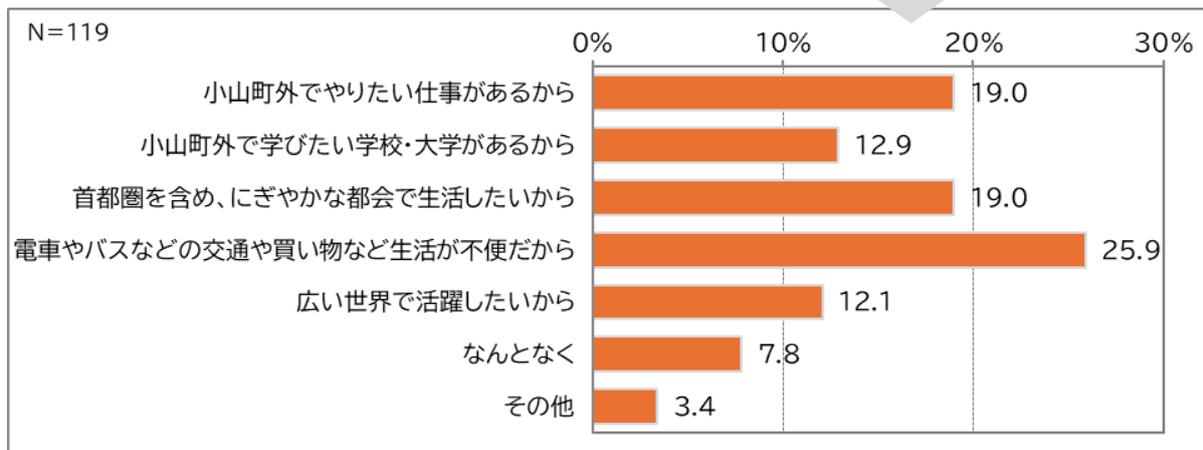
「小山町が好きかどうか」について、約76%が「好き」「どちらかといえば好き」と回答しており、中学生の多くは、小山町への愛着が高いことがうかがえます。

一方で、「大人になっても小山町に住みたいと思うか」については「住みたい」「どちらかといえば住みたい」と回答した方は26.6%にとどまり、「住みたくない」「どちらかといえば住みたくない」が43.4%と上回っています。

上記のように、愛着はあるものの、定住意欲が低い理由としては、「電車やバスなどの交通や買い物など生活が不便だから」「小山町外でやりたい仕事があるから」「首都圏を含め、にぎやかな都会で生活したいから」などが挙げられています。町民意識調査と同じく、中学生についても、生活の利便性に関して不満を持っていることが分かります。



【住みたくない理由】



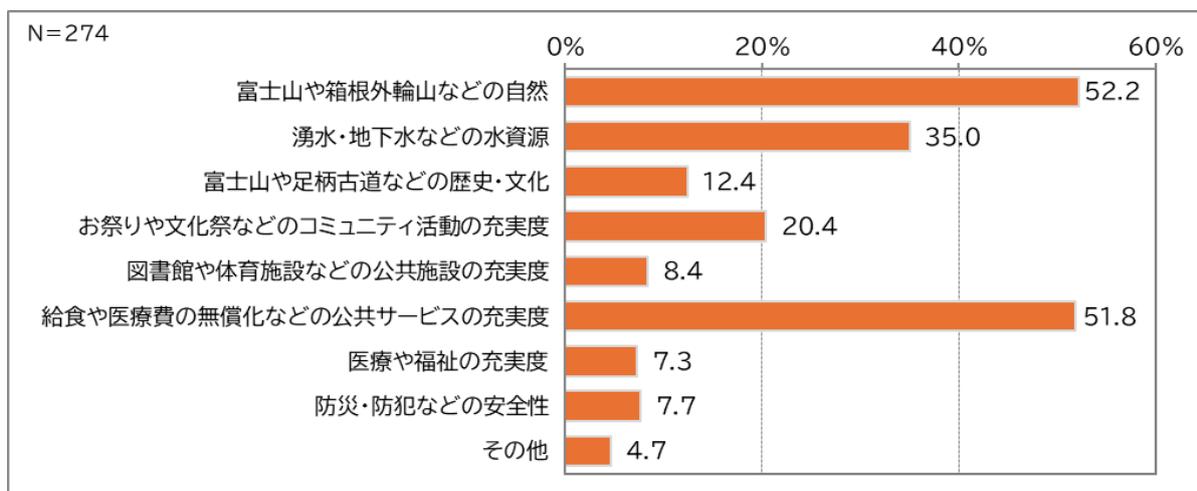
②小山町の強みと理想像

「小山町は“ココが(コレが)素晴らしい!”と感ずること」について、「富士山や箱根外輪山などの自然」「給食や医療費無償化などの公共サービス」「湧水・地下水などの水資源」が上位となっています。

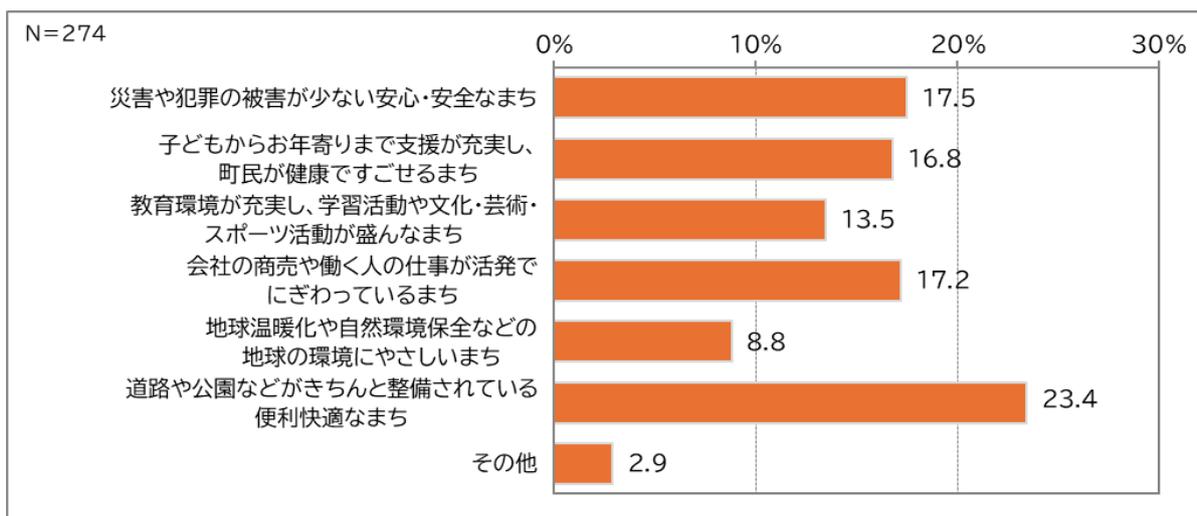
一方で、「大人になった時、小山町がどんな町になっていたら良いと思うか」については「道路や公園などがきちんと整備されているまち」をはじめとして「災害や犯罪の少ない安心・安全なまち」「会社の商売や働く人の仕事が活発でにぎやかなまち」「子どもからお年寄りまで支援が充実し、町民が健康ですごせるまち」となっています。

こうした素晴らしいと感じている現状と、どんな町になっていたら良いと思うかといった理想とのギャップに対応をしていく必要があります。

【小山町は“ココが(コレが)素晴らしい!”と感ずること】



【大人になった時、小山町がどんな町になっていたら良いと思うか】



(3) 若者アンケート調査

調査対象	町内在住の15歳から29歳の方
調査方法	ウェブによるアンケート
調査期間	令和7(2025)年2月14日～3月5日
回収結果	172票(回収率12%)

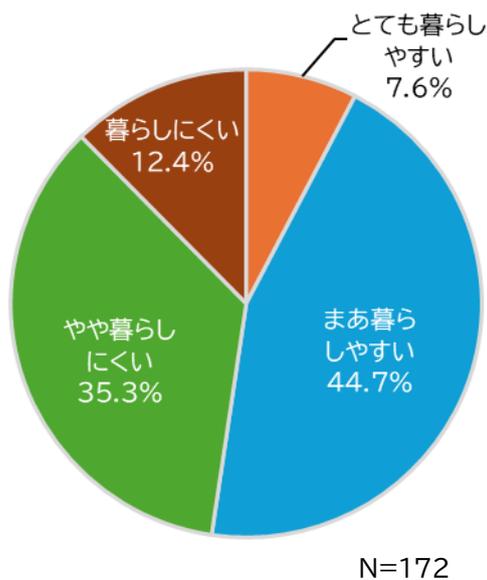
①暮らしやすさと定住意向

「小山町は暮らしやすい町か」について、「とても暮らしやすい」「まあまあ暮らしやすい」が過半数となっています。

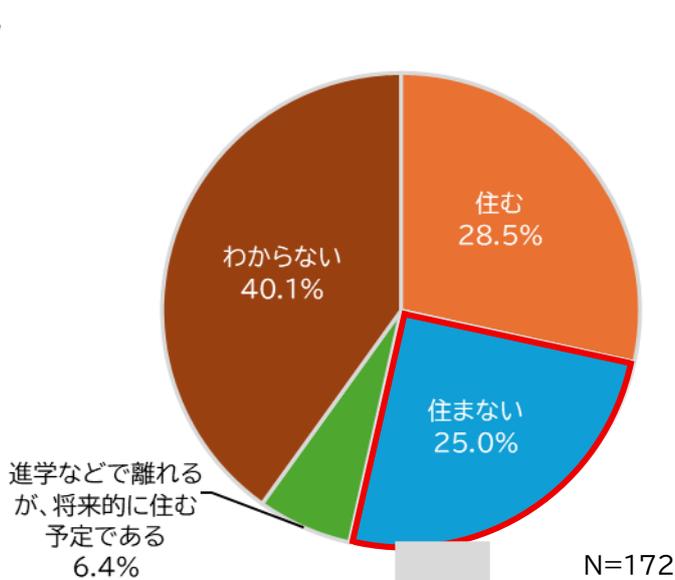
一方で、「これからも小山町に住む予定か」について、社会人層では「住む」が約半数と高いものの、高校生・大学生層では低くなっています。

その理由として、「交通や買い物など生活が不便だから」「町外でやりたい仕事があるから」「町外で学びたい学校・大学があるから」が上位となっており、町民意識調査と同様に生活利便性に課題があることが分かる一方で、町の教育・産業構造の課題が浮かび上がっています。

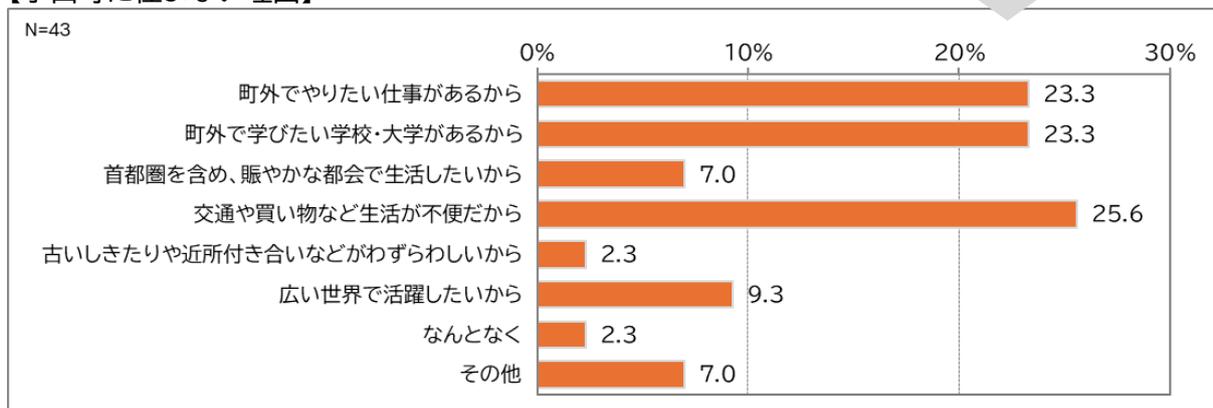
【小山町は暮らしやすい町か】



【これからも小山町に住む予定か】



【小山町に住まない理由】

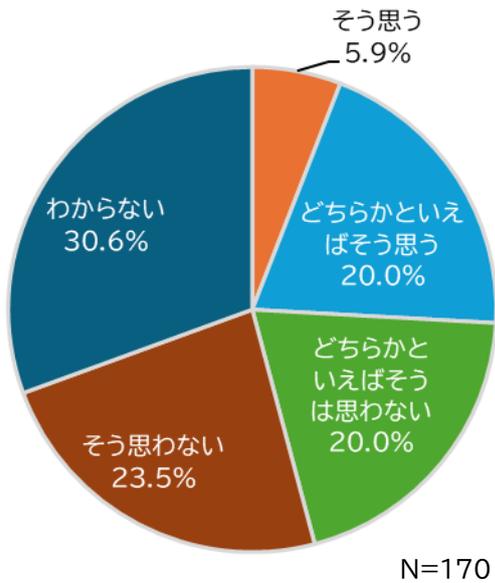


②町政への参加意向

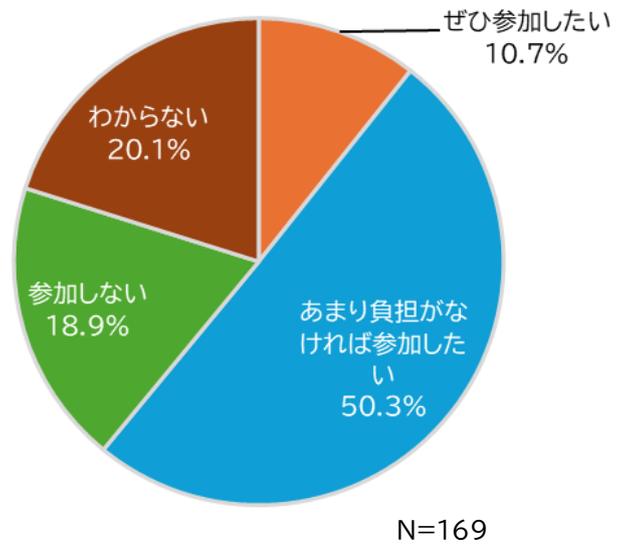
町政に若者の意見が反映されていると思うかについて、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」は25.9%にとどまりました。

町政に若者の声を届ける場があれば参加したいかについて「ぜひ参加したい」「あまり負担がなければ参加したい」が61%となり、若者が町政に対し一定の関心を持っていることが分かります。こうした関心を形にするための環境や導線づくりに努めていくことが必要と考えられます。

【町政に若者の意見が反映されていると思うか】



【町政に若者の声を届ける機会があれば参加したいか】



(4) アイデア・意見聴取アンケート調査

調査対象	全ての町民
調査方法	ウェブによるアンケート、町役場等での留置き調査
調査期間	令和7(2025)年2月1日～3月5日
回収結果	54票

①小山町が住みやすくなるためのアイデア

小山町が住みやすくなるためのアイデアについて、特に回答が多かった分野を取りまとめた結果、大きく「商業施設の充実」「公共交通の充実」「子育て支援の充実」となりました。各分野の主な意見は以下の通りです。

商業施設の充実に関する主な意見

意見
ドラッグストア、100円均一ショップなどの誘致
ショッピングモール(イオンなど)の誘致
飲食施設(焼肉屋、ピザ屋など)の誘致

公共交通の充実に関する主な意見

意見
デマンドバスや電車等の運行本数の増加
駅と連携したバスの運行本数の増加、御殿場駅までのバス運行
高齢者向けタクシー割引券・優待券の導入

子育て支援施設の充実に関する主な意見

意見
梅雨や冬でも関係なく遊べる屋内施設の整備
安全に遊べる公園やあそび場の充実
児童館や子ども向け施設の増設

②小山町を明るく元気にするためにできること

小山町を明るく元気にするためにできることとして、特に回答が多かった分野を取りまとめた結果、「地域交流の活性化」「子育て環境の充実」「観光振興」となりました。主な意見は以下の通りです。

地域交流の活性化に関する主な意見

意見
お年寄りから子どもまで参加できるゲームや体操の場を企画
モルックなどスポーツイベントへの参加
市民協働やボランティア活動への参加

子育て環境の充実に関する主な意見

意見
教室やあそび場の提供
部活動の指導
ママ同士の教室の情報共有・連携

観光振興への貢献に関する主な意見

意見
町の知名度向上のための SNS 発信
富士霊園やスピードウェイを紹介
地域の魅力を発信するイベント

第2部 基本構想

まちづくりの基本理念、小山町が目指す将来像、基本目標、施策の大綱などについて、第5次小山町総合計画策定時の考え方を踏襲していますが、一部については時点修正として、限定的な見直しを実施しています。

第1章 まちづくりの基本理念

本町では、平成 27(2015)年 12 月、小山町自治基本条例を制定し、これからのまちづくりを進める上で基礎となる考え方を「まちづくりの基本理念」として、以下の3点を定めました。

- 町民及び町は、町民がまちづくりの主体であることを認識し、参加と協働によるまちづくりの推進を図る。
- 町民及び町は、まちづくりの推進において、個人の尊厳及び自由を尊重するとともに、法令及び小山町自治基本条例等の規定を遵守する。
- 町は、町民の意思を町政に反映するよう努めるとともに、公正で開かれたまちづくりを推進する。

(小山町自治基本条例 第2章4条)

また、同条例では以下の3つの「まちづくりの基本原則」のもと、町民・議会・行政が一体となってまちづくりを推進していくこととしています。



本計画は、この基本理念、基本原則に基づき推進していくものとします。

第2章 まちづくりの目標

まちづくりに対する町民の意向と、社会環境の変化と課題を踏まえ、目指す将来像を以下のとおり定めます。

目指す将来像

「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」

育

本町は、富士山に象徴される豊かな自然環境に恵まれ、心豊かな子育てには格好の舞台と言えます。現在、子ども医療費の無料化やこども園の充実をはじめ、子育てにやさしいまちづくりを進めています。また、最先端のICT技術の導入などにより教育環境の充実を図るとともに、一人ひとりの個性に向き合いながら心身の健全育成に努めています。

これからも、ずっとこの町で子どもを**育てたい**と思える町を目指します。

暮

本町はこれまで、都心部に隣接し、かつ各種交通基盤にも恵まれているという利点を活かし、企業の誘致や移住定住施策を推進してきました。

これからは、町民満足度のさらなる向上のために、利便性や快適性など町民の生活重視の施策や事業の推進に重心を置き、町民のニーズに沿ったきめ細かな行政サービスの提供とともに心通う地域社会の再構築に努め、ここで**暮らしたい**、暮らし続けたいと思える町を目指します。また、その情報を町外に向け強く発信していくことで、町外の方からも暮らしたい、暮らし続けたい場所として選ばれる町となることを目指します。

帰

新型コロナウイルス感染症の蔓延を契機として東京一極集中の働き方が見直され、テレワークなどの新しいライフスタイルが広がりつつあります。

本町は、新しい働き方の実現に適した首都圏からの時間的・地理的条件が整っていると同時に、何よりも豊かな自然環境を兼ね備えています。

町内の若者に、働き方改革や心身の健康という価値観から故郷を見つめなおすことを働きかけると同時に、関係人口の創出・拡大など町の活性化を図り、内外に小山町の特長を広くPRすることで、一度町外に出た若者たちが、**帰りたい**と思える町を目指します。

本計画は、この将来像を達成するための、令和3(2021)年度から今後10年間の取組を定めるものです。

第3章 施策の大綱

まちづくりの理念と目指す将来像を踏まえ、7つの基本目標を設定しています。

1 安全・安心なまち 【防災・防犯・町民生活】

自然災害や危機に強い地域をつくるため、自助、共助、公助による地域防災力の向上と危機管理体制の構築を進めるとともに、防犯対策・交通安全対策等を強化し、町民が安全で安心して生活できるまちを実現します。

2 健康で笑顔あふれるまち 【子育て・福祉・健康】

安心して子どもを産み育てられるよう、切れ目のない支援を充実させるとともに、すべての町民が地域のなかでつながり、自分らしく生きられる地域社会を築けるよう、福祉・健康・医療における施策連携を充実させ、生涯にわたって健康で笑顔があふれるまちを実現します。

3 文化の薫るまち 【教育・文化・スポーツ】

学校・地域・家庭が連携し、児童・生徒の主体性を育む教育を行うとともに、日々の暮らしの中で郷土の歴史や文化芸術に親しみ、スポーツを楽しめ、地域・国境を超えた交流が生まれる、町民が心豊かに生活できるまちを実現します。

4 活力あふれるまち 【産業・経済】

持続的で成長可能な産業として農業・林業を営めるようにするとともに、地域資源を活かした観光振興、三来拠点事業・地域企業の基盤強化をはじめとする商工業振興により地域経済を活性化させ、活力あふれるまちを実現します。

5 富士山と共に生きるまち 【環境】

富士山と共に生きるまちとして町・町民・事業者が一体となり、生活環境の保全、脱炭素、循環型社会形成を推進するなど、環境にやさしい暮らしを営み、豊かな自然環境と水資源が守られているまちを実現します。

6 便利で快適なまち 【都市計画・都市基盤】

上・下水道や道路、住まい等の整備・管理により、安全かつ衛生的で、安心できる都市基盤を確保するとともに、地域特性に応じた土地活用や交通ネットワーク等を計画的・効果的に形成し、便利で快適なまちを実現します。

7 計画を推進するために 【町政運営・協働】

時代の変化に対応できる持続可能なまちとなるため、効果的・効率的な町政運営を柔軟に行うとともに、多様な主体との連携によるまちづくりを推進します。

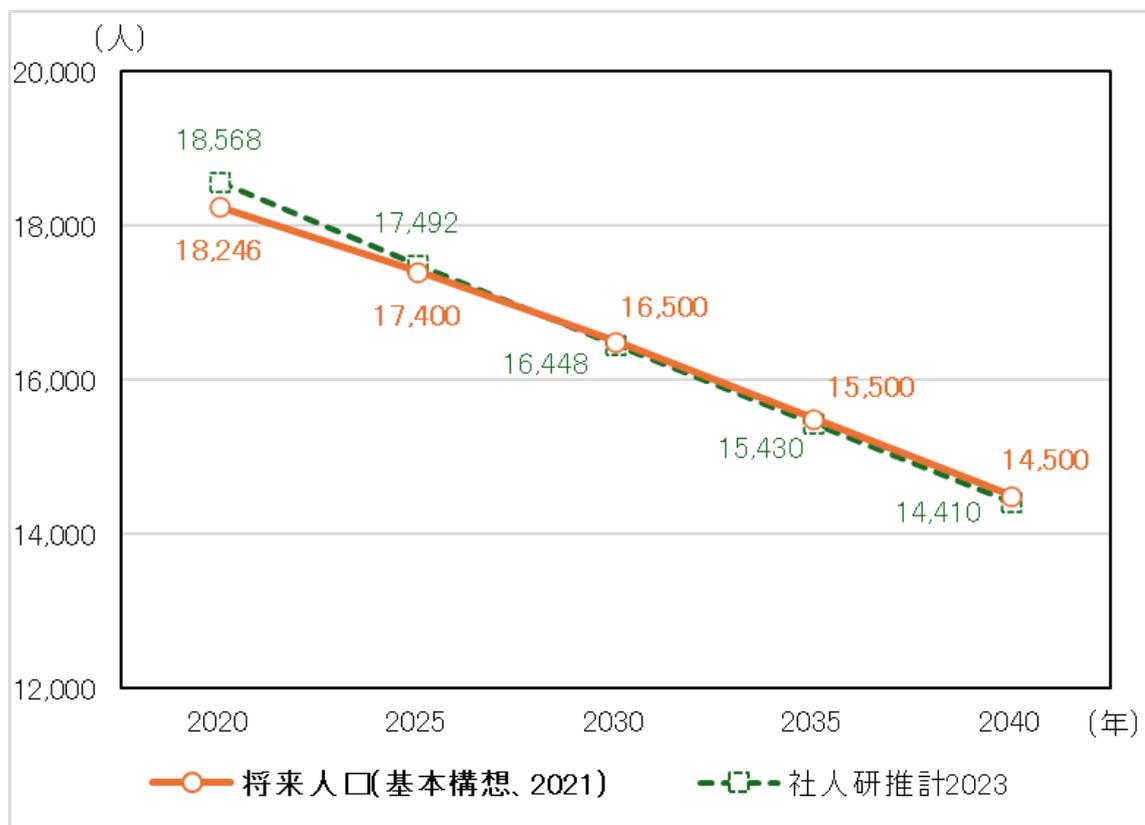
また、町民一人ひとりがまちづくりの担い手であることから、町民の参加・協働が進むまちを目指します。

第4章 将来人口と土地利用

1 将来人口

令和3(2021)年度策定の基本構想で設定した将来人口(以下、「現目標人口」という。)について、新たな国の公表値(国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5(2023)年推計)」、以下、「社人研推計2023」という。)をもとに再検討しました。

その結果、社人研推計2023は現目標人口に非常に近い数字となっています。それを踏まえて、第5次小山町総合計画 後期基本計画の計画期間の最終年である令和12(2030)年度の将来人口は、現目標人口達成に向けた政策の方向性を維持し、後期基本計画に掲げる施策の推進により、現在設定している16,500人のままとします。



2 土地利用の基本方針

(1) 豊かな自然と調和した土地利用

富士山をはじめとした自然を保全する地域、人々が住み活動する都市的利用地域、自然環境の保全を基調としつつ人々の暮らしに生かす地域が調和した、秩序ある土地利用を図ります。

(2) 安全で安心できる土地利用

近い将来発生が予想されている南海トラフ地震や相模トラフ地震、頻発する集中豪雨による災害、さらには富士山噴火など小山町は多様な災害が懸念されています。地域の実情に応じた防災対策を進め、誰もが安全で安心して生活できる災害に強い土地利用を図ります。

(3) 地域の特性を生かした土地利用

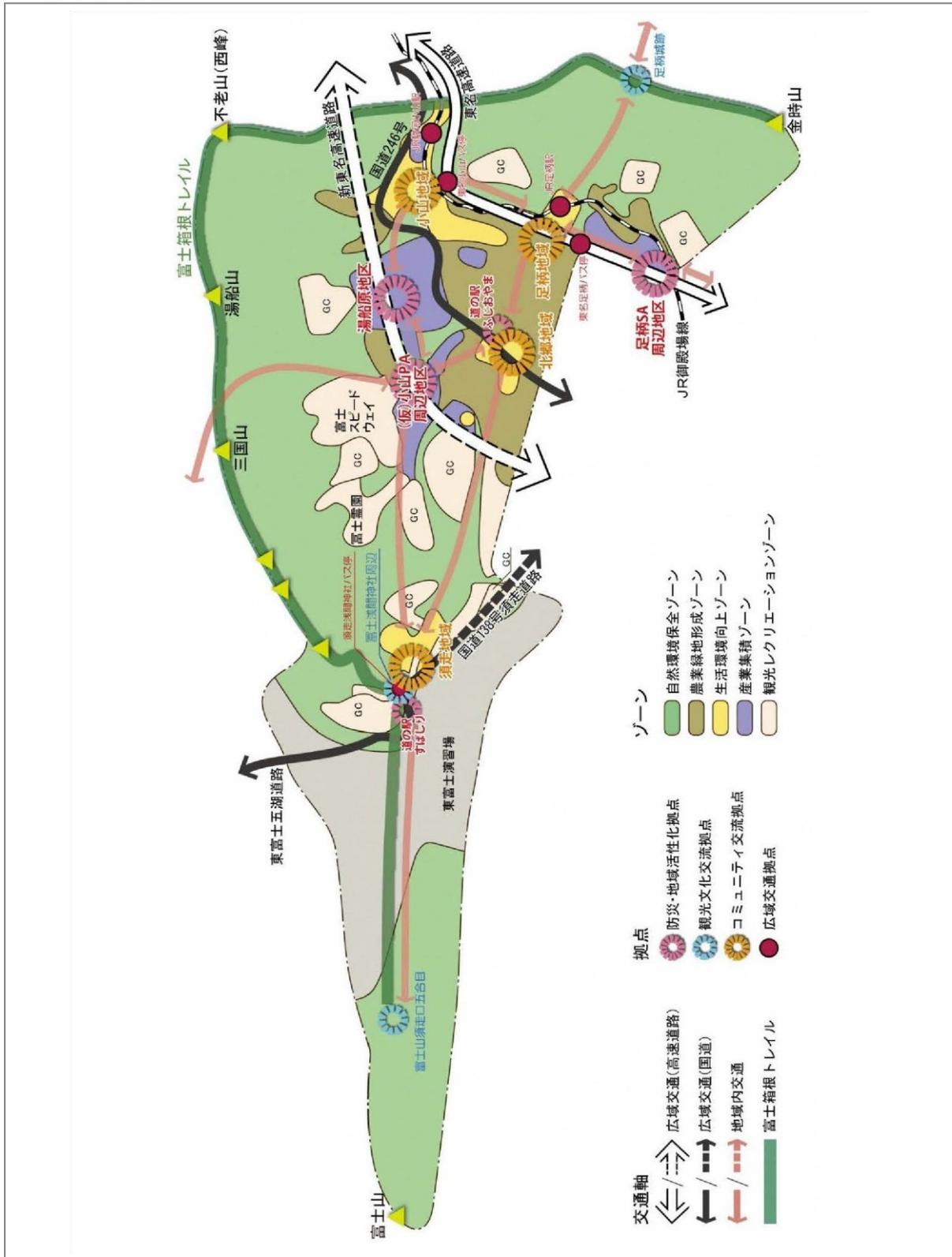
豊かな自然環境を基本として、小山、足柄、北郷、須走地域のそれぞれの持つ地域特性や歴史、文化資源を生かした個性ある土地利用を進めます。

3 土地利用構想

(1) 地域類型別概要

地域類型区分は以下の図に掲げる5つのゾーンと3つの拠点、これらを支える交通軸とします。

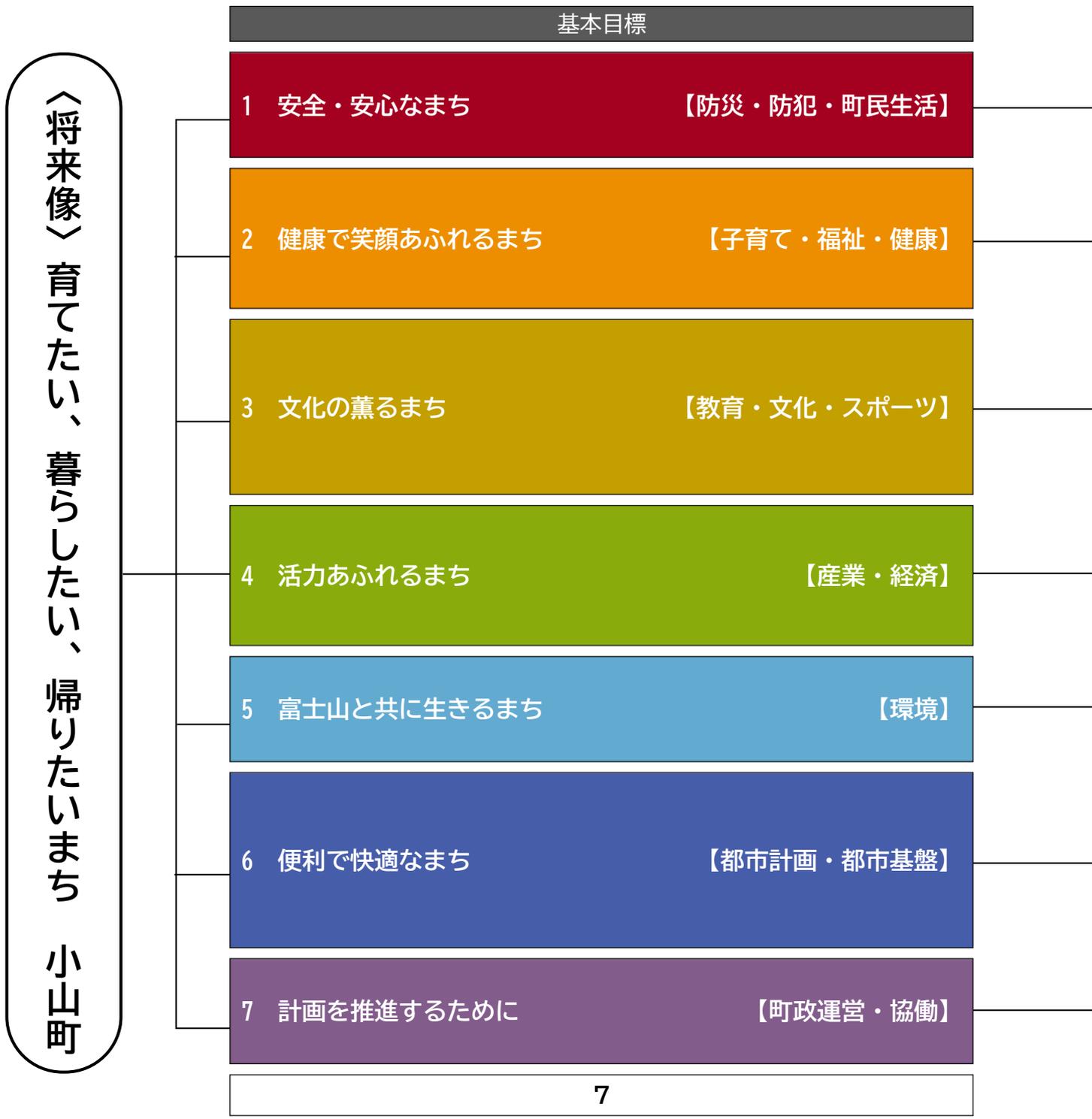
■土地利用構想図



第3部 後期基本計画

序章 後期基本計画の概要

1 後期基本計画の構成



基本施策		施策分野	
1-1	防災・危機管理体制の強化	防災・減災・治山治水・危機管理	
	1-2	消防・救護対策の推進	消防・救護
	1-3	交通事故・犯罪のないまちづくり	交通安全・防犯・消費生活
2-1	子ども・子育て支援の充実	子育て支援・児童福祉	
	2-2	地域共生社会の実現に向けた取組	地域福祉・障害福祉・高齢福祉
	2-3	保健・医療の充実	保健・医療
	2-4	人権・多様性の尊重	人権・多様性・男女共同参画
3-1	学校教育の充実	学校教育	
	3-2	心豊かな生涯学習の推進	生涯学習・青少年育成
	3-3	文化芸術活動・歴史文化の振興	文化芸術・歴史文化
	3-4	スポーツ・レクリエーション活動の振興	スポーツ・レクリエーション
	3-5	地域間交流・国際交流の推進	地域間交流・国際交流・多文化共生
4-1	商工業の振興	雇用創出・経済活動・商工業	
	4-2	地域資源を活用した観光交流の振興	観光交流
	4-3	活力ある農業の振興と継承	農業
	4-4	適切な森林整備を通じた林業の活性化	林業
5-1	恵まれた環境や水資源の保全	富士山・環境保全・水資源	
	5-2	地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策・脱炭素
	5-3	資源循環型社会の構築	ごみ・環境衛生・食品ロス
6-1	公共交通の維持・活性化	公共交通	
	6-2	安全な水の安定供給と適切な下水処理	上・下水道
	6-3	安全で快適な道路網の整備	道路網
	6-4	活力ある土地利用の促進	土地利用・景観
	6-5	良好な住環境の整備	住環境・移住定住・公園・緑地
7-1	時代の変化に対応できる行財政運営	行財政運営・DX 推進	
	7-2	連携によるまちづくり	公民連携・広域連携・自衛隊
	7-3	町民参画・協働によるまちづくり	参加・協働・情報共有
27			

2 後期基本計画の構成と見方

■基本施策<施策分野>
基本施策とその分野を示しています

■SDGs アイコン
「持続可能な開発目標(SDGs)」における位置づけを示しています

■5年後の姿
施策を推進することにより、5年後(令和12年度)に、まちの状態がどのようなになっていることを目指すのかを示しています

■現状と課題
施策を取り巻く社会情勢や、本町の現状と、本町の抱える課題を記述しています

■指標
施策の進捗状況や成果を測るものさしとなる指標です

第1章 安全・安心なまち【防災・防犯・町民生活】

1-1 防災・危機管理体制の強化 <防災・減災・治山治水・危機管理>

5年後の姿

誰もが安心して暮らせる災害に強いまちとなっています。

現状と課題

現状

- 本町では、相模トラフ沿いで発生する地震や、広域被災が予想される南海トラフ巨大地震、富士山火山災害など大規模災害の発生が懸念されています。
- 災害時などにおける確実な情報伝達手段を確保するため、情報伝達手段の多重化を図るとともに、防災資機材及び備蓄品の適正な管理を行い、必要な備蓄数量を安定的に確保しています。
- 災害時に自ら避難することが困難な人の避難支援を推進するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新するとともに、自主防災会及び民生委員・児童委員に提供し、有事に備えた体制を整えています。
- 減災の取組として、出前講座の実施や自主防災組織への防災資機材購入の補助を実施しています。

課題

- 激甚化する災害や複雑多様化する町民生活を脅かす事態に的確に対応するため、日ごろの備えの大切さを周知・啓発し、国や県、地域と一体になって防災・減災への準備を進めていく必要があります。
- 国や県の方針や新たな災害による教訓等、状況の変化に応じて、町の指針や計画を見直していく必要があります。
- 大規模災害時の避難場所や物資の供給・運搬をはじめ、様々な支援に係る協定の締結について、引き続き充実を図る必要があります。
- 災害発生時の被害を最小限に抑えるために、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域で互いに力を合わせて助け合う「共助」、行政が主体となって行う「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「災害時の情報伝達手段や防災訓練の実施など、災害対応力強化の取組が進んでいる」と回答する町民の割合	58.4%	60%	町民意識調査
②「災害に対して自ら対策を講じている」と回答する町民の割合	47.1%	50%	町民意識調査
③各行政区に1名以上の防災士の配置	35地区	40地区	小山町国土強靱化地域計画における目標値
④治山事業の推進	1地区	3地区	予防治山の実施

■ユニバーサルデザインの視点

- ・高齢者に配慮した可読文字サイズ 9.8 ポイント以上、白抜き文字は 12 ポイント以上とします
- ・一つの文章が長くなりすぎないように配慮します

■施策の方向性

施策のなかでの取組分野と今後の方向性を示しています

施策の方向性

(1)防災体制・危機管理体制の充実

各地で発生した大規模災害の教訓や過去の災害経験等を踏まえ、迅速かつ的確に対応できるよう関係機関と連携を図り、防災体制・危機管理体制の構築に取り組み、大規模災害への対応力を強化します。

実施する主な事業

- 地域防災計画等の各種防災計画を定期的に見直し、さらなる充実を図ります。
- 防災行政無線等の情報伝達体制の強化を図ります。
- 迅速な応急対応を確保するため、企業・団体・他自治体との災害協定を推進します。
- デジタル等新技術を活用し、災害対応力の強化を図ります。

(2)自然災害への対策

国土強靱化地域計画※に基づき、地震など大規模自然災害に強い地域づくりを進めます。また、災害に強い森林づくりや治山施設の整備、適切な土地利用指導などを行うことで、治山治水対策を推進します。

実施する主な事業

- 防災・医療救護訓練、広報活動などを通して、防災知識の普及と意識の啓発を行います。
- 災害時に必要な資機材の更新・整備、避難所の生活環境の改善を行います。
- 治山施設の整備や治山パトロールを行います。
- 小山町山地強靱化総合対策協議会の活動を通して、林地保全の啓発を行います。
- 治水対策のため、河川浚渫等の維持管理を行います。

(3)地域防災力の強化

災害発生時にも、各々が適切に対応し、円滑な初動対応及び迅速な復旧が図れるように、自助、共助及び公助による災害対応能力を向上させ、地域や組織間の連携の強化を進めます。

実施する主な事業

- 町内の自主防災組織の充実・強化を図ります。
- 地域で防災活動を牽引する人材の育成を推進します。
- 自らの命を守り、地域に貢献できる人材を育成するため、小中学校での防災教育を推進します。

関連する主な計画

小山町国土強靱化地域計画/小山町地域防災計画/小山町地震対策アクションプログラム/小山町富士山噴火に対する避難計画/小山町森林整備計画/小山町公共施設等総合管理計画/小山町水防計画書/小山町国民保護計画/小山町自然災害業務継続計画

関連する施策

- 施策2-3 保健・医療の充実「(3)感染症などへの対応による健康危機管理対策の強化」
- 施策4-4 適切な森林整備を通じた林業の活性化「(3)森林整備の基盤となる路網整備の推進」
- 施策6-2 安全な水の安定供給と適切な下水処理「(1)水道水の安定供給と水質管理」
- 施策6-3 安全で快適な道路網の整備「(3)安全なインフラ整備の促進」
- 施策6-5 良好な住環境の整備「(1)良質で誰もが安心して住める住環境づくり」

■関連する施策

横断的に施策を推進するため、関連性の高い施策、連携を図っていく施策と施策の方向性を示しています

■実施する主な事業

施策の方向性に紐づく、5年間で実施する主要な事業を示しています

■関連する主な計画

施策と関連性が高い町で策定している計画やプログラムなどを示しています

3 地方版総合戦略との関係

(1) 地方版総合戦略との関係

前期基本計画では、「小山町まち・ひと・しごと創生総合戦略」(令和3(2021)年度～令和7(2025)年度)の内容を含めて総合計画での一体的な策定を行いましたが、地方版総合戦略は総合計画とは目的や政策範囲が一致しないことを鑑み、後期基本計画では、一体化することなくそれぞれで策定します。

一方で、総合計画と地方版総合戦略は緊密に連携及び補完する役割を担うことから、他の各種個別計画と同様に、整合を図ります。

4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

(1) 地方創生とSDGs

「持続可能な開発目標(SDGs)」とは、平成27(2015)年9月の国連サミットで採択されたよりよい世界を目指すための目標のことです。17のゴールと169のターゲットが掲げられており、我が国においても、「誰一人取り残さない」社会を実現するために積極的に取り組むことになりました。

平成28(2016)年12月に策定された「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」では、地方自治体がSDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

令和5(2023)年12月には改定版が発表され、下記の5つの重点事項を掲げるとともに、SDGsの浸透に地方自治体の積極的な取組が不可欠であること明記されています。

<5つの重点事項>

- ① 持続可能な経済・社会システムの構築
- ② 「誰一人取り残さない」包摂社会の実現
- ③ 地球規模の主要課題への取り組み強化
- ④ 国際社会との連携・協働
- ⑤ 平和の持続と持続可能な開発の一体的推進

資料:令和5(2023)年12月19日 SDGs推進本部決定「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」

なお本町は、令和7(2025)年7月にSDGsの達成に向けて優れた取組を行う自治体として、内閣府より「SDGs未来都市」に選定されました。SDGs未来都市としての責任を果たすべく、後期基本計画においても、より一層、地域の特性を生かした持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

(2) SDGsのゴールと自治体行政の役割

国土交通省住宅局支援のもと、自治体SDGsガイドライン検討委員会によって作成されたガイドラインでは、SDGsの17のゴールと自治体行政の役割について、以下のとおり示しています。

目標 (ゴール)	自治体の果たしうる役割
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>1 貧困をなくそう 自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体において、すべての市民が必要最低限の暮らしを確保することができるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>2 飢餓をゼロに 自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>3 すべての人に健康と福祉を 住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことが住民の健康状態の維持・改善に必要であるという研究も報告されています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに 教育の中でも特に義務教育等の初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取り組みは重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>5 ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子供等の弱者の人権を守る取り組みは大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために、行政職員や審議会委員等における女性の割合を増やすのも重要な取り組みといえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に 安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに 公共建築物に対して率先して省エネや再エネ利用を推進したり、住民が省／再エネ対策を推進するのを支援する等、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源利用のアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>8 働きがいも経済成長も 自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>

 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう 自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう 差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>11 住み続けられるまちづくりを 包摂的で、安全、レジリエントで持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任 環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことで自治体はこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>13 気候変動に具体的な対策を 気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう 海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因しているといわれています。まちの中で発生した汚染が河川等を通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>15 陸の豊かさを守ろう 自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に 平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p>	<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう 自治体は公的／民間セクター、市民、NGO／NPOなどの多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：「私たちのまちにとってのSDGs（持続可能な開発目標）－導入のためのガイドライン－」（一般財団法人建築環境・省エネルギー機構）

（3）第5次小山町総合計画とSDGs

SDGsが目指す17のゴールは、人口減少や地域経済の縮小といった本町が抱える課題の解決に当てはまるものが多いことから、本町においては、総合計画の施策を講じることによってSDGsの推進を図るものとし、

■後期基本計画における施策とSDGsの対応表

後期基本計画 施策		SDGs の 17 のゴール					
							
1-1	防災・危機管理体制の強化						
1-2	消防・救護対策の推進						
1-3	交通事故・犯罪のないまちづくり			●			
2-1	子ども・子育て支援の充実	●	●		●		
2-2	地域共生社会の実現に向けた取組	●		●			
2-3	保健・医療の充実			●			
2-4	人権・多様性の尊重					●	
3-1	学校教育の充実				●	●	
3-2	心豊かな生涯学習の推進				●		
3-3	文化芸術活動・歴史文化の振興				●		
3-4	スポーツ・レクリエーション活動の振興			●			
3-5	地域間交流・国際交流の推進			●	●		
4-1	商工業の振興		●				
4-2	地域資源を活用した観光交流の振興						
4-3	活力ある農業の振興と継承		●				
4-4	適切な森林整備を通じた林業の活性化						
5-1	恵まれた環境や水資源の保全						●
5-2	地球温暖化対策の推進						
5-3	資源循環型社会の構築						
6-1	公共交通の維持・活性化						
6-2	安全な水の安定供給と適切な下水処理						●
6-3	安全で快適な道路網の整備						
6-4	活力ある土地利用の促進						
6-5	良好な住環境の整備						
7-1	時代の変化に対応できる行財政運営						
7-2	連携によるまちづくり						
7-3	町民参画・協働によるまちづくり						

7 再生可能エネルギー	8 働きがい、経済成長	9 産業と技術革新の高度化	10 人や国の平等	11 持続可能な都市とコミュニティ	12 つくばる責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正な社会を築こう	17 パートナーシップで目標を達成しよう
				●		●				●
				●						●
				●					●	●
									●	
			●							
			●	●					●	
				●						
				●						
				●						
	●		●	●					●	●
●	●	●		●						
	●									●
	●	●			●	●		●		●
								●		
				●	●	●	●	●		
●				●		●				
				●	●	●	●			
		●		●						●
		●		●			●			
		●		●						
		●		●				●		
		●		●				●		●
	●	●		●						
	●	●							●	●
				●						●

5 重点プロジェクト

重点プロジェクトとは、基本構想で掲げた「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」という目指す理想像の達成に向け、後期基本計画で重点的に取り組む施策や事業を束ねたプロジェクトのことです。

町民意識調査や後期基本計画策定の際に実施した各種町民への意見聴取、社会情勢を踏まえ、以下の3つを選定しています。

1. 安心して快適に暮らせるおやまの創出

目的

町民が「暮らし続けたい」と思えるように、そして子育て世代をはじめとする若者が子どもを「育てたい」と思えるようにするため、安全・安心の基盤整備を強化し、町民のニーズが高い、交通や買い物といった生活利便性や子育て環境の向上に努めます。あわせて、結婚・妊娠・出産・子育て・介護・健康づくりなど、ライフステージに応じたきめ細かな支援を展開し、定住を促進します。

主な事業

- ①：母子保健と児童福祉の一体的かつ切れ目のない子育て支援の充実と環境整備
- ②：小中一貫校化、屋内温水プール整備等の教育環境整備
- ③：公共交通の充実（定時巡回バス、デマンドバス、ライドシェア等）
- ④：地域優良賃貸住宅の整備と良好な住宅地の整備

成果指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「今後も小山町に住み続けたい」と思う町民の割合	75.0%	75.0%	町民意識調査
②「安心して子どもを産み育てられる環境が整っている」と回答する町民の割合	52.3%	57.0%	町民意識調査
③「公共交通が必要な時に利用できる」と回答する町民の割合	18.0%	25.0%	町民意識調査
④「住んでいる地域に良好な住環境が整っている」と回答する町民の割合	43.8%	45.0%	町民意識調査

主要な関連する施策

- 1-1:防災・危機管理体制の強化、1-3:交通事故・犯罪のないまちづくり、
- 2-1:子ども・子育て支援の充実、2-2:地域共生社会の実現に向けた取組、
- 3-1:学校教育の充実、3-4:スポーツ・レクリエーション活動の振興、
- 6-1:公共交通の維持・活性化、6-5:良好な住環境の整備

2. 地域資源の活用と連携によるにぎわいあるおやまの創出

目的

町外の方の訪問や交流を拡大し、関係人口となってもらい、最終的に「暮らしたい」と思えるまちにするため、世界文化遺産の富士山や富士スピードウェイをはじめとする自然・歴史・文化・スポーツ等の豊かな地域資源を活かした観光振興や歴史文化の保全・活用を進めます。また、町だけでなく、町民との協働、民間企業等との連携、増加する外国人住民や労働者との交流を推進し、共創による地域活性化を図ります。

主な事業

- ①：眺望スポット整備や文化遺産を活用した富士山交流観光プログラムの推進
- ②：スポーツ合宿やサイクルツーリズム等地域資源を活用した観光振興
- ③：山岳信仰(富士講等)、足柄古道、富士紡績等の歴史文化資源の保存・活用
- ④：P F Iの活用や指定管理者制度の推進等公民連携の推進

成果指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①観光交流客数	340万人	450万人	
②宿泊客数	235,841人	260,000人	
③「町民が伝統文化や郷土を大切にしている」と回答する町民の割合	54.2%	60.0%	町民意識調査
④「町は、民間企業や団体と連携して、地域の課題解決やサービスの向上に取り組んでいる」と回答する町民の割合	36.2%	40.0%	町民意識調査

主要な関連する施策

3-3:文化芸術・歴史文化の振興、3-5:地域間交流・国際交流の推進
4-2:地域資源を活用した観光交流の振興、7-2:連携によるまちづくり、
7-3:町民参画・協働によるまちづくり、6-4:活力ある土地利用の推進、
6-5:良好な住環境の整備

3. 企業誘致の促進と持続性ある産業の創出

目的

町内の若者が進学や就職した後にも「帰りたい」と思えるように、また、町外の方が時間的・地理的条件が整うこの町で、「暮らしたい」と感じる機会を作れるように、企業誘致や雇用創出、経営基盤確保等を積極的に行い、小山町の地域特性に応じた産業振興による地域経済の発展を目指します。

特に、三来拠点事業については総仕上げとして企業誘致を加速させるとともに、町内の中小企業・小規模事業者が経営基盤の安定化を支援し、農業や林業など、伝統ある産業が次世代へ継承できるよう持続可能性の向上に取り組みます。

主な事業

- ①：三来拠点における企業誘致促進と新たな産業団地の開拓
- ②：合同就職フェアや起業・創業セミナーの開催と就職支援制度の整備
- ③：地域農業を支える担い手の育成と地域の共同活動の支援
- ④：林業従事者の育成と森林資源の循環利用による林業の活性化

成果指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「小山町は企業誘致を活発に進めている」と回答する町民の割合	59.7%	70.0%	町民意識調査
②三来拠点事業による雇用創出数(累計)	557件	1,100件	
③農地維持活動に集落で取り組まれている農用地面積の割合	39% (171ha)	41% (180ha)	多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の協定面積/農用地面積
④年間森林更新面積	2.38ha	4.0ha	森林経営計画等実績

主要な関連する施策

4-1:商工業の振興、4-2:地域資源を活用した観光交流の振興、
4-3:活力ある農業の振興と継承、4-4:適切な林業整備を通じた林業の活性化

1

安全・安心なまち

【防災・防犯・町民生活】

1-1

防災・危機管理体制の強化 <防災・減災・治山治水・危機管理>



5年後の姿



誰もが安心して暮らせる災害に強いまちとなっています。

現状と課題

現状

- 本町では、相模トラフ沿いで発生する地震や、広域被災が予想される南海トラフ巨大地震、富士山火山災害など大規模災害の発生が懸念されています。
- 災害時などにおける確実な情報伝達手段を確保するため、情報伝達手段の多重化を図るとともに、防災資機材及び備蓄品の適正な管理を行い、必要な備蓄数量を安定的に確保しています。
- 災害時に自ら避難することが困難な人の避難支援を推進するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新するとともに、自主防災会及び民生委員・児童委員に提供し、有事に備えた体制を整えています。
- 減災の取組として、出前講座の実施や自主防災組織への防災資機材購入の補助を実施しています。

課題

- 激甚化する災害や複雑多様化する町民生活を脅かす事態に的確に対応するため、日ごろの備えの大切さを周知・啓発し、国や県、地域と一体になって防災・減災への準備を進めていく必要があります。
- 国や県の方針や新たな災害による教訓など、状況の変化に応じて、町の指針や計画を見直していく必要があります。
- 大規模災害時の避難場所や物資の供給・運搬をはじめ、様々な支援に係る協定の締結について、引き続き充実を図る必要があります。
- 災害発生時の被害を最小限に抑えるために、自らの命は自ら守る「自助」、近所や地域でお互いに力を合わせて助け合う「共助」、行政が主体となって行う「公助」を念頭に地域防災の充実及び強化を進めていく必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「災害時の情報伝達手段や防災訓練の実施など、災害対応力強化の取組が進んでいる」と回答する町民の割合	58.4%	60.0%	町民意識調査
②「災害に対して自ら対策を講じている」と回答する町民の割合	47.1%	50.0%	町民意識調査
③各行政区に1名以上の防災士の配置	35地区	40地区	小山町国土強靱化地域計画における目標値
④治山事業の推進	1地区	3地区	予防治山の実施

(1)防災体制・危機管理体制の充実

各地で発生した大規模災害の教訓や過去の災害経験等を踏まえ、迅速かつ的確に対応できるよう関係機関と連携を図り、防災体制・危機管理体制の構築に取り組み、大規模災害への対応力を強化します。

実施する主な事業

- 地域防災計画等の各種防災計画を定期的に見直し、さらなる充実を図ります。
- 防災行政無線等の情報伝達体制の強化を図ります。
- 迅速な応急対応を確保するため、企業・団体・他自治体との災害協定を推進します。
- デジタル等新技術を活用し、災害対応力の強化を図ります。

(2)自然災害への対策

国土強靱化地域計画※に基づき、地震など大規模自然災害に強い地域づくりを進めます。また、災害に強い森林づくりや治山施設の整備、適切な土地利用指導などを行うことで、治山治水対策を推進します。

実施する主な事業

- 防災・医療救護訓練、広報活動などを通じて、防災知識の普及と意識の啓発を行います。
- 災害時に必要な資機材の更新・整備、避難所の生活環境の改善を行います。
- 治山施設の整備や治山パトロールを行います。
- 小山町山地強靱化総合対策協議会の活動を通じて、林地保全の啓発を行います。
- 治水対策のため、河川浚渫※等の維持管理を行います。

(3)地域防災力の強化

災害発生時にも、各々が適切に対応し、円滑な初動対応及び迅速な復旧が図れるように、自助、共助及び公助による災害対応能力を向上させ、地域や組織間の連携の強化を進めます。

実施する主な事業

- 町内の自主防災組織の充実・強化を図ります。
- 地域で防災活動を牽引する人材の育成を推進します。
- 自らの命を守り、地域に貢献できる人材を育成するため、小中学校での防災教育を推進します。

関連する主な計画

小山町国土強靱化地域計画/小山町地域防災計画/小山町地震対策アクションプログラム/小山町富士山噴火に対する避難計画/小山町森林整備計画/小山町公共施設等総合管理計画/小山町水防計画書/小山町国民保護計画/小山町自然災害業務継続計画

関連する施策

- 施策2-3 保健・医療の充実「(3)感染症などへの対応による健康危機管理対策の強化」
- 施策4-4 適切な森林整備を通じた林業の活性化「(3)森林整備の基盤となる路網整備の推進」
- 施策6-2 安全な水の安定供給と適切な下水処理「(1)水道水の安定供給と水質管理」
- 施策6-3 安全で快適な道路網の整備「(3)安全なインフラ整備の促進」
- 施策6-5 良好な住環境の整備「(1)良質で誰もが安心して住める住環境づくり」

1-2

消防・救護対策の推進 <消防・救護>



5年後の姿



町民と消防機関が連携し、消防力が確保された安心して暮らせるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 本町では、消防署・消防団との連携のもと、高齢者宅などを訪問し、地域に密着した防火指導を継続して実施することで、火災の発生予防や災害による被害拡大の防止に取り組んでいます。
- 全国的に減少傾向にある消防団員の数は、本町においても同様となっていますが、近年は、特定の時間や特定の活動に従事する機能別消防団員制度を取り入れ、団員の充足を図っています。
- さらなる団員の確保に向け、団員の出勤報酬を国の基準額の水準まで引き上げを行いました。
- 多種多様化する災害に対応するため、消防団員の災害対応の技術・知識を高める研修等を推進するとともに、救助能力向上資機材の配備や、修繕を適切に実施しています。

課題

- 消防団員の就業形態の変化、さらに地域社会への帰属意識や地域活動参加への希薄化など、消防団を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 町民に、より消防団活動の重要性について広く理解してもらう必要があります。
- 豪雨災害や山林火災などの大規模災害に備えた、消防団を中核とした地域防災力のさらなる充実強化が求められています。
- 団員の装備品や、防火水槽などの経年劣化が進んでいることから、点検・整備や更新を図る必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「消防・救護体制が整っている」と回答する町民の割合	50.1%	55.0%	町民意識調査
②消防団員充足率	88%	100%	機能別消防団員を含む充足率
③消火活動で利用する水利の充足率	65.8%	67.0%	消火栓や防火水槽の充足率

(1)消防団員の活躍による町民の防火意識の高揚

将来にわたる地域の防災力を維持するため、積極的な消防団員の確保及び育成と、活動環境の改善を図ります。また、消防団員と消防署で連携し、町民の防火意識の向上や、消防団活動への関心を持ってもらうよう働きかけます。

実施する主な事業

- 町民や子どもへの防災教育の充実と防火意識の醸成、消防団活動への関心の喚起を行います。
- 消防団員の確保と育成に努めます。
- 消防団の処遇などの活動環境の改善を図ります。

(2)消防施設の充実・維持管理

迅速かつ安全な消防団活動を行えるよう消防ポンプ車や消防団車庫の更新を計画的に行うとともに、消防団消防施設の適正な管理を推進するため、毎年度備品点検や必要に応じた修繕を行います。

実施する主な事業

- 消防ポンプ車と消防団車庫の計画的な更新を行います。
- 装備の充実を計画的に進め、団員の安全確保に努めます。
- 施設の備品点検を実施し、必要に応じ修繕を行うなど、適正な維持管理を推進します。

(3)消防水利の維持管理

町内の消火栓等の消防水利について、日頃から作動状況等の点検を実施し有事に備えるとともに、計画的に修繕を実施して、適正な維持管理に努めます。

実施する主な事業

- 消防水利の日常点検を実施し、適正な維持管理に努めます。
- 消防水利の充足率の向上に努めます。

関連する主な計画

小山町国土強靱化地域計画/小山町地域防災計画/小山町地震対策アクションプログラム/小山町富士山噴火に対する避難計画/小山町水防計画書/小山町国民保護計画/小山町自然災害業務継続計画

関連する施策

- 施策1-1 防災・危機管理体制の強化「(3)地域防災力の強化」
- 施策2-3 保健・医療の充実「(2)医療体制の充実」

1-3

交通事故・犯罪のないまちづくり <交通安全・防犯・消費生活>



5年後の姿



事故や犯罪が少なく町民が安心して暮らせるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 全国的に特殊詐欺、フィッシング詐欺※等の巧妙な犯罪が多様化するほか、SNSの普及によるトラブルは増加しており、闇バイトなどにより青少年が巻き込まれるケースも少なくありません。
- 本町の刑法犯認知件数は増加傾向にあります。
- 児童生徒の登下校時の安全確保や犯罪の未然防止を図るため、町内42箇所に設置した防犯カメラの維持管理を行い、適正に運用しています。
- 本町では防犯や交通安全に関する補助や助成金等を多数創設していますが、それらの周知が不足しています。
- 本町の交通事故件数のうち、人身事故は減少傾向にありますが、物損事故は横ばいとなっています。

課題

- 警察署や地域の関係団体、自治組織との連携を強化し、犯罪抑制の体制確立が必要です。
- 町民の防犯意識の向上や交通安全意識の高揚に向け、情報提供や啓発などの充実を図る必要があります。
- 町民一人ひとりが自立した消費者として、安全で豊かな消費生活を営むための消費者教育の推進が求められています。
- 高齢化に伴い高齢者の交通事故割合が増加しているほか、横断歩道上での事故が増加傾向となっており、高齢者を対象とした交通安全対策がさらに重要となっています。
- 交通安全運動や児童生徒の登下校見守りを強化するための人員確保が課題となっています。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「交通事故や犯罪が少なく安全で安心して生活ができる」と回答する町民の割合	76.4%	77.0%	町民意識調査
②「消費生活のトラブルが少なく、安心して生活ができる」と回答する町民の割合	70.3%	71.0%	町民意識調査
③刑法犯罪発生件数	71件	70件	町内の刑法犯罪発生(認知)件数
④交通事故件数	43件	40件	町内における年間交通事故発生件数

(1)地域連携による安全・安心の確保

小山町生活安全のまちづくり条例に基づき、協議会における施策の審議や、各地区防犯連絡協議会及び各種団体と協働により、生活安全対策を推進し、安全で暮らしやすいまちを目指します。

また、小山町空家等及び所有者不明土地等対策計画に基づき、犯罪や事故の原因になりかねない空家等の発生予防及び適切な管理を図ります。

実施する主な事業

- 御殿場市・小山町安全・安心大会を開催します。
- 小山町生活安全のまちづくり推進協議会を開催し、安全な生活に関する施策を審議します。
- 御殿場市・小山町暴力追放推進協議会の活動を支援します。
- 小山町危険空き家解体事業補助金を活用した危険空家の適切な管理を行います。

(2)交通安全の推進

幼児期から高齢者までの各年代に応じた交通安全教育の充実や各種助成を行うとともに、街頭等における直接指導を実施し、町民の交通安全意識の向上を図ります。また、地域の実情に応じた道路整備を推進し、交通事故の防止に努めます。

実施する主な事業

- 交通指導員などと連携した街頭指導や交通安全運動を実施します。
- 御殿場警察署と連携し、各年代に応じた交通安全教室を開催します。
- 高齢者の免許証自主返納に対し運転経歴証明書交付手数料の助成を行います。
- 自転車ヘルメット購入費の助成を行います。
- 交差点の改良や歩道の整備、道路標識等の設置など道路整備を推進します。

(3)防犯対策の推進

犯罪や事故等から被害を未然に防止するため、地域安全活動の支援や、警察と連携した防犯思想の普及高揚、防犯カメラ等の設置及び適正な維持管理と効果的な運用に取り組みます。また、犯罪被害者支援の充実を図るため、警察や静岡県犯罪被害者支援センター及び庁内関係各課と連携を行います。

実施する主な事業

- 警察と連携し、広報紙や無線放送等を活用した特殊詐欺情報の発信や特殊詐欺対策機器設置補助金を支給します。
- 防犯灯設置や維持の交付金の支給、防犯カメラ設置費の助成を行います。
- 犯罪被害者支援条例に基づき支援します。

(4)消費者支援と啓発

すべての町民が安心・安全な消費生活を送るために知識を身につけ、自立することを支援するため、消費者教育に関する取組を推進します。また、消費生活センターが町民に頼られる存在となるよう認知度向上及び機能強化に努めます。

実施する主な事業

- 消費生活学習や消費生活講座、消費生活展などライフステージに応じた消費者教育を推進します。
- 高齢者等の消費生活弱者の消費者被害防止に向けた啓発や支援体制づくりを行います。
- 消費生活センターの相談窓口の案内やホームページでの情報提供を行います。

関連する主な計画

小山町消費者教育推進計画/小山町交通安全計画

関連する施策

- 施策6-3 安全で快適な道路網の整備「(1)生活道路の整備」「(3)安全なインフラ整備の促進」
- 施策7-3 町民参画・協働によるまちづくり「(3)情報共有の推進」

2

健康で笑顔あふれるまち

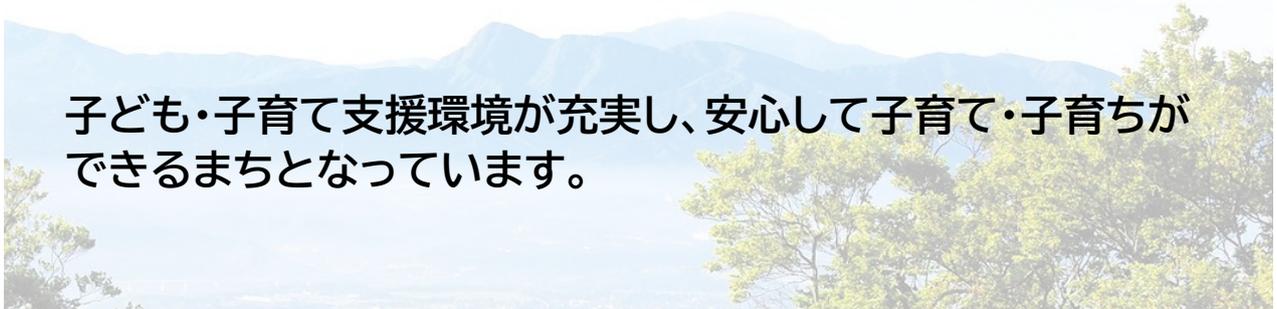
【子育て・福祉・健康】

2-1

子ども・子育て支援の充実 <子育て支援・児童福祉>



5年後の姿



子ども・子育て支援環境が充実し、安心して子育て・子育てができるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 核家族化の進行、地域コミュニティの希薄化、就労環境の変化等により、子どもとその家族を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 全国的に未婚化や少子化が進んでおり、本町でも令和7(2025)年3月をもって、するがおよまこども園が閉園するなど、少子化が顕著となっています。
- 一方、全国の児童相談所が対応した子どもへの虐待件数は近年大幅に増加し、令和5(2023)年度には約22万5千件となっています。
- 国では、令和5(2023)年にこども家庭庁が発足し、子ども大綱が策定され、「こどもまんなか社会」実現を目指しています。本町では、公立幼稚園・保育園の認定こども園化や出産祝金の支給など独自の子育て環境整備を行っています。
- 民間学習塾の減少などを受け、本町では令和6(2024)年3月に、町営学習塾を須走地区に設置しました。

課題

- 妊娠・出産・子育てのあらゆるフェーズにおいて、保護者の負担軽減や孤立を防ぐため、小山町こども家庭センターを中心に引き続き支援の充実を図るとともに、地域で支える体制を構築する必要があります。
- ひとり親家庭、療育が必要な子どもへの支援等、あらゆる子どもの最善の利益を支える取組を推進していく必要があります。
- 多様化する保育ニーズに応じたサービスを提供するための環境整備や、人材確保・育成が課題となっています。
- 町営学習塾は、他地区への展開や、持続可能な運営に向けた体制整備や人材確保が求められます。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「安心して子どもを産み育てられる環境が整っている」と回答する町民の割合	52.3%	57.0%	町民意識調査
②「園全体で子どもの教育・保育に取り組んでいる」と回答する保護者の割合	97.47%	98.5%	こども園保護者アンケート
③支援員が、要保護児童等、支援を必要とする家庭を訪問した割合	100%	100%	

(1)子育て支援の充実

小山町こども家庭センターを充実させ、誰もが安心して妊娠・出産・子育てができるように、関係する機関が連携し、母子保健と児童福祉の一体的かつ切れ目のない相談・支援(サポート)を推進します。

実施する主な事業

- 関係機関との連携のもと、ライフステージに応じた多種多様な母子保健事業を推進します。
- 子育てコンシェルジュ※を設置し、子育てに対する相談及び情報提供に努めます。
- 乳児・未就園児の保護者の交流及び情報提供の場である子育て支援センター「きんたろうひろば」の周知に努め、利用拡大を図ります。
- 各種補助金・交付金・助成金等の支給継続及び充実を図ります。

(2)子育て環境の整備

小山町第3期子ども・子育て支援事業計画に基づき、安心して子どもを産み育てることができ、発達段階に応じた子どもの成長を支える環境を作るため、ソフトとハードの両面から整備します。

実施する主な事業

- すべての放課後児童クラブにWi-Fi設備を設置し、児童の学習意欲を育みます。
- 保育教諭の資質向上を目的とした講演会及び各種研修に積極的に参加します。
- こども誰でも通園制度の導入により、子どもの育ちと子育て家庭を支援し、子どもの良質な成育環境を整えます。
- 須走地区設置の町営学習塾の充実と他地区への展開を検討します。

(3)支援が必要な子どもや家庭への支援の充実

虐待や困窮家庭、また、療育が必要な子どもへの支援を充実します。複雑に絡み合う課題に対し、専門的な知識を持つ担当による寄り添い活動を実施し、問題の解決に繋がります。

実施する主な事業

- 町に家庭児童相談員を引き続き配置し、家庭や子どもに寄り添います。
- 就園支援委員会や要保護児童対策地域協議会にて、ケースに対し専門家に意見を求め対応します。
- 児童相談所と連携し、早期に要保護児童等、支援が必要な子ども及び保護者に対応します。
- 子育て短期支援事業(里親制度)を実施し、支援が必要な子への体制を強化します。

関連する主な計画

小山町第3期子ども・子育て支援事業計画/小山町教育振興基本計画

関連する施策

- 施策2-2 地域共生社会の実現に向けた取組「(1)属性を問わない包括的支援体制の構築」

2-2

地域共生社会の実現に向けた取組 <地域福祉・障害福祉・高齢福祉>



5年後の姿



町・地域・町民が互いに支え合い、つながりの中で、誰もが地域で安心して暮らせるまちとなっています。

現状と課題

現状

- ひとり暮らし高齢者の孤独死、高齢者・障がい者・子どもに対する虐待、自殺、ヤングケアラー、ダブルケア、8050問題、経済的困窮など、町民が暮らしていくうえでの課題は、様々な分野が絡み合って複合化・複雑化しています。
- 国では住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく「地域共生社会」に向けた体制整備を進めています。本町でも、地域共生社会の実現に向け、包括的支援体制を強化するため、重層的支援体制整備事業※を推進し、関係課や関係機関と協力しながら、解決に繋げていきます。
- 地域福祉活動の担い手や団体が高齢化、固定化されており、人材不足となっています。

課題

- 地域や家族のつながりの希薄化に伴い孤立している高齢者や、悩みを相談できる方がいない方など、支え合いの環境や相談の場の充実が求められています。
- 制度の狭間や必要な福祉サービスに繋がっていない方の早期発見や対応のため、行政及び関係機関のさらなる連携や協働が不可欠です。
- 地域福祉活動の担い手や介護人材の不足解消のため、新たな人材発掘・育成が課題であるとともに、重層的支援体制整備事業等を通じ、地域の鍵となる方たちの活動意欲の底上げが重要です。
- 認知症や障がいのある方の財産や権利を擁護する体制の充実や、さらなる制度の周知が重要です。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「高齢者が自立していきいきと暮らしている」と回答する町民の割合	44.3%	45.0%	町民意識調査
②「町民が地域で互いに支え合って暮らしている」と回答する町民の割合	50.6%	55.0%	町民意識調査
③要介護2以上と認定される高齢者の割合	8.3%	8.0%	
④認知症サポーター養成人数	3,755人	4,600人	累計
⑤地域生活課題に関する相談件数	94件	200件	個人・地域の様々な困りごとの件数(重層的支援体制整備事業)
⑥障害福祉サービス利用者数	2,100人	2,500人	延べ人数

(1)属性を問わない包括的支援体制の構築

支援ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、重層的支援体制整備事業を活用し、障がい、高齢、子どもなど制度や分野を超えた様々な視点から、多機関の協働による包括的支援体制の構築を推進します。

実施する主な事業

- 高齢、子ども、障がいのある方や生活困窮者など、属性を問わない相談支援体制を構築します。
- 地域の社会資源等を活用し、社会参加に向けた支援を行います。
- 世代や属性を超えて住民同士が交流できる居場所などの地域づくりの支援を行います。
- 支援ニーズを抱えながらも、支援が届いていない方を把握する体制を構築します。
- 多様化・複雑化した課題を支援するため、関係機関と連携できる体制を構築します。

(2)地域福祉の充実

地域福祉計画に基づき、住民が安心して生活できる環境を整えるとともに、包括的かつ継続的な支援の構築を推進し、安心して暮らせる地域社会をつくれます。

実施する主な事業

- 福祉の心を育て、ボランティア等の住民参加の活動を支援する体制の構築を行います。
- 社会福祉協議会と協働し、生活困窮、ひきこもり等の困りごとを相談し、解決できる体制を構築します。
- 地域福祉を支える関係団体等への支援や、ネットワークづくりに取り組みます。

(3)障がい者福祉の充実

障害者計画に基づき、障がいのある方に対する誤解や偏見を取り除き、障がいに関する正しい知識の理解と普及を推進します。また、障がい者が日常生活における悩みや不安を気軽に相談でき、適切な助言を得られるよう、相談支援体制の充実を図ります。

実施する主な事業

- 福祉講演会等を通じた啓発活動を推進します。
- 障がいのある児童への切れ目のない支援体制を構築します。
- ユニバーサルデザインのまちづくりなど、生活環境の整備を行います。
- 障がいの種類や生活状況に応じた福祉サービスの充実を図ります。
- 早期の健康教育・健康相談を通じ、障がいや発達に課題のある児童の支援に努めます。
- 障がいのある方が地域で安心して生活できるよう、一般就労や福祉的就労の支援を行います。

(4)高齢者福祉の充実

健診等データに基づいた保健事業と介護予防事業を一体的・包括的に推進し、介護予防や重症化防止に取り組むとともに、生涯を通じた日常的な健康づくりを促進します。合わせて、医療や介護が必要となった場合には、必要なサービスが提供できる体制を整えます。

実施する主な事業

- 保健事業と介護予防事業を一体的に実施し、重症化防止やフレイル予防を図ります。
- 高齢者の社会参加を促進します。
- 認知症高齢者等への支援の充実を図ります。
- 地域共生社会の実現に向けた相談体制の充実を図ります。

関連する主な計画

小山町第5次地域福祉計画及び小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画/第6次小山町障害者計画、第7期小山町障害福祉計画及び第3期小山町障害児福祉計画/小山町高齢者保健福祉計画及び第9期介護保険事業計画

関連する施策

- 施策1-3 交通事故・犯罪のないまちづくり「(1)地域連携による安全・安心の確保」
- 施策2-1 子ども・子育て支援の充実「(3)支援が必要な子どもや家庭への支援の充実」
- 施策2-4 人権・多様性の尊重「(1)人権・多様性の尊重」
- 施策7-3 町民参画・協働によるまちづくり「(2)町民が参画しやすい協働のまちづくり」



5年後の姿

町民の生涯を通じた健康づくりが進み、健康寿命が延びる元気なまちとなっています。

現状と課題

現状

- 本町では「日本一健康文化都市・おやま」を目指し、令和7(2025)年9月に「小山町健康寿命を延ばそう条例」を施行しました。
- 静岡県健康寿命は男性・女性ともに全国1位となっていますが、本町においては、女性は上位・男性は下位という傾向にあります。
- 本町の医療・介護の状況を統計的に見ると、高血圧症、脂質異常症、糖尿病の人が県平均に比べて有意に多く、それら疾病に起因する脳血管疾患や心疾患により死亡する人や、重度の要介護状態となり病院や介護施設に入院・入所する人が多くなっています。
- 須走地区では、病院の移転や機能縮小で医療機関がなくなったことに伴い、公設民営の診療所等の誘致を進めています。

課題

- 町民が長期間にわたり心身ともに自立して活動的に暮らせるよう、生涯を通じた健康づくりを推進する必要があります。
- 医療・介護が必要な状態になった際に必要なサービスが適切に提供される仕組みづくりが求められています。
- がん検診や特定健診の受診率向上に引き続き取り組むことが求められており、勧奨手法に関しても検討が必要です。
- 医療従事者の確保や、町有診療所の医療機器更新など、医療提供体制の継続が課題となっています。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「町民が主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合	42.7%	45.0%	町民意識調査
②「必要な時に、適切な医療が受けられる」と回答する町民の割合	42.1%	50.0%	町民意識調査
③特定健康診査の受診率	49.5%	52.5%	
④健康寿命(お達者年齢)	男:79.1歳 女:85.1歳 (R4)	男:80.1歳 女:85.1歳 (R10)	お達者年齢:静岡県が独自の定義で算出した各市町の健康寿命

(1)生涯を通じての健康づくり

小山町健康寿命を延ばそう条例の目的及び基本理念に基づき、全ての町民のライフステージに応じた健康寿命の延伸に関する施策の推進により、日本一健康文化都市・おやまを目指します。

実施する主な事業

- 町民の健康寿命延伸や健康づくりへの意識高揚のための各種「教室」「講座」「相談」事業や、健康インセンティブ事業※、クアオルト健康ウォーキング等を推進します。
- 各種がん検診等生活習慣病予防事業を展開します。
- 町民の「からだ」と「こころ」の健康を守るための歯・口腔、食育、自殺対策事業を推進します。
- 健康福祉会館の適正管理により、健康づくりの場として誰もが使いやすい環境を維持します。

(2)医療体制の充実

関係機関等と連携し、町民の誰もが安心できる地域医療体制の充実を図ります。

実施する主な事業

- 小学校区ごとの医療機関の継続確保と、地域医療の存続に欠かせない人材育成支援を継続して推進します。
- 御殿場市医師会等関係機関との連携により一次救急及び二次救急医療体制等の継続的な確保を維持するとともに、駿東田方圏域における三次救急医療体制の充実を図ります。
- 駿東歯科医師会と連携し、休日等歯科診療業務を今後も継続して推進します。
- 町内の総合病院及び御殿場市内の産婦人科病院への運営支援を継続します。
- 町内各施設・コンビニ等へのAED設置推進により、安全・安心な暮らしの環境整備に努めます。

(3)感染症などへの対応による健康危機管理対策の強化

新型インフルエンザ等病原性の高い感染症が蔓延した場合に備え、町民の生命や生活を守るための体制を整えるとともに、新型感染症等予防のための啓発や対策、各種予防接種の適正実施を推進します。

実施する主な事業

- 緊急時の対策本部体制の確立や業務継続計画の随時見直しを行います。
- 平時より、必要に応じた医療資材の調達及び備蓄を徹底します。
- 各種予防接種を適正に実施するとともに、個に応じた信頼性の高い情報提供を行います。

関連する主な計画

第4次小山町保健計画/健康で長生きするためのアクションプラン/小山町国民健康保険保健事業実施計画(第3期データヘルス計画)(第4期特定健康診査等実施計画)/小山町新型インフルエンザ等対策(行動計画・業務継続計画・マニュアル)

関連する施策

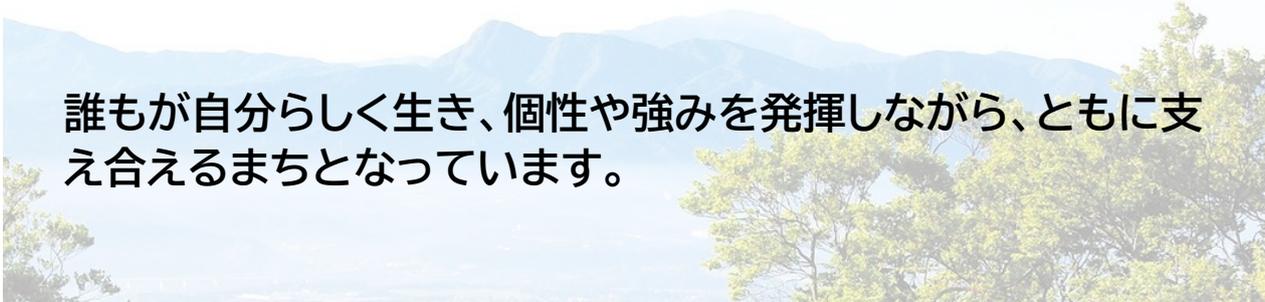
- 施策1-1 防災・危機管理体制の強化「(1)防災体制・危機管理体制の充実」
- 施策3-4 スポーツ・レクリエーション活動の振興「(1)運動やスポーツを通じた健康の保持増進」

2-4

人権・多様性の尊重 <人権・多様性・男女共同参画>



5年後の姿



誰もが自分らしく生き、個性や強みを発揮しながら、ともに支え合えるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 年齢、性別、国籍、宗教、障がいの有無などによる差別に加え、近年では、性的指向・性自認への偏見や差別、インターネットなどによる人権侵害など、多様な人権問題が発生しています。
- 本町では、町民の個性や能力、多様性を認め合う社会を目指し、令和7(2025)年3月に「小山町ダイバーシティ推進宣言」を行いました。
- 男女共同参画社会や女性活躍推進に向け、講演会を実施し、意識啓発に努めているほか、女性管理職登用や審議会委員任命、男性の家事や育児参画などを庁内から推進しています。

課題

- 急激に変化する社会背景を踏まえ、新たに生じる人権問題についても課題を認識し、対応していく必要があります。
- ダイバーシティ社会の実現に向け、町民への意識啓発が重要となります。
- 庁内だけでなく、事業者や地域団体などと連携しながら、ダイバーシティを推進していく必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「人権が尊重され、差別のないまちである」と回答する町民の割合	54.0%	60.0%	町民意識調査
②「普段の生活の中で、男女が平等である」と回答する町民の割合	48.1%	53.0%	町民意識調査
③ジェンダー、LGBTという用語の周知度	87.7%	90.0%	町民意識調査
④審議会委員に占める女性の割合	45%	50%	

(1)人権・多様性の尊重

地域、家庭、学校、職場など様々な場において人権教育及び啓発活動を推進し、互いの人権を尊重し多様性を認め合う差別のない地域社会の実現を目指します。また、罪を犯した人などが社会から取り残されることなく、地域社会の一員として活躍できるよう再犯防止の取組を促進します。

実施する主な事業

- こども園や学校等で人権教室の開催や、イベント等での人権啓発を行います。
- いじめや差別等の人権問題に関する相談支援体制を構築します。
- 「社会を明るくする運動」を始めとした再犯防止活動に関する啓発活動を推進します。

(2)男女共同参画の推進

第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画に基づき、男女の固定的な役割の意識改革を図るとともに、個々に応じた適切なワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)を整えられる職場・社会環境づくりを推進します。

実施する主な事業

- 広報・意識啓発活動などにより男女共同参画に関する理解と意識の高揚を図ります。
- 誰もが能力を発揮できる就業環境づくりと働き方の改革を進めます。
- 女性が安心して活躍できる環境の整備に努めます。

関連する主な計画

第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画/小山町特定事業主行動計画(第2次)/小山町第5次地域福祉計画及び小山町社会福祉協議会第6次地域福祉活動計画

関連する施策

- 施策2-2 地域共生社会の実現に向けた取組「(1)属性を問わない包括的支援体制の構築」「(2)地域福祉の充実」

3

【教育・文化・スポーツ】

文化の薫るまち

3-1

学校教育の充実 <学校教育>



5年後の姿



児童・生徒の主体性が育まれているまちとなっています。

現状と課題

現状

- 県は、「静岡県教育大綱」において、予測困難な時代において、自ら課題を的確にとらえて解決につなげる能力を持ち、未来を切り拓くことのできる人材の育成が重要としています。
- 本町では、町教育委員会グランドデザイン(教育方針)に沿って学校ごとの目指す学校像や育成したい児童・生徒像を描き、組織的に学校教育に取り組んでいます。
- 特に、教師力の向上、教育ニーズへの対応、地域住民との連携、読書活動の推進、グローバル人材の育成、ICT活用といった時代に即応した教育を進めています。
- また、子どもたちが安心して学べる場を作るため、体育館への空調設備設置等の施設整備や健康管理などを推進しています。
- 本町では児童・生徒数が減少する学校の存続や、特色ある学校教育の推進のため、地域と連携して町内小・中学校の一貫校化を進めています。

課題

- 主体性を育む人材育成を進めるとともに、公正・公平な教育の提供に向けて、事業を推進していく必要があります。
- 「個別最適な学び」と「協同的な学び」を一体的に推進し、必要な資質・能力を育成するために教育DXの推進が求められます。
- 外国語・英語教育の推進に伴いALTの増員を図り、異文化理解や国際感覚の醸成やコミュニケーション重視の授業を充実させ、ますます進むグローバル化に対応できる人材育成が求められます。
- 小・中学校の在り方においては、学校運営協議会を中心に地域との連携を強化して小・中一貫校化を推進し、「地域の核となる学校」づくりを目指す必要があります。併せて、0歳から18歳まで誰一人取り残さない学びを補償する教育環境整備が求められます。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「主体的に学ぶ教育が行われている」と回答する保護者の割合	70%	80%	学校評価アンケート
②「子どもの教育について学校・家庭・地域の連携が取れている」と回答する町民の割合	44.5%	50.0%	町民意識調査
③「次世代を担う子供たちが健やかに成長している」と回答する町民の割合	56.0%	60.0%	町民意識調査
④「学校が楽しい」と回答する児童・生徒の割合	95%	97%	学校評価アンケート

(1)確かな学力を身につける教育の推進

児童・生徒一人ひとりが主体的に学べる授業の実現を目指します。そのために、基礎・基本となる知識や技能の確実な習得や定着を土台とし、思考力・判断力・表現力の向上を図るとともに、協働的・探究的な学習の推進に取り組みます。

実施する主な事業

- 町単独講師、各種支援員の配置により、個別指導・支援を通して確かな学力を身につけます。
- 授業アドバイザーを配置し、教師の資質向上、授業力の向上を図ります。
- 英語力とコミュニケーション力向上のために、ALTの配置や語学留学の充実を図ります。
- AIドリル、デジタル教科書等のICT技術で、ロケーションフリーな学習環境を整備します。

(2)豊かな心と健やかな体を育む教育の推進

人権感覚を育み、絆を深める学校づくりを推進します。知・徳・体の調和を重視し、学校生活全体を通じて望ましい生活習慣を身につけ、健康で思いやりのある児童・生徒の育成を図ります。

実施する主な事業

- あいさつを奨励し、人と地域のつながりを大切に、コミュニケーション能力向上を図ります。
- 道徳や人権教育により、「命の大切さ」「思いやり」など心の教育の充実を図ります。
- 学校給食を通じて、健康な身体づくり、地場産品の理解を深めるなど、食育の推進を図ります。
- 朝運動や放課後活動を継続することにより、規則正しい生活、体力向上を図ります。
- 学校間の交流事業を通して、挑戦と体験から学ぶ活動を推進します。

(3)信頼のある安心できる学びの場の環境整備

児童・生徒が安心して学校生活を送れるよう、学校施設の維持管理を行います。防犯・防災・安全の確保に加え、少子化・人口減少社会に対応した、豊かな学びの場の提供を目指した環境整備を推進します。

実施する主な事業

- 老朽化した建物の計画的な修繕等により施設の長寿命化を図ります。
- 設備の安全点検の徹底により事故防止を図ります。
- 防犯カメラ等の防犯対策や設備等の更新により、安心して学べる環境整備を図ります。
- 町内小中学校の小中一貫校化を進め、小中学校が連携した一貫教育を推進します。

(4)学校・園・家庭・地域連携の推進

「地域と共にある学校」の理念のもと、コミュニティスクール(CS)※の充実を図ります。また、地域の特色を生かした教育活動を推進するとともに、家庭との連携を強化し、子ども一人ひとりを大切にする教育を展開します。

実施する主な事業

- CSディレクター※を配置し、学校運営協議会の充実を図ります。
- 生涯学習の観点から部活動の地域連携、地域クラブへの展開を図ります。
- 就学援助を継続し、誰もが同じように学校教育が受けられるよう支援していきます。
- 地域の教材を活用した授業や体験活動の充実を図ります。

関連する主な計画

第2次小山町教育大綱/小山町教育振興基本計画/第3次小山町子ども読書活動推進計画
第3期小山町子ども・子育て支援事業計画

関連する施策

- 施策3-2 心豊かな生涯学習の推進「(1)生涯学習機会の提供」「(4)家庭・地域社会における青少年の育成」
- 施策3-4 スポーツ・レクリエーション活動の振興「(3)スポーツ活動を楽しむ環境づくり」
- 施策3-5 地域間交流・国際交流の推進「(2)姉妹都市等の国際交流の推進」

3-2

心豊かな生涯学習の推進 <生涯学習・青少年育成>



5年後の姿

生涯学習の機会や場が充実し、地域住民が学びを通じて心豊かに活動できるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 人生100年時代を迎え、精神的な豊かさから幸福や生きがいを捉える「ウェルビーイング」が注目されています。また、社会人のリカレント教育も注目されています。
- 本町ではこれまで心豊かな生涯学習の推進により、学習機会の提供や図書館サービス機能の充実、学校応援ボランティアの育成に取り組んできました。
- コロナ禍で中断した町民文化祭や生涯学習フェスティバルなどの各種イベント・講座が再開しつつあり、読書や趣味教室の活動は活性化しています。また、中学生ボランティアの活動も活発になっています。
- 学校支援活動等コーディネーターを設置し、地域で学校を応援する体制が強化されました。

課題

- 人生のライフサイクルの様々な段階で常に自発的に学ぶ姿勢が求められつつあります。
- 生涯学習の中心的な機能を果たす図書館の利用を促進する必要があります。
- より多くの町民が各種イベント・講座などに関わり生涯学習の機会が得られるよう環境整備を行うとともに、広報手段の工夫やきっかけづくりに取り組む必要があります。
- ボランティア活動は、地域社会とのつながりを増やし、学ぶきっかけとなるため、ボランティア登録を促していく必要があります。
- 子どもたちの学習を地域で支えるための人材育成を行う必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「生涯学習活動の機会や場が充実している」と回答する町民の割合	44.3%	50.0%	町民意識調査
②全中学生数に占めるボランティア登録数の割合	68.7%	70%	
③学校応援ボランティア参加人数	1,141人	1,200人	累計
④図書館の利用者数	23,135人	24,500人	年間利用者数

(1)生涯学習機会の提供

日常生活において、町民が多様な生涯学習活動に「触れる」機会の創出に取り組みます。また、誰もが気軽に成果を発表、発信できるような機会を創出し、文化芸術への間口と視野を広げます。

実施する主な事業

- 指定管理者と連携し、各種教室・講座、講演会、体験学習の充実など学習機会の提供を促進します。
- 生涯学習関連団体の連携を推進するとともに、町民文化祭、生涯学習フェスティバルなど、様々な場を活用した学習成果発表の場を充実します。
- 総合文化会館に学びの場としての機能の充実を推進します。

(2)生涯学習環境の充実

学びの場である生涯学習施設の効果的な修繕や整備を進めるとともに、多種多様な学習の場として生涯学習施設の活用を推進します。

実施する主な事業

- 生涯学習活動の拠点として効果的に機能するように、施設の整備や計画的な修繕など環境整備を行います。
- 誰もが気軽に利用できる施設を目指し、わかりやすい予約システムや施設情報の発信に努めます。

(3)図書館サービス機能の充実

図書館の資料やサービスを充実させるとともに、安心して快適な利用環境の維持に努めることで、町民が落ち着いて主体的な学びを得られる場を提供します。

実施する主な事業

- 小山町子ども読書活動推進計画に基づいた事業を推進します。
- 利用しやすく、地域や町民に役に立つ図書館づくりを推進します。
- 小山町史、小山町史資料所在目録などの歴史資料の有効活用と地域資料の充実を図ります。
- ブックスタート※やセカンドブック※事業など、幼少期から読書に触れ合う機会の提供及び充実を図り、読書人口の拡大に努めます。

(4)家庭・地域社会における青少年の育成

青少年の積極的な社会参加の促進と社会性やコミュニケーション能力の向上、郷土への愛着の定着を図るため、様々な世代が交流・協力し、家庭・学校・地域が連携して青少年を支え・育む取組を促進します。

実施する主な事業

- 年齢、世代、地域を超えた交流を促進し、青少年がその中で成長する機会を提供します。
- 生涯学習施設を青少年が利用しやすく、学びを得られる環境にします。
- 学校応援ボランティアや地域学校協働推進員等を通じて、青少年と関わる町民や団体等の教育力の向上を図ります。
- 中学生のボランティア活動を促し、青少年の社会参加と多世代交流の活性化を図ります。

関連する主な計画

小山町教育振興基本計画/小山町文化芸術振興基本計画/第3次小山町子ども読書活動推進計画

関連する施策

- 3-1 学校教育の充実 「(4)学校園・家庭・地域連携の推進」

3-3

文化芸術活動・歴史文化の振興 <文化芸術・歴史文化>



5年後の姿

文化芸術活動が充実し、町に受け継がれる文化財や伝統芸能に触れる機会が広がる中で、町民の郷土への誇り・愛着が育まれているまちとなっています。

現状と課題

現状

- 地域の文化芸術を観光などの経済活動に活用する動きが、全国各地で広がりつつあります。
- 本町では、令和4(2022)年度に「小山町文化芸術振興基本計画」を策定し、町の風土と歴史が育んだ伝統や文化に誇りを持ちながら、日々の暮らしの中で文化芸術に親しみ、心豊かな品格ある人生を送ることができるまちを目指しています。
- コロナ禍を経て、デジタルコンテンツが普及し、文化芸術に触れる機会の多様化が起こっています。そうした中、本町では、コロナ禍で活動を制限していた町内の文化芸術団体の活動が完全には回復していません。
- 文化財の保存と活用においては、令和5(2023)年度に「小山町文化財保存活用地域計画」を策定し、優先順位を定め適切に事業を推進しています。

課題

- 町民が気軽に文化芸術に親しめる環境を作り出す必要があります。
- 小山町の文化芸術を担う小山町文化連盟や構成する町内の文化芸術団体が主体となり町の文化芸術を発展させるための自走支援が必要です。
- 文化財の保存と活用のため、文化財専門職員や文化財ボランティアなどの人材確保とその資質向上が課題です。
- 今後は、文化財の保存だけでなく、観光資源などへの活用に向けた取組が重要です。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「町民が伝統文化や郷土を大切にしている」と回答する町民の割合	54.2%	60.0%	町民意識調査
②「音楽や美術、伝統芸能など、文化芸術にふれる機会が身近にある」と感じる町民の割合	32.8%	40.0%	町民意識調査
③文化施設の利用者数	85,699人	90,000人	総合文化会館、図書館利用者
④文化財講座の参加者数	102人	120人	ふるさと発見講座、町民講座等参加者

(1)文化芸術を担う人材づくり

次代を担う子どもたちが、成長過程において豊かな感性や創造性、人間性を育むために、文化芸術に触れる機会を創出するとともに、文化芸術活動を行う人口の増加や後継者の育成を推進します。

実施する主な事業

- 活動団体等への支援や顕彰を行い、町民が文化や芸術を発表する機会を充実させます。
- 子どもや若者を中心に気軽に文化や芸術を鑑賞し、親しむことのできる機会を設けます。
- 各種教室や講座の開催、成果発表の機会を提供し、文化教育や生きがいづくりに取り組みます。
- 町内の文化財や歴史などを共有し、文化の継承と新たな担い手を育成します。

(2)文化芸術を身近に感じるまちづくり

既存活動団体の体制強化や支援を行うとともに、歴史文化資源や公共施設等を有効活用することで、身近なところで文化芸術を体験することができる環境をつくり、文化芸術活動の振興を図ります。

実施する主な事業

- 文化連盟をはじめとする活動団体の支援、連携を推進します。
- 町内外の地域や団体等との交流を促進し、町の文化芸術活動の振興を図ります。
- 町内の文化施設、歴史的施設等を有効活用し、文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

(3)歴史文化資源の保存・活用

町の貴重な歴史文化資源を適切に保存・活用を図ることで、町の歴史や文化が持つ有形無形の価値を後世に継承するとともに、観光資源として活用します。

実施する主な事業

- 富士紡績に関する文化財の周知や活用に努め、観光資源やロケ地としての活用を図ります。
- 世界遺産富士山をはじめ、富士講などの山岳信仰、街道文化に関する資源を活用し、新たな観光事業を展開します。
- 新たな文化財の掘り起こしを行うとともに、文化財の保護と継承、活用を推進します。
- 郷土の歴史や伝統文化の情報を収集、発信するとともに、人材のネットワークを構築します。

関連する主な計画

小山町文化芸術振興基本計画/小山町文化財保存活用地域計画

関連する施策

- 施策4-2 地域資源を活用した観光交流の振興「(2)元気にぎわい観光プログラムの推進」

3-4

スポーツ・レクリエーション活動の振興 <スポーツ・レクリエーション>



5年後の姿



町民が運動習慣を身に付け、心身ともに健康に暮らせるまち
となっています。

現状と課題

現状

- 近年、余暇活動の一環としてスポーツを楽しむ人が増えてきており、日常生活の中のスポーツの果たす役割はとて大きくなってきています。
- また、健康の保持増進や社交の場として、いつでも・どこでも・だれでも親しめる「生涯スポーツ」への注目も高まっています。
- こうした流れや、国の「第3期スポーツ基本計画」や「静岡県スポーツ推進計画」とも連動し、本町では、健康寿命延伸に向けた健康増進、子どもたちの体力向上などのスポーツを通じた地域活性化に取り組んでいます。
- 本町では、誰もがスポーツを楽しめる街を目指し、モルックなどの軽スポーツを中心とするレクリエーションスポーツの普及に取り組んできました。

課題

- 仕事や家事で忙しい方々に対しても、スポーツを観る機会、実践できる環境、交流する機会など気軽にスポーツを楽しめる環境を整備し、町民が主体的に健康づくりに取り組めるようにすることが求められています。
- また、スポーツ活動を支えていくためには、指導者の発掘や研修機会の拡充、選手育成のための支援が課題となっています。
- 軽スポーツをはじめ、身近でスポーツ活動を行うにあたり、町内の様々な地域で町民がスポーツを行える環境を提供することが求められています。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「町民が気軽にスポーツを楽しめる環境が整っている」と回答する町民の割合	36.9%	40.0%	町民意識調査
②「町民が主体的に健康づくりに取り組んでいる」と回答する町民の割合	42.7%	45.0%	町民意識調査
③スポーツ施設の利用者数	67,879人	71,500人	総合体育館、小山球場、多目的広場、弓道場、小山道場、パークゴルフ場等利用者

施策の方向性

(1)運動やスポーツを通じた健康の保持増進

運動やスポーツを通じて、すべての町民が「観る」「実践する」「交流する」機会を得て、健康や体力の維持に取り組むことができるよう、町民のスポーツ活動を支援します。

実施する主な事業

- スポーツ交流の充実を図るため、すべての町民がスポーツに参加したり、観戦する機会を提供します。
- 町スポーツ協会やスポーツ少年団等各種団体と連携し、スポーツ教室の充実を図ります。
- 障がい者のスポーツイベントの充実や広域的スポーツ大会等への参加支援に取り組みます。
- 高齢者を対象としたスポーツイベントや運動習慣に繋がる機会の充実に取り組みます。

(2)スポーツ活動を支える活動づくり

スポーツ活動を支えたいと考える人材の育成やスポーツ推進委員の活動を支援し、支える活動の活性化と人材づくりを推進します。

実施する主な事業

- 指導者の発掘とともに研修機会を拡充させ、スポーツ活動の支援環境の充実を図ります。
- トップアスリート等による指導機会を充実させるとともに、優秀競技者への支援を行います。
- スポーツ推進委員の活動を積極的に情報発信し、支援活動の認知度向上や関心を高めます。

(3)スポーツ活動を楽しむ環境づくり

町スポーツ協会と協働し、国内外でのスポーツ交流やトップアスリートとの交流機会を拡充することで、選手・団体の育成支援を図ります。また、スポーツ施設の整備・改修等を進め、町民が主体的に楽しみながら健康づくりに取り組む環境を整備します。

実施する主な事業

- 国内外でのスポーツ交流やトップアスリートとの交流を行い、選手や団体の育成を図ります。
- 町スポーツ協会や各地区のスポーツ活動を支援し、スポーツ交流の機会の充実を図ります。
- 町外スポーツ団体等の利用促進やスポーツツーリズムの促進により、交流人口拡大を図ります。
- 小学校プールの集約化と通年水泳を楽しめる屋内温水プールの整備を行います。
- アーバンスポーツを楽しめる環境づくりを推進します。

関連する主な計画

小山町スポーツ振興基本計画

関連する施策

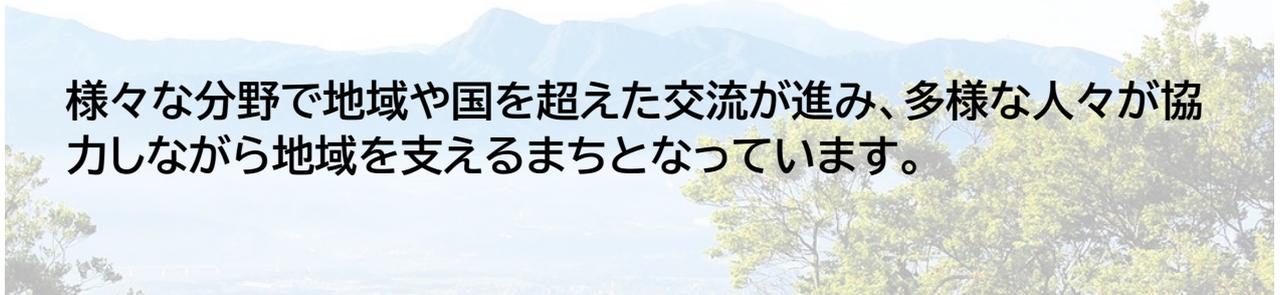
- 施策2-3 保健・医療の充実「(1)生涯を通じての健康づくり」
- 施策3-1 学校教育の充実「(3)信頼のある安心できる学びの場の環境整備」
- 施策4-2 地域資源を活用した観光交流の振興「(2)元気にぎわい観光プログラムの推進」

3-5

地域間交流・国際交流の推進 <地域間交流・国際交流・多文化共生>



5年後の姿



様々な分野で地域や国を超えた交流が進み、多様な人々が協力しながら地域を支えるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 本町は、足柄峠笛まつりをはじめとする神奈川県南足柄市との交流や、富士北麓地域及び富士山を取り巻く市町村との連携により、地域力を高めています。
- また、姉妹町の岡山県勝央町、観光友好都市の京都府福知山市や、協定を結ぶ茨城県北茨城市、山形県上市市、茨城県境町、埼玉県三芳町など多くの自治体と地域間交流を進めています。
- 本町では国際交流員をカナダから招へいし、こども園や小中学校で多文化体験講座を実施するなど、町内での異文化コミュニケーションを促進しています。
- 本町は、観光資源に恵まれていることからインバウンドが増加傾向にあるほか、町内で働く外国人労働者の増加にともない、外国人住民が急増しています。

課題

- 今後も多くの自治体とあらゆる分野における交流を進めるとともに、町民レベルの交流を進めることが重要です。
- 年代や地域などを問わず多くの町民が地域間交流や国際交流ができるように事業を展開する必要があります。
- 町として、外国人のニーズを調査し、外国人住民が安心して暮らし、まちづくりの一員となるよう支援を行っていく必要があります。
- 町民に対しては、外国人との交流の機会や親しみを持つための場を増やし、町民の国際理解を深めるきっかけをつくっていく必要があります。
- 特に、次世代を担う子どもたちには、国際交流員やALTによる英語教育や異文化体験など、多文化理解や国際感覚を培う機会を提供する必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「イベント等の異文化交流が活発に行われている」と回答する町民の割合	36.0%	40.0%	町民意識調査
②「小山町は安心して暮らすことができる」と回答する外国人労働者の割合	%	%	町内外国人労働者アンケート調査

②については9月現在調査中のため、10月以降に記載します

(1) 地域間交流の推進

姉妹町や観光友好都市、連携協定を結ぶ自治体との交流により町民の視野を広げ、町民や団体間の文化・観光交流や経済交流を促進します。また、遠隔地であることを活かし、有事の際にはお互いに援助し合える関係づくりを進めます。

実施する主な事業

- 夏まつりなど諸行事での相互交流により顔の見える関係構築を継続します。
- 文化・スポーツや観光などの交流拡大のため、町民や団体、民間事業者間の交流を促進します。

(2) 姉妹都市等の国際交流の推進

国際姉妹都市※、国際友好交流都市※とのつながりを活かし、教育や文化、経済などでの交流を進めるとともに、町民や団体による国際交流活動を支援することで、町民の国際理解を深め、国際感覚豊かな人材育成と地域の活性化につなげます。

実施する主な事業

- 海外都市との学生相互交流や短期留学を進め、国際感覚を持つ人材づくりに取り組みます。
- 企業や団体間の交流を促進する環境づくりを進め、地域の活性化に結び付けます。

(3) 国際理解・多文化共生の推進

日本人・外国人の誰もが同様にサービスを享受し、安心して暮らせる環境を整備するとともに、地域イベントでの交流などを通じて、国籍や言語、文化などの違いを相互に理解し合い、皆がまちづくりの一員として活躍できるまちを目指します。

実施する主な事業

- 国際交流員の配置により、異文化体験や多文化共生のまちづくりを進めます。
- 日本語講座や交流機会の創出により、外国人住民が安心して暮らせる環境づくりに努めます。
- 国際理解を深めるため異文化体験を提供する団体への活動支援を行います。

関連する主な計画

小山町教育振興基本計画/第2次小山町教育大綱

関連する施策

- 施策2-4 人権・多様性の尊重「(1)人権・多様性の尊重」
- 施策3-1 学校教育の充実「(1)確かな学力を身につける教育の推進」
- 施策3-3 文化芸術活動・歴史文化の振興「(2)文化芸術を身近に感じるまちづくり」
- 施策4-2 地域資源を活用した観光交流の振興「(1)富士山交流観光プログラムの推進」

4

活力あふれるまち

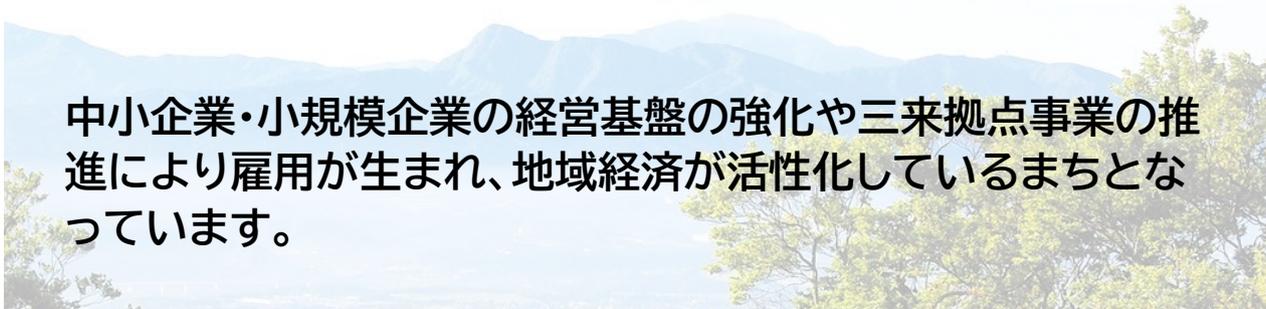
【産業・経済】

4-1

商工業の振興 <雇用創出・経済活動・商工業>



5年後の姿



中小企業・小規模企業の経営基盤の強化や三来拠点事業の推進により雇用が生まれ、地域経済が活性化しているまちとなっています。

現状と課題

現状

- 都市部への人口流出や少子高齢化の進行に加え、郊外型店舗の増加により、町内市場の縮小や地元商業の担い手不足が深刻化しています。
- こうした中、「三来拠点(みらいきよてん)事業」により、未来志向の公民連携による持続可能な地域産業づくりが進められています。
- 湯船原地区工業団地では造成工事が完了し、立地の優位性を活かした企業誘致の受け入れ体制が整いました。
- 本町は4地域に商店街を含む市街地が形成されてきました。近年ではその魅力や活力が失われつつある中、小山町賑わい商業創出支援事業を開始し、商工業の活性化を図っています。

課題

- 後継者不足や人手不足により事業継続が困難となることが予想されます。経営力向上や事業承継支援を通じた体質強化が課題です。
- 三来拠点事業を通じた企業誘致により雇用を創出し、誘致企業と地域との連携による地域経済への波及効果の拡大が求められます。
- 地域商店街の活力が低下し、買い物の利便性が失われつつあります。日常生活に必要な商業機能を地域に確保する取組が求められています。
- 地域経済の活性化には、新たな担い手による起業の促進が不可欠です。チャレンジを後押しする体制づくりが求められます。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「小山町は企業誘致を活発に進めている」と回答する町民の割合	59.7%	70.0%	町民意識調査
②「買い物に不便がないと感じる」と回答する町民の割合	18.4%	20.0%	町民意識調査
③三来拠点事業による雇用創出数(累計)	557件	1,100件	
④町の融資制度利用件数(小口)	16件	20件	
⑤製造品出荷額等	1,515億円 (R4)	1,700億円	
⑥小売業商品販売額	7,600 百万円 (R3)	9,000 百万円	

(1) 三来拠点事業の推進

三つの未来として銘打ってスタートした三来拠点事業の三拠点、「湯船原地区」「小山 PA 周辺地区」「足柄 SA 周辺地区」におけるそれぞれの計画を着実に推進し、小山町の明るい未来を切り開いていきます。

実施する主な事業

- 完成した工業団地の優位性や補助金をPRし、企業誘致を促進します。
- 小山PA・足柄SA・須走周辺における観光交流施設の魅力創出により、観光交流人口増加を図ります。
- 県が進める産業団地創出への取組とともに、新たな産業団地を開拓します。

(2) 雇用の創出・確保

地域資源や立地条件を活かした新たな雇用の創出と、多様な人材が働きやすい環境の整備を図ります。特に、観光・農業・福祉など成長分野での雇用機会の創出と、若者や女性、高齢者等の就労支援を推進します。

実施する主な事業

- 観光・農業・福祉を重点分野とし、地域雇用創出推進事業を実施します。
- 移住・定住促進と連携した就職支援制度を整備します。
- 若者・女性向けの合同就職フェアや起業・就業セミナーを開催します。
- 地域の企業と連携したインターンシップや職場体験の拡充を行います。

(3) 経営基盤の安定化・強化

町内中小企業・小規模事業者が、社会情勢の変化や災害等に強い経営体質を築けるよう、経営支援・資金支援・デジタル化対応など総合的な支援体制の充実を図ります。

実施する主な事業

- 町内中小企業・小規模事業者向けに経営相談・専門家派遣による個別支援を行います。
- 町内企業の事業継続計画(BCP)策定支援を実施します。
- 物価・燃料高騰対策のための支援金や制度融資を設定します。
- DX導入・IT化推進に向けた補助・研修を実施します。

(4)地域産業の振興

小山町の地域特性やブランド資源(金太郎、富士山麓農産物など)を活用した産業振興を図ります。観光、農商工連携、ローカルブランド強化など多角的な視点で、産業の魅力向上と販路拡大を推進します。

また、商品開発や観光商品造成においては、6次産業化の一躍を担う加工・販売の複合拠点を整備するほか、事業者への支援や専門家の活用、情報発信などを通じて取組を後押しします。

実施する主な事業

- 道の駅やふるさと納税返礼品を活用し、地元製品の販売を促進します。
- 商業者と農業者の連携による商品開発を支援します。
- 地域資源を活かした観光商品造成を支援します。

(5)起業・創業支援

町内での起業・創業を促進するため、起業しやすい環境づくりと支援制度の充実を図ります。新たな挑戦を後押しする人材育成やネットワーク形成の支援により、地域に根差した持続可能な事業の創出を目指します。

実施する主な事業

- 新規開業を希望する人へ創業セミナーや事業計画策定支援を実施します。
- 創業拠点の確保のため空き店舗・空き家等の活用を支援します。
- 創業支援補助金・融資制度を設定し、活用促進を行います。

関連する主な計画

小山町中小企業・小規模企業振興基本計画/小山町障害者活躍推進計画/ふじのくにのフロンティアを拓く取組/ファルマバレープロジェクト(富士山麓先端健康産業集積プロジェクト)

関連する施策

- 施策4-2 地域資源を活用した観光交流の振興「(2)元気にぎわい観光プログラムの推進」
- 施策4-3 活力ある農業の振興と継承「(2)農村の振興と農業生産基盤の整備」

4-2

地域資源を活用した観光交流の振興 <観光交流>



5年後の姿



小山町ならではの観光サービスや機能が充実し、観光交流や消費が広がる、にぎわいのあるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 本町は世界文化遺産・富士山の麓に位置し、富士箱根トレイルをはじめとする豊かな自然資源があり、多くの登山客・ハイカーに親しまれています。
- コロナ禍によって一時落ち込んだ観光需要は、回復傾向にあり、大規模イベント等が再開したほか、インバウンドの拡大等により、現在はコロナ禍前と同じ水準にまで回復しています。
- 体験型・参加型の「コト消費」の旅行が重視される中、SNSを活用したロケ地の紹介やロケ地巡りツアーなどを開催し、インバウンドを含め、多くの来訪者が訪れるような取組を実施しています。
- 令和7(2025)年1月に(株)まちづくり公社おやまを立ち上げ、観光事業を推進しています。また(株)まちづくり公社おやまのDMO化を目指し、登録準備を行っています。

課題

- 自然資源のほかにも、富士山信仰や金太郎伝説など、地域に根差した歴史・文化資源が多数存在するものの、その活用や発信は限定的です。「小山町ならではの」資源を活かした観光メニューの創出と、それらを効果的に情報発信する体制づくりが課題です。
- モータースポーツやゴルフなどのスポーツ観光の可能性のあるものの、これらを観光振興と結びつける仕組みづくりが不十分であり、対応が必要です。
- 観光地へのアクセス手段や観光案内・多言語対応などのインフラが十分に整備されておらず、来訪者の移動や情報取得の面で不便さを感じさせています。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「町が観光客でにぎわっている」と感じる町民の割合	13.7%	20.0%	町民意識調査
②観光交流客数	340万人	450万人	
③宿泊客数	235,841人	260,000人	

(1) 富士山交流観光プログラムの推進

富士山をはじめとする豊かな自然・歴史・文化資源を最大限に活かし、登山・自然体験・文化交流を融合した多様な観光スタイルの創出を通じて、国内外からの交流人口・関係人口の拡大を図ります。

観光振興計画と連動し、持続可能かつ質の高い観光地域づくりを推進することで、地域経済の活性化と地域力の向上を図ります。

実施する主な事業

- 須走口5合目を中心とした登山・自然体験プログラムの拡充を図り、周遊観光を促進します。
- 富士山信仰や文化遺産を活用した巡拝の道づくりやストーリー性のある観光商品を開発します。
- 富士山の眺望スポット整備や写真映えする観光資源の発掘を図ります。
- 富士山の環境保全や美化活動を観光振興と連動させる仕組みづくりを促進します。

(2) 元気にぎわい観光プログラムの推進

町の象徴である「金太郎」をはじめとした特色ある観光資源の魅力を高めます。また、町内各地域に点在する自然・歴史・文化・スポーツ資源などを活用するとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックのロードレース開催地としてレガシー事業を推進し、多様な観光スタイルの創出と、体験や交流を通じた滞在時間の延伸、交流人口・関係人口の拡大を図ります。さらに、観光拠点の整備・活用と、自衛隊等との地域連携により、町全体の観光振興と地域活性化を図ります。

実施する主な事業

- 宿泊施設やスポーツ施設の充実を図り、スポーツ合宿の受け入れ環境を整備します。
- 町内のサイクリングルート整備と休憩施設の充実などサイクリスト向けのサービスを拡大します。
- 観光客への積極的な情報発信を行い、道の駅「ふじおやま」「すばしり」の利活用を促進します。
- 金時山・足柄峠を中心とした登山コースやロケ地巡りなど小山町らしい観光資源を充実させます。
- 観光地域づくり法人(地域DMO)※を設立し、観光・文化資源を活用した旅行商品等の企画・販売を主導的に実施します。

(3) 観光インフラ整備プログラムの推進

小山町を訪れる観光客が安全で快適に過ごせるよう、観光情報の提供体制や交通基盤、案内機能を整備・充実させるとともに、地域資源や人材、ブランドの活用により着地型観光を推進し、町全体の観光受入体制の強化を図ります。また、インバウンド対応や広域連携も視野に入れた戦略的な観光インフラ整備を進め、観光振興計画と連動した地域経済の活性化を図ります。

実施する主な事業

- 来訪者が求める情報を的確かつ統一的に情報発信できる体制を整備し、観光資源の魅力を効果的に発信するプロモーションを展開します。
- 地域ガイドや観光ボランティアを育成・活用します。
- 翻訳ツール導入、キャッシュレス決済の推進などの観光インフラを整備します。

関連する主な計画

小山町観光振興計画/小山町自転車活用推進計画

関連する施策

- 施策3-3 文化芸術活動・歴史文化の振興「(3)歴史文化資源の保存・活用」
- 施策3-4 スポーツ・レクリエーション活動の振興「(3)スポーツ活動を楽しむ環境づくり」
- 施策4-1 商工業の振興 「(2)雇用の創出・確保」「(4)地域産業の振興」
- 施策5-1 恵まれた環境や水資源の保全「(1)富士山の保全」
- 施策6-4 活力ある土地利用の促進「(4)地域固有の景観の創出」

4-3

活力ある農業の振興と継承 <農業>



5年後の姿



町民が農に関わり、地域農業が持続可能な形で営まれているまちとなっています。

現状と課題

現状

- 高齢化や後継者不足により農家数が年々減少しており、地域農業の持続可能性に影響を及ぼしています。
- 基盤整備事業の実施により、農業振興地域内の農用地が増加しており、効率的な農業経営のための環境が徐々に整いつつあります。
- 大規模な施設園芸の本格的な稼働により、高糖度トマトやリーフレタスなどを中心とした作物の生産量が着実に増加しており、地域農業の活性化に寄与しています。
- 各地域で、地域農業の将来の在り方や必要な施策について定めた地域計画※を策定しました。
- 農用地の鳥獣対策により農作物被害額は減少したものの、依然として、被害による農作業負担は大きなものとなっています。

課題

- 持続可能な農業の実現のためには、担い手の育成や新規就農者の確保が不可欠であり、技術支援や経営安定に向けた体制整備が求められています。
- 農業分野における環境政策の推進として、有機農業など環境負荷低減への取組が求められています。
- 主要作物である米の需要は高まっているものの、本町は地形的な制約が多い中山間地域のため、生産効率の向上には課題があり、農業現場を支える多様な人材の育成やスマート農業技術の活用、農地の再整備など持続可能な生産体制の確立に向けた対策が求められています。
- 地産地消の推進や地域住民による共同活動への支援など農業集落の活力向上に向けた取組が求められています。
- シカやイノシシなどによる農作物の被害は依然大きく、被害軽減に向けた防護柵の整備や捕獲活動の強化など地域ぐるみの対応が必要とされています。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「普段から地元の農作物を食べようと心掛けている」と回答する町民の割合	60.1%	65.0%	町民意識調査
②環境への負荷を低減させる取組を行っている人数	20人	30人	環境保全型農業直接支払制度※、有機栽培等に取り組んでいる人数
③農地維持活動に集落で取り組まれている農用地面積の割合	39% (171ha)	41% (180ha)	多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度の協定面積/農用地面積

(1) 農業の持続的な発展

地域計画や農業振興地域整備計画など関連計画等に基づき、持続可能な農業の実現に向けた担い手の育成・確保や地域を下支えする多様な人材の活躍の促進、スマート技術の導入や環境負荷低減の取組等を行い、活力ある農業・農村を次の世代へ継承します。

実施する主な事業

- 地域の農業者が中心となり地域計画の実現に向けた取組を進めます。
- 地域農業を支える農業経営体(担い手)の育成・確保を行うとともに、必要な支援を実施します。
- 耐暑性品種の導入やスマート農業・直播※等の技術の検討、大規模施設園芸の支援を行い、魅力ある産業としての農業を目指します。
- 有機農業の実践など環境への負荷の低減に向けた取組を進めます。

(2) 農村の振興と農業生産基盤の整備

地域計画など関連計画に基づき、地域の共同活動の支援や鳥獣被害対策を推進し、地域のコミュニティ機能の維持を図るとともに、農業生産基盤の整備や地産地消、消費者との交流、美しい農村景観の保全など、活力ある農村づくりを進めます。

実施する主な事業

- 多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度により地域の共同活動を支援します。
- 地元農産物を介して、生産者と消費者が相互に支え合う関係構築を推進します。
- 農業生産基盤の整備や土地改良施設の適切な維持管理を行います。
- 地域ぐるみで鳥獣被害対策を推進します。

関連する主な計画

地域計画/小山町農業振興地域整備計画/小山町鳥獣被害防止計画/小山町地域農業再生協議会水田フル活用ビジョン/小山町農業委員会活動計画/有機農業実施計画

関連する施策

- 施策5-1 恵まれた環境や水資源の保全「(4)環境教育の推進」
- 施策6-5 良好な住環境の整備「(3)移住定住」
- 施策7-3 町民参画・協働によるまちづくり「(1)持続可能な住民自治組織の確立」

4-4

適切な森林整備を通じた林業の活性化 <林業>



5年後の姿



森林が適切に整備・活用され、林業が活発に営まれているまちとなっています。

現状と課題

現状

- 外国産木材の流入による価格の低迷や森林所有者の高齢化により、林業活動は全国的に縮小傾向にあり、本町においても森林の荒廃が顕著となっています。
- これまでの間伐主体の施業から、主伐・再造林への転換を進めることで素材生産量の増加と若齢林の創出を図り、林齢の平準化と収益改善に取り組んでいます。合わせて、低コスト林業や早生樹の試験施工も実施しています。
- 森林資源の有効活用と林業経営の効率化を目的として、高性能林業機械の導入支援や、林業関連の加工施設整備に対する補助を行っています。
- 森林経営管理事業を通じて、里山の整備を各地域で進めており、林業が町民にとって身近なものとなり、森林との関わりが少しずつ深まるような取組を行っています。

課題

- 森林の適切な管理と持続可能な林業経営を支えるためには、林業従事者の育成と安定的な確保が喫緊の課題です。特に若手人材の参入促進と定着支援が求められます。
- 町内には充実した森林資源が存在するものの、その適切な伐採・再造林のサイクルが十分に機能しておらず、循環型林業への移行を図るための仕組みづくりが必要です。
- 林業経営の基盤となる林道や作業道の多くが老朽化し、資材搬出や森林施業の支障となっています。計画的な更新・補修を通じた機能回復が急務です。
- 高性能林業機械の活用や ICT の導入による施業の効率化を図るとともに、林業を持続的かつ成長可能な産業として展開できるように取組が求められています。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「荒れた森林の伐採や植林により、森林が適切に管理されている」と答える町民の割合	29.5%	34.5%	町民意識調査
②年間間伐面積	44.58ha	60ha	森林経営計画※等実績
③年間森林更新面積	2.38ha	4.0ha	森林経営計画等実績

(1)持続可能な森林の管理・経営推進

戦後造成された森林が利用期を迎え、成熟した森林資源の有効活用による木材の安定供給を図ることで、公益性との調和を図りつつ持続的な森林の管理・経営を行います。

実施する主な事業

- 森林経営計画の普及・啓発を行い、計画に沿った木材生産を支援します。
- 森林認証林の拡大を促進し、適切な森林整備を行います。
- 主伐・再造林による林齢の平準化を行うとともに、早生樹の研究を行います。
- 今後の森林資源管理を担う林業従事者の育成を行います。

(2)多面的機能発揮のための森林施策を通じた林業の成長産業化の推進

適切に管理された森林を創出することで、多面的機能を増進させるとともに、森林資源の循環利用による林業の活性化に取り組みます。

実施する主な事業

- 荒廃した森林を計画的かつ適切に管理することで森林資源として活用することを支援します。
- 公共施設の木質化など町産材の利用拡大により、木材ブランド『富士山-金時材』の普及に取り組みます。
- 林業DXやICT等を活用し、効率的な森林整備と低コスト化に取り組みます。
- 生産性の向上のための高性能林業機械の導入や増加する木材需要に対応するための林業関係施設の整備を支援します。

(3)森林整備の基盤となる路網整備の推進

林道や森林作業道の整備を行うことで、作業効率や生産性の向上と、森林管理に伴う労力の軽減を図ります。

実施する主な事業

- 林道の路面や法面の浸食などを補修し、車両通行のため林道の安全性を確保します。
- 林道等の新設や改良工事を実施し、森林整備の推進を図ります。
- 老朽化した林道や橋梁の改修を行い、林業における基盤施設の長寿命化を図ります。

関連する主な計画

森林経営計画/小山町森林整備計画※/小山町有林の適正な森林整備によるCO₂吸収プロジェクト/小山町バイオマス産業都市構想/第2次小山町環境基本計画/2050年小山町ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素ロードマップ

関連する施策

- 1-1 防災危機管理体制の強化 「(2)自然災害への対策」
- 5-2 地球温暖化対策の推進 「(4)エネルギーの地産地消」

5

富士山と共に生かされるまち

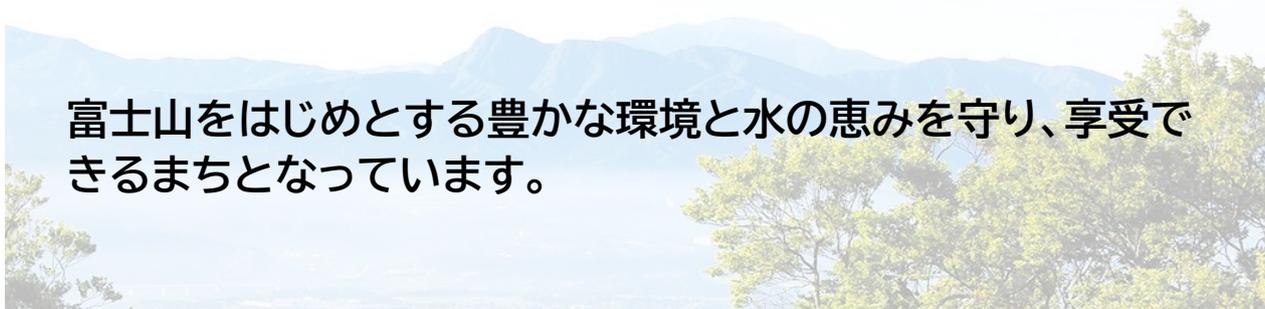
【環境】

5-1

恵まれた環境や水資源の保全 <富士山・環境保全・水資源>



5年後の姿



富士山をはじめとする豊かな環境と水の恵みを守り、享受できるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 近年、環境を取り巻く状況は世界規模で大きく変化している一方、地球温暖化や気候変動などに対し社会的な関心が高まっており、SDGsやESG※といった取組が拡大しています。
- 本町は、世界文化遺産である富士山をはじめとする豊かな自然と、豊富な湧水や田園などを有し、その恵みを受けています。
- 本町では令和6年度に「第2次小山町環境基本計画」を策定し、目指す新たな環境像として「富士山とともに生きる 豊かな水と緑にあふれる持続可能なまち おやま」を掲げ、取組を進めています。
- 特に、近年では、富士山登山者へのマナー啓発や、開発と環境の調和に向けた事業者への指導などに取り組むほか、明倫地域まちづくり推進協議会と協力し、ホテルの里づくりに取り組み、清らかで豊かな水資源を身近に体験できる環境の整備を推進しています。

課題

- 町民意識調査において、「町内の自然環境が適切に保全されている」と回答する町民は半数に満たない状況にあり、町内の環境保全に取り組んでいく必要があります。
- 近年は観光客の多様化が進んでおり、町の環境を維持するため、観光施設等において町を訪れる方への幅広い啓発活動が求められます。
- 本町は、富士山を構成する位置にあることの認識を、町民、事業者ともに深め、自然環境の保全、継承に努めていく必要があります。
- 土地利用の変化が激しい上野・湯船原地区において、開発された地区周辺の自然環境を保全し、新たに生物多様性に優れた環境の創出を目指し、調査及び環境省が令和5年度から推進している「自然共生サイト」への登録を事業者へ促し、生物多様性の推進を図ります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「町内の自然環境が適切に保全されている」と回答する町民の割合	40.6%	45.0%	町民意識調査
②「清らかで豊かな水資源が守られている」と回答する町民の割合	69.9%	75.0%	町民意識調査
③環境基準の達成率	94.9%	97.5%	光化学オキシダントを除く河川等水質測定による環境基準
④環境学習に参加した累計人数	1,285人	7,000人	目標値は5年間の累計

(1)富士山の保全

国・県・他登山口と連携し、登山者等のルールの徹底や富士山の自然を学ぶ機会の提供により、モラルの向上を図り、富士山の自然環境等への環境負荷低減と富士山の保全を図ります。

実施する主な事業

- 登山ルール等の情報発信により、登山者等のモラル向上に取り組みます。
- 富士山マイカー規制を行い、富士山の自然環境への環境負荷を低減します。
- 富士山一斉清掃を行い、富士山の保全に取り組みます。

(2)動植物の保護と共生

町内に生息する貴重種や天然記念物等、生態系の保全や野生鳥獣との共生のため、生物情報を収集し、自然環境に関する情報発信、意識啓発を行います。

実施する主な事業

- 小山町上野・湯船原地区生物多様性に優れたまちづくり計画に基づく調査を実施します。
- 自然共生サイトへの登録を推進することで、生態系の保全に取り組みます。
- 水生生物の調査を実施し、自然環境に関する情報発信、意識啓発を行います。
- 特定外来生物についての活動参加及び広報活動を行い、生態系の保全への理解を促進します。

(3)水資源や生活環境の保全

適切な水質の管理と浄化を推進し、本町の豊富で清らかな水資源を保全するとともに、大気汚染、土壌汚染、悪臭、騒音、振動等の公害の未然防止に取り組み、安全・安心な生活環境の保全を図ります。また、水資源や生活環境に関する情報の発信に努め、町民の水や環境に対する理解を深めます。

実施する主な事業

- 河川及び工業排水管等の定期的な水質検査と監視体制を整備するとともに、事業者に対して排水基準の遵守を指導し、水質汚染を防ぎます。
- 小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金により、生活排水の改善を推進します。
- 公害に対する苦情への対応(現地調査・原因究明・指導)を行うとともに、水資源の保全や節水、公害未然防止に関する情報発信・意識啓発に取り組みます。

(4)環境教育の推進

自然とのふれあいや体験講座等を通じて町民が環境活動等に参加する機運を醸成するとともに、個人・団体・事業者が協働して環境保全活動ができるような仕組みを構築します。

実施する主な事業

- こども園、学校での環境教育、企業見学や出前講座等の環境学習により、町民の環境意識の向上を図ります。
- 環境衛生大会で環境保全や環境美化活動等を顕彰し、個人・団体・事業者の取組を支援します。
- 町のイベントなどへ環境を主題とした出店・展示を行い、広く町民の環境に対する意識醸成を図ります。

関連する主な計画

第2次小山町環境基本計画/生活排水処理基本計画/小山町水道事業ビジョン/小山町水道事業経営戦略

関連する施策

- 施策6-2 安全な水の安定供給と適切な下水処理「(3)下水道未整備地区の汚水処理の推進」

5-2

地球温暖化対策の推進 <地球温暖化対策・脱炭素>



5年後の姿



町と町民、事業者等が一体となって脱炭素に取り組み、環境に優しいまちとなっています。

現状と課題

現状

- 国では、2050年に温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すカーボンニュートラル※宣言やGX推進法※の施行をはじめとする、脱炭素に向けた取組が進められています。
- 本町でも令和4年3月に「小山町ゼロカーボンシティ宣言」※を行い、町民や事業者と共に、脱炭素に向けた取組を推進しています。
- 一般家庭及び事業所にクリーンエネルギー機器を普及させるため、クリーンエネルギー機器設置事業助成金を交付しています。
- 本町ではまず市内における温室効果ガス排出抑制を進めるとともに、一般家庭及び企業における取組や環境教育を推進しています。

課題

- 本町で令和7(2025)年4月に策定した「2050年小山町ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素ロードマップ」※に沿って、脱炭素の取組を推進する必要があります。
- 県が実施する太陽光発電システム共同購入やクリーンエネルギー機器設置等の助成金の活用率が少ないため、積極的な活用が促進され、クリーンエネルギーが普及するよう、広報・PRを拡大することが必要です。
- 地球温暖化に対する取組を自分ごととして認識してもらうために、町民や事業者に対する周知や啓発を行う必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「小山町は環境にやさしい設備や機器の導入など地球温暖化対策に取り組んでいる」と回答する町民の割合	28.0%	33.0%	町民意識調査
②公共施設から排出されるCO ₂ 排出量	2,541 t-CO ₂	1,099 t-CO ₂	国の削減目標と合わせH25年度から46%減
③森林由来J-クレジット制度プロジェクト登録面積	66.8ha	100ha	J-クレジット制度事務局登録面積

(1) 庁内における地球温暖化対策の推進

地球温暖化対策として庁内でのクリーンエネルギー機器の導入やグリーン電力※への転換を推進し、2030年度までに町の事業活動における二酸化炭素排出量を2013年度排出量から50%以上削減できるように取り組みます。

実施する主な事業

- 第6次地球温暖化対策実行計画(事務事業編)※を策定し、二酸化炭素排出量を2013年度排出量から50%以上削減できるように取り組みます。
- 公共施設等への太陽光発電設備の導入を進め、小山町産エネルギーの地産地消を増やします。
- グリーンエネルギー電力への切替え、公用車のEV※転換を進め、大気中への二酸化炭素排出抑制を図ります。

(2) 一般家庭及び企業等における取組の促進

町民の地球温暖化や脱炭素に対する意識を高め、家庭や企業活動での脱炭素に係る取組が促進されるよう積極的な情報発信を行います。

実施する主な事業

- クリーンエネルギー機器設置事業助成金の交付を推進し、一般家庭や企業での環境負荷低減の取組を促します。
- 上記助成金を活用して設置した設備により、削減されたCO2の環境価値※を町に譲渡いただき、J-クレジット※化及び運用した収益を環境事業に充当し事業を実施します。
- 小山町温室効果ガス排出量算定を行い、町民の意識向上を図れるように情報発信します。

(3) 交通の脱炭素化

町全体の二酸化炭素排出量削減に向けて、公共交通機関との連携や利用促進に取り組み、交通の脱炭素化を図ります。

実施する主な事業

- デマンドバス等の地域公共交通ネットワークの充実や、公用車等での低燃費・低公害車利用促進などに取り組みます。
- 町内の公共交通機関等との接続などに取り組み、JR御殿場線の利活用を推進します。

(4)エネルギーの地産地消

地球温暖化対策の一環として温室効果ガスの排出削減と吸収量の増加に取り組み、再生可能エネルギーの地産地消を図ります。

実施する主な事業

- 植林や間伐等の適切な森林経営活動を推進し、CO₂吸収量の確保に取り組みます。
- 小山町有J-クレジットを活用した持続可能な循環型林業の構築に努めます。
- 町内事業所へ小山町有J-クレジットを活用したカーボンオフセットの普及を行います。
- 町内で発生する未利用森林資源を活用した発電や熱供給を行います。また、町産電力を町内に循環させる仕組みについて、地域新電力会社の設立検討も含めて取り組みます。

関連する主な計画

小山町再生可能エネルギー電気の発電の促進による農山漁村の活性化に関する基本計画/小山町有林の適正な森林整備によるCO₂吸収プロジェクト/小山町バイオマス活用推進計画/第2次小山町環境基本計画/第6次地球温暖化防止実行計画(事務事業編)/2050年小山町ゼロカーボンシティ実現に向けた脱炭素ロードマップ

関連する施策

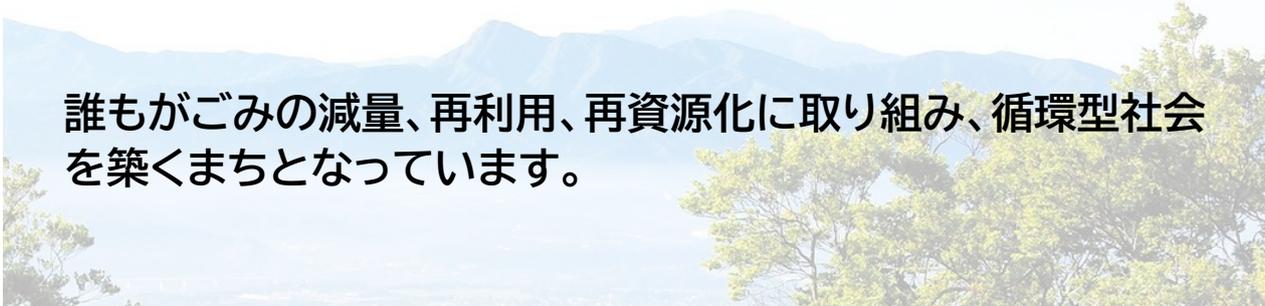
- 施策4-4 適切な森林整備を通じた林業の活性化「(1)持続可能な森林の管理・経営推進」
- 施策6-1 公共交通の維持・活性化「(3)公共交通の利用促進」
- 施策7-1 時代の変化に対応できる行財政運営「(3)公有財産のマネジメントの推進」

5-3

資源循環型社会の構築 <ごみ・環境衛生・食品ロス>



5年後の姿



誰もがごみの減量、再利用、再資源化に取り組み、循環型社会を築くまちとなっています。

現状と課題

現状

- 国では第五次循環型社会形成推進基本計画※が策定され、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されるなど、カーボンニュートラルとも関連し、再生可能資源のさらなる活用が進められています。
- 本町では小山町第2次環境基本計画※に基づき、「資源が循環するまち」を目指しています。
- 本町のごみ排出量は年々減少し、リサイクル率は向上していますが、依然として国や県の平均よりも排出量は多く、リサイクル率は低くなっています。
- 適正な廃棄物の処理に向け、分別指導の徹底や適正な廃棄物の受け入れ促進、最終処分場の維持管理、本町で処理困難な廃棄物の受け入れ先の確保などに取り組んでいます。
- 食品ロス削減に向けては、令和4(2022)年度からおやまマーケット(フードドライブ、フードパントリー)※を継続的に実施しています。

課題

- より多くの町民に3R※及びごみの適正分別を浸透させ、ごみの減量とともにリサイクル率の向上を目指すために、廃棄物減量等推進員と協力するほか、広報を積極的に行う必要があります。
- 県内の市町に比べて事業系ごみの比率が大きいことから、事業系一般廃棄物の減量が課題となっています。
- 不法投棄やごみのポイ捨て等の回収量は横ばいとなっているため、不法投棄を未然に防ぐための施策が必要となります。
- 計画的かつ総合的に食品ロス削減に取り組むため、必要に応じて計画の策定を行う必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「普段から3R(ごみの減量化や再利用、再資源化)に取り組んでいる」と回答する町民の割合	67.5%	75.0%	町民意識調査
②1人1日当たりのゴミ排出量	924g/日	843.2g/日	町民1人1日当たりのゴミ排出量
③資源リサイクル活動資源化率	9月末公表	28%	

(1)ごみ減量と資源化推進

ごみの種類や分別を明確化し、分別収集を促すことで、最終処分する廃棄物の減量や資源回収の割合増加を図ります。また、外国人が適切に分別できるよう、ごみ減量や資源化への理解を促す情報発信を行います。

実施する主な事業

- 小山町一般廃棄物処理基本計画※を見直します。
- 各地区の廃棄物減量等推進員と協力しながら適切な分別収集を推進します。
- 適切な分別方法について周知徹底します。
- 外国語版ごみカレンダーを制作し、外国人に適切なごみの分別が伝わるよう情報発信します。

(2)3Rの推進

再資源化や再使用に向けた資源回収を促進するため、ごみステーションでの資源ごみ収集と資源物の収集事業を継続します。また、おやマーケットや奨励事業等により、町民や各種団体の資源リサイクル活動を促進します。

実施する主な事業

- 古着や食品トレイの回収等の資源物の収集事業を継続します。
- おやマーケットでの食品や日用品の再利用を促します。
- 資源リサイクル活動奨励金交付事業により、町内団体の資源リサイクル活動を支援します。

(3)適正な廃棄物処理の推進

不法投棄や不適切な廃棄がなされないように家電リサイクル※法等のルール徹底・周知を行い、適正な処分方法を促します。また、社会の変化によって生まれる新たな廃棄物について処理ルートを確立するとともに、不法投棄や災害廃棄物への迅速な対応と適正処理に取り組む体制を整備します。

実施する主な事業

- リチウムイオンバッテリーなどの廃バッテリー拠点回収事業により町民が安全に排出できる環境を創出します。
- 不法投棄巡回パトロール及び監視カメラによる監視体制を構築します。
- 災害時に備えた一般廃棄物収集運搬許可事業者及び静岡県産業廃棄物協会との連携に取り組みます。

(4)食品ロスの削減

おやまーケット等をはじめとする様々な事業を推進し、「直接廃棄」「食べ残し」「過剰除去」から町民や事業者の行動を変容させ、食品ロスの削減を推進します。

実施する主な事業

- 食品ロス削減推進計画※を策定します。
- フードドライブ、フードパントリーの取組を行うおやまーケットを継続することで、食品の廃棄を減らし、食品ロス削減についての周知に取り組みます。

関連する主な計画

小山町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画/食品ロス削減目標の設定と削減計画/小山町災害廃棄物処理計画/小山町バイオマス活用推進計画

関連する施策

- 施策1-1 防災・危機管理体制の強化「(1)防災体制・危機管理体制の充実」

6

便利で快適なまち

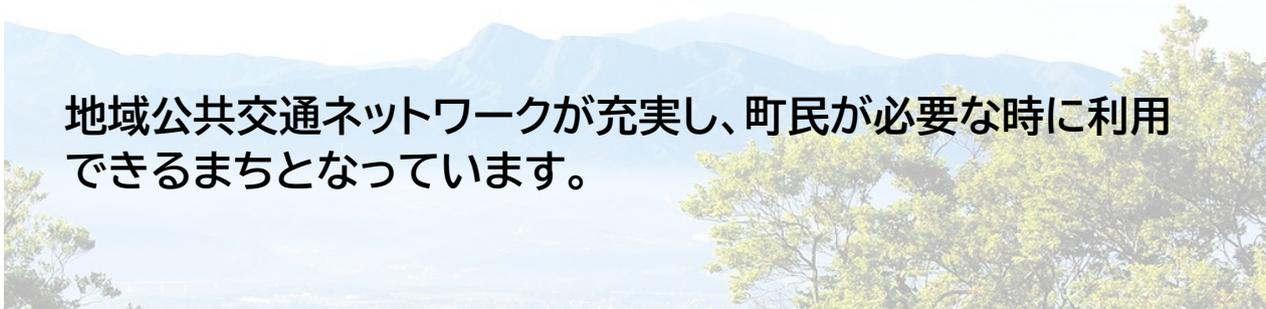
【都市計画・都市基盤】

6-1

公共交通の維持・活性化 <公共交通>



5年後の姿



地域公共交通ネットワークが充実し、町民が必要な時に利用できるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 本町では、JR御殿場線駿河小山駅、足柄駅があり、路線バス、高速バス、自主運行バスとして運行委託による通学用の定時運行バスと、停留所間を結ぶデマンドバスを運行しています。
- デマンドバスは、周知されたことから4台がほぼ終日利用されています。
- 全国的に、地域交通の「担い手」や「移動の足」の不足が社会問題となっています。令和6年の制度の見直しにより、自家用車を活用した有償運送の活用など、地域交通の選択肢が拡充されました。
- 令和6年に町内巡回定時バスの実証運行を実施し、地域の足として一定の利用が確認できました。

課題

- 本町には、様々な公共交通がありますが、人口減少の影響から利用者数は減少傾向にあり、引き続き運行システム改善による運行効率向上に向けた取組が求められています。
- 移動需要が高まり、デマンドバスの利用が伸びた結果、予約が取りづらい状況が常態化したこともあり、その対策が必要となっています。
- 町内を巡回する定時型バスの運行について、高齢者の移動手段の確保のほか、部活動の地域展開など、利用ニーズに応じた工夫が求められています。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「公共交通が必要な時に利用できる」と回答する町民の割合	18.0%	25.0%	町民意識調査

他の指標については公共交通計画を策定中のため、合わせて検討する

(1)公共交通ネットワークの最適化

小山町地域公共交通計画に基づき、JR御殿場線、路線バス、タクシー、高速バス、自主運行バス(定時型)、公共ライドシェア(デマンド型、ドアツードア型)、定時型巡回バスの連携により、公共交通ネットワークの最適化を図ります。

実施する主な事業

- アンケート調査や改善要望を把握しながら公共交通ネットワークの最適化を図ります。
- MaaS(Mobility as a Service)※によるサービス提供を推進します。
- 乗継利便性の向上を図ります。
- 自主運行バス(定時型)、公共ライドシェア(デマンド型、ドアツードア型)、定時型巡回バスの運行を図ります。

(2)まちづくりと公共交通の連携

新東名高速道路と関連道路及び(仮称)小山スマートICの開設など、新たな道路整備と連携した公共交通サービスを推進します。観光来訪者や通勤需要に対する公共交通サービスの提供により、地域経済の拡大を図ります。

実施する主な事業

- (仮称)小山PAへの高速バス停を設置します。
- 交通結節点における乗継環境を整備します。
- 企業立地や新たな施設設置等と連動したバス停設置などの公共交通サービスを提供します。
- カーシェアや新たなモビリティによる公共交通との連携を図ります。

(3)公共交通の利用促進

公共交通の利用促進により、脱炭素化など環境負荷の低減を推進します。静岡県ハッピーライド事業「小学生のバス無料デー」を実施するなど、公共交通を育てるための啓発を推進します。

実施する主な事業

- 70歳以上2市1町共通利用券と回数券の引き換えを展開します。
- 路線バスシルバー定期券購入補助を推進します。
- 静岡県ハッピーライド事業「小学生のバス無料デー」を実施します。

関連する主な計画

第2次小山町地域公共交通計画

関連する施策

- 施策4-2 地域資源を活用した観光交流の振興「(3)観光インフラ整備プログラムの推進」
- 施策5-2 地球温暖化対策の推進「(3)交通の脱炭素化」

6-2

安全な水の安定供給と適切な下水処理 <上・下水道>



5年後の姿

安心・安全な水道水の供給と適切な下水処理がなされ、快適で衛生的なまちとなっています。

現状と課題

現状

- 本町の上水道は、豊富な水資源を活かし、町営上水道事業により運営されており、水道料金は全国でもトップクラスの安さとなっています。
- 環境負荷の高い単独処理浄化槽を環境負荷のより低い合併処理浄化槽へ転換することが推奨されており、本町でも転換を推進しています。
- 水道管耐震化率については、毎年1%程度上昇していますが、静岡県との平均等と比較すると若干の遅れが生じています。
- 下水道の整備により、し尿や生活排水が適切に処理されることで、住民の衛生的で快適な生活に貢献しています。
- 「小山町公共下水道ストックマネジメント基本計画」に基づき、既存施設の計画的な更新及び長寿命化工事を進めています。

課題

- 人口減少や三来拠点事業等による水需要への対応や、水道施設の老朽化に伴う更新事業の増加などの課題があり、将来の水需要に対応した水道事業の運営が求められています。
- 町内河川の水環境の保全を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を増やす取組が求められています。
- 自然環境の保護や良好な水辺空間の創出など本町の豊かな水資源を守っていくために、施設性能の合理化、施設の長寿命化、水道料金及び下水道使用料の適正化が求められています。
- 維持管理の容易性、停電時の安定供給の向上のためには、小規模施設の集約化を行い、合理化を図る必要があります。
- 災害時における給配水機能の低下を最小限にするため、水道基幹管路や水道施設の更新及び耐震化を図る必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「安全な水道水が安定供給されている」と回答する町民の割合	87.9%	90.0%	町民意識調査
②「汚水(下水)が適切に処理されている」と回答する町民の割合	66.4%	70.0%	町民意識調査
③水道管(上水)耐震化率	34%	40%	水道管総延長に対する耐震性を有している管の割合
④汚水処理人口普及率	72.2%	77.2%	公共下水道+合併処理浄化槽
⑤環境基準達成率	97.6%	98.6%	河川水質検査における達成率(pH、DO、SS、BOD、大腸菌数)

(1) 水道水の安定供給と水質管理

水道施設の計画的な更新や耐震化を進め災害時にも強いインフラを構築します。また、富士山系の豊かな水源を守るための水源保全活動も継続し、常に最新の知見に基づいた水質管理を行い、今後も安心して利用できる水道水を安定供給し続けることを目指します。

実施する主な事業

- 経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図ります。
- 基幹管路や配水池などの耐震化対策を実施し、災害に強い水道の構築を強化していきます。
- 原水及び浄水の水質検査を定期的に実施します。
- 主要施設の耐震化を進め、災害に強いインフラを構築し強靱な上下水道事業を目指します。

(2) 公共下水道事業の推進

財政の健全化と施設の効率的な管理を通じて、将来にわたって安定した下水道サービスを提供することを目指します。

実施する主な事業

- 「下水道事業経営戦略」※に基づき使用料金の適正化、施設管理の効率化を図ります。
- 「小山町下水道ストックマネジメント計画」※を活用し、施設の長寿命化とライフサイクルコストの削減を図ります。
- 処理施設や主要管路、ポンプの計画的な点検及び検査、修繕の実施により災害時における施設損傷を最小限に抑え、機能停止を防ぎます。

(3) 下水道未整備地区の汚水処理の推進

町内河川の水環境の保全を図るため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を町主導で積極的に推進します。また、浄化槽の正常な機能を維持するため、浄化槽法に基づく点検や清掃の実施を周知するとともに、町民一人ひとりが水環境保全の重要性を理解し、協力して取り組めるような意識啓発を図ります。

実施する主な事業

- 小山町合併処理浄化槽設置奨励事業補助金を活用し、設置を町主導で推進します。
- 単独処理浄化槽からの転換について、町が積極的に斡旋します。
- 法定検査や適正な維持管理の実施を周知徹底します。

(4)安定経営の推進

将来にわたって安心・安全な水道水の供給と適切な下水処理を維持するため、上下水道事業の安定経営を目指します。

実施する主な事業

- 収入と収支のバランスを考慮し、水道料金、下水道使用料の適正な見直しを継続的に実施します。
- 施設の集約化及び統廃合の検討により維持管理コストの削減を図ります。
- 施設の維持管理や業務に民間活力を導入することで、効率的な運営とコスト削減を図ります。

関連する主な計画

小山町水道ビジョン/小山町水道事業基本計画/小山町水道事業アセットマネジメント計画/小山町水道事業経営戦略/小山町下水道事業経営戦略/小山町下水道ストックマネジメント計画/汚水処理整備計画/第4期小山町循環型社会形成推進地域計画

関連する施策

- 施策5-1 恵まれた環境や水資源の保全「(3)水資源や生活環境の保全」

6-3

安全で快適な道路網の整備 <道路網>



5年後の姿



広域交通を含む道路ネットワークが整備され、安全で快適に移動できるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 国道 246 号視距改良事業に合わせ、上野工業団地へのアクセス道路開通に向けた協議をしています。
- 新東名高速道路の令和9年度開通に向け、アクセス道路の整備を推進しています。
- 橋梁長寿命化修繕計画に基づき、橋梁の点検・補修を計画どおりに実施しています。
- 道路土工構造物※(法面・擁壁)や舗装の管理計画に基づき、点検・修繕を計画どおりに実施しています。

課題

- 企業誘致等の影響で、町内道路の交通量が増加し、物流や工事車両が多く走るようになっており、安全面への配慮を行う必要があります。
- 引き続き、計画性をもって効果的な道路整備を推進していくことが求められています。
- 橋梁定期点検を実施し状態を把握するとともに橋梁長寿命化修繕計画に基づき予防的な修繕が求められています。
- 道路構造物の維持管理を効率的に行うとともに安全で円滑な交通の確保が求められています。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「安全に通行できる道路が整備されている」と回答する町民の割合	49.7%	65.0%	町民意識調査
②「利便性が高い道路網が整備されている」と回答する町民の割合	44.7%	60.0%	町民意識調査
③橋梁点検で「判定Ⅰ：機能は健全である」と判定された重要橋梁の割合	42%	71%	
④新たに整備する歩道の延長	0m	2,200m	

(1)生活道路の整備

住空間の景観や歩行者等への安全確保に配慮するとともに、地区からの要望対応や地域との協働を含めた日常の維持管理を行い、安全で快適な道路整備を図ります。

実施する主な事業

- 地区の特性や住空間の景観に配慮した生活道路の整備を行います。
- 歩行者等の安全が確保できる道路整備を行います。
- 地区からの要望に合わせ、狭隘道路の拡幅整備及び未舗装道路の舗装整備を行います。
- 地域の道路協力団体やしずおかアダプトロードプログラム※に基づく道路美化団体等の支援を行います。

(2)幹線道路の整備

国道 246 号及び新東名高速道路の早期整備に向けた連携・調整を行い、周辺の道路整備を進めます。また、町の主要幹線道路である国道・県道について、引き続き国土交通省・静岡県等関係機関との連携を図ります。

実施する主な事業

- 新東名高速道路の早期整備に向け、中日本高速道路(株)との連携・調整を行います。
- 国道246号の視距改良事業及び4車線化事業の早期整備に向け、引き続き国土交通省等関係機関との連携・調整を行います。
- (仮称)小山PAスマートインターチェンジ開通に合わせ、周辺の道路整備を行います。

(3)安全なインフラ整備の促進

道路パトロールにより道路交通危険箇所を把握し、危険箇所の削減を図るとともに、橋梁や擁壁・舗装等の定期点検を行い、道路構造物の長寿命化を図ります。

実施する主な事業

- 道路パトロールを行いつつ、道路交通危険箇所を把握し、異常箇所の迅速な対応を行います。
- 橋梁定期点検を実施し状態を把握するとともに、橋梁長寿命化修繕計画に基づき予防的な修繕を実施します。
- 擁壁や舗装等について、道路土工構造物個別管理計画及び小山町道舗装管理計画等に基づき、計画的な修繕を実施します。

関連する主な計画

橋梁長寿命化修繕計画/大型カルバート長寿命化修繕計画/道路土工構造物個別管理計画/小山町道舗装管理計画

関連する施策

- 施策6-4 活力ある土地利用の促進「(3)効果的な都市計画道路の検討」

6-4

活力ある土地利用の促進 <土地利用・景観>



5年後の姿



地域の特性を活かし、計画的かつ有効に土地が活用され、富士山の景観がどこよりも魅力的に見えるまちとなっています。

現状と課題

現状

- フロンティア推進事業により工業団地が造成され、従業員のための宅地需要が増加しています。
- 観光需要の増加に伴い宿泊施設や観光交流施設の計画も増加してきています。
- 本町は、富士山をはじめとした豊かな自然環境に加え、古くから東西を結ぶ交通の要衝の地として蓄積されてきた歴史・文化があり、こうした地域性から良好な景観を有しています。
- 工業団地の造成等未来拠点事業が進捗し、当該周辺的环境や景観に変化が生じています。今後も新東名の開通など大規模な開発に伴い町内の景観に影響があることが予想されます。

課題

- 引き続き良好な自然環境と共存した土地利用を図るため、開発許可、土採取等の許認可事務や土地利用を適正に実施していくことが求められています。
- 合理的で秩序あるまちづくりを実現するため、都市計画の立案、見直しの必要があります。
- 町民が小山の街並みに愛着や誇りをもち、また訪れる人が癒しを感じられるような、特色あるまちづくりを進めていく必要があります。
- 町の景観に大きく影響を与えると予想される事業については、景観審議会※や景観アドバイザー制度※を活用しながら良好な景観形成の誘導を行っていくことが求められています。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「小山町は地域特性を活かしたまちづくりを行っている」と回答する町民の割合	36.2%	40.0%	町民意識調査
②「富士山をはじめとした豊かな自然環境を活かした美しい景観となっている」と回答とする町民の割合	72.7%	75.0%	町民意識調査

(1) 計画的・合理的な土地利用の推進

適正な整備、開発、保全及び災害防止を重視し、都市計画基礎調査データ※を活用した合理的な土地利用を進めます。また、用途地域※や地区計画※等による制限に従い、民間活力の活用を含めた秩序ある土地利用を推進します。なお、これらの実現のために必要な都市計画の策定や見直しに取り組みます。

実施する主な事業

- 土地利用指導要綱※に基づき土地利用の調整を進めます。
- 用途地域等の土地の制限に従い、合理的で秩序ある土地利用を推進します。
- 町の将来像を見据えた土地利用に関する都市計画の見直しを進めます。
- 地籍調査を計画的に実施します。

(2) 地域特性に応じた市街地内の有効活用

市街化区域内では、都市計画マスタープラン※に基づき事業を進めます。

農地については、用途区分に沿った土地利用を促進し、有効な町道整備と民間活力の適正な利用により、良好な市街地の形成に寄与するとともに、鉄道・スマートICなどの地域の特性を活かしたまちづくりを行います。

実施する主な事業

- 都市計画マスタープラン※に基づき地域の特性を活かした事業を推進します。
- 市街化区域内農地の宅地化等による有効活用と必要な町道整備を民間活力の活用を含めて推進します。

(3) 効果的な都市計画道路の検討

都市計画法第34条第2号※の運用基準が策定され適用区域が設定されるとともに、工業団地の造成に伴う地区計画の決定など、本町の都市計画法に基づく区域(ゾーニング)は大きく変わりつつあることと、東名足柄スマートIC及び新東名小山スマートICの整備による交通需要の変化などから、既定の都市計画道路についての見直し検討を進めます。

実施する主な事業

- スマートIC整備による交通需要の変化に合わせた都市計画道路の見直しと早期の事業化に向けた検討を推進します。

(4)地域固有の景観の創出

小山町景観計画※により町固有の自然や歴史的な名所などの地域資源及び景観を積極的に保全・活用していきます。景観に与える影響が大きな建築物等については小山町景観計画による誘導を行うとともに、公共事業については民間事業の模範となるよう良好な景観の維持、創出に努めます。特に、宿泊施設の立地の推進にあたっては景観の保全に配慮します。

実施する主な事業

- 景観計画に基づき、地域資源及び景観の積極的な保全・活用を進めます。
- 富士山等の良好な景観の維持・創出に努めます。
- 宿泊施設の立地推進における景観の保全を推進します。

関連する主な計画

小山町都市計画マスタープラン/第2次小山町国土利用計画/小山町景観計画

関連する施策

- 施策4-1 商工業の振興「(1)三来拠点事業の推進」
- 施策6-3 安全で快適な道路網の整備「(1)生活道路の整備」「(2)幹線道路の整備」

6-5

良好な住環境の整備 <住環境・移住定住・公園・緑地>



5年後の姿

良好な住まいが確保され、誰もが安心できる住環境が整ったまちとなっています。

現状と課題

現状

- 小山町営住宅等長寿命化計画※を策定し、既存の町営住宅の適切な維持管理を行うとともに子育て世帯向けの地域優良賃貸住宅※の整備と管理運営を実施しています。
- 小山町耐震改修促進計画※を策定し、旧耐震基準※の木造住宅の倒壊を防ぐことを目的とした耐震補強工事に対する補助を行っています。
- 町内には、都市公園、都市緑地、農村公園があり、憩い・健康・レクリエーションのための空間となっています。豊門公園、足柄ふれあい公園では、指定管理者制度を導入し、適切な管理を行っています。
- 公園・緑地の維持管理のうち除草などについては、その多くを地域住民に委ねています。
- 全地区において、民間建売住宅及び賃貸アパートが多く建設され、若年層の移住・定住希望者及び工業団地等、雇用創出に繋がっています。

課題

- 小山町営住宅等長寿命化計画に基づいた大規模修繕を実施するため、財源を確保する必要があります。
- 従前の耐震補強工事に対する補助等を継続してさらなる耐震化率の向上を図る必要があるとともに、費用面等から耐震補強工事を実施できない方に向けて防災ベッド※等による「減災化」の取組を周知し、推進するなど、安心・安全な住まいの実現に向けた対策を講じる必要があります。
- 都市公園について、施設の老朽化や財政難による整備及び維持管理費用の確保、魅力の低下などの課題を抱えており、公園の活性化が必要です。
- 公園利用者が憩いの場として快適に利用できるよう都市公園の適切な維持管理を継続していくことが求められています。
- 引き続き、若年層の移住・定住希望者に向けて、広報活動やイベント参加者の確保などを行い、持続的な転入を呼び込んでいく必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「小山町には愛着・親しみを持てる公園・緑地がある」と回答する町民の割合	43.8%	50.0%	町民意識調査
②「住んでいる地域に良好な住環境が整っている」と回答する町民の割合	43.8%	45.0%	町民意識調査
③住宅の耐震化率	93.8%	95%	耐震性を有する住宅÷住宅総戸数

施策の方向性

(1)良質で誰もが安心して住める住環境づくり

生活の拠点となる住宅の建築に対し、接道、高さ制限及びがけ地の扱いなど、適切な建築指導を行います。また、既存木造住宅の耐震性を向上させるため、耐震化や耐震診断の実施を支援します。

小山町営住宅等長寿命化計画に基づき、用途廃止及び存続させていく住宅の計画的な修繕を行い、日々の管理においても適切な個別修繕を実施し、誰もが住みやすい住宅管理を推進します。また、地域優良賃貸住宅については、新規住宅の建設を進めるとともに、管理運営を行なっている民間事業者とともに、子育て世帯に対して快適な住環境を維持していけるよう指導・運営を行います。

実施する主な事業

- 建築基準法に基づき適切な建築指導を推進します。
- 住宅の耐震化、耐震診断の実施を支援します。
- 町営住宅等長寿命化計画に基づく更新等と適切な維持管理を実施し、適正に運営します。
- 子育てを支援する地域優良賃貸住宅の整備と適正な維持管理を推進します。

(2)公園・緑地の適正な維持管理の推進

憩いの場として快適な公園・緑地の整備と維持管理を推進し、住民の意見を反映させた既存の公園・緑地の適切な保全と機能の向上を図るとともに、効果的・効率的な管理運営手法を検討し、利活用の向上と地域特性を活かした水と緑の環境を保全します。また、住民が愛着と親しみを持って有効に活用できるよう、地域や有志による維持管理体制づくりを推進します。

実施する主な事業

- 公園・緑地の整備と適正な維持管理を推進し保全と機能等の向上を図ります。
- 公園の管理運営手法を見直し、利活用の向上を図ります。
- 住民や利用者との協働による公園の維持管理体制づくりを推進します。

(3)移住定住の促進

空家の利活用や良好な住環境を整備し、移住者の拡大を図るとともに定住人口の減少に歯止めをかけます。

実施する主な事業

- 空家の所有者や不動産業者と連携し、不動産バンクのさらなる充実を図ります。
- 小山町空家活用・流動化促進助成金を活用し、空家の利活用を図ります。
- 宅地造成事業を推進し、良好な住宅地の整備を図ります。

関連する主な計画

小山町営住宅等長寿命化計画/小山町空家等及び所有者不明土地等対策計画/小山町耐震改修促進計画

関連する施策

- 施策1-1 防災・危機管理体制の強化「(1)防災体制・危機管理体制の充実」「(2)自然災害への対策」
- 施策6-3 安全で快適な道路網の整備「(1)生活道路の整備」
- 施策6-4 活力ある土地利用の促進「(2)地域特性に応じた市街地内の有効活用」

7

計画を推進するために

【町政運営・協働】

7-1

時代の変化に対応できる行財政運営 <行財政運営・DX推進>



5年後の姿



町民目線に立った、効果的・効率的な行財政運営により、時代の変化に対応ができるまちとなっています。

現状と課題

現状

- 人口減少や少子高齢化により、行政サービスの提供の維持が困難になることが想定されます。
- また、町民の価値観や、生活様式の変化及び多様化に伴い、行政サービスに関する町民ニーズも多様化しています。
- 本町では、三来拠点事業の推進やホテル等の建設により、固定資産税が増加しています。一方で、職員等の賃金上昇や物価上昇により経常的経費が増加しています。
- 本町の財政調整基金の残高は、積極的な投資や人件費の増加に伴い減少傾向にあります。
- 本町では、職員提案による休暇制度の導入・拡大や本庁舎1階及び地下食堂の改修など、来庁者の利便性の確保と職員の働きやすい環境づくりを実施しています。
- 町役場のデジタル化を進め、「書かない窓口」実現など、住民サービスが向上しています。

課題

- 将来にわたって安定した行政サービスを維持・向上させていくためには、限られた行政資源の中で、これまで以上に効率的な行政運営を行い最少の経費で最大の効果を生み出す必要があります。
- 職員自身が前例にとらわれずにチャレンジし、時代の変化に柔軟に対応することが必要です。
- 安定した財政運営の実現に向けた事業展開を行う必要があります。
- 今ある公共施設の適正管理や新たな公共施設の整備に際して、最適なマネジメントを行う必要があります。
- 町役場本庁舎の老朽化に伴う新庁舎建設について、検討を進めていく必要があります。
- さらに職場環境の向上に努め、意欲の向上や人材の確保を進める必要があります。
- 効果的にデジタル技術を導入し、町民の利便性向上や職員の業務効率化等を推進する必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「町職員の窓口対応及び各種対応に満足している」と回答する町民の割合	52.9%	55.0%	町民意識調査
②「町は町民目線に立ち効果的・効率的な行政運営を行っている」と回答する町民の割合	36.4%	40.0%	町民意識調査
③小山町公式LINEのターゲットリーチ数	4,983件	7,000件	
④将来負担比率	51.2%	87.5%	

(1) 総合計画推進による効果的・効率的な行政運営

総合計画の推進と行政評価による検証や改善により、効果的・効率的な行政運営を実現します。また、自治体経営の質の向上に取り組み、社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応することができる行政運営を推進します。

実施する主な事業

- 総合計画の施策を推進するとともに、事業に対する行政評価を実施し、PDCAサイクルによる効果検証や改善を図ります。
- 多様かつ持続可能な行政サービスの提供を図ります(行政改革)。
- 企業誘致と移住定住を推進します。

(2) 持続可能な財政運営

総合計画の各施策や事業の安定的な実施、地方創生の取組を推進するための財源確保及び長期的視点により、持続可能な財政運営を推進します。また、わかりやすい財政情報の公表と公会計制度の活用により、財政の効率化・適正化を推進します。

実施する主な事業

- 町税等の収納率を維持するとともに、国や県の交付金や補助金の積極的な確保・活用に努めます。
- ふるさと納税・企業版ふるさと納税を活用するほか宿泊税の導入等により、財源を確保します。
- わかりやすい財政情報の公表を行います。
- 公会計制度の活用による財務情報の開示と財政の効率化・適正化を推進します。
- 長期行財政運営計画を予算編成等に活用するとともに、適宜見直しを図ります。

(3) 公有財産のマネジメントの推進

人口減少下においても町民ニーズにあった行政サービスを継続するため、公共施設等総合管理計画に基づき、公共建築物と土木インフラに対する安全性の確保、機能性の維持、施設の最適化、民間活力の活用及び長寿命化等を図ります。

実施する主な事業

- 個別施設計画により、計画的な公共施設等の維持管理や長寿命化を図ります。
- 老朽化と業務継続性をふまえ、本庁舎のあり方を検討します。
- 小学校プールの集約化により、機能性の維持向上と安全性の確保を図ります。
- 公共施設等における温室効果ガス排出量削減を推進します。

(4)人材育成・風土づくり

職員一人ひとりが能力を高め、組織に貢献するために、職員が意欲を持って仕事ができる環境を整えます。また、職員がそれぞれの役職や職務における専門能力と職務遂行能力を身につけるために、職責や職務に応じた研修を実施します。

実施する主な事業

- 研修計画により、自己啓発やOJTを含む職場内外での研修を行います。
- 職員アンケート調査や業務改善制度により、職員の資質向上と意識改革を図ります。
- 職員の成長を促す職場風土をつくり、働きやすい職場環境整備に努めます。
- 人事評価制度による適正な評価を実施します。

(5)DXの推進

小山町デジタル・トランスフォーメーション(DX)ガイドラインに基づき、常に町民中心の思考を持ちながら、変化する環境に適応し、デジタルの力によって行政サービスを改善していくことで、デジタルで人と地域が〈つながる〉まちの実現を目指します。

実施する主な事業

- 手続きのオンライン化やプッシュ型情報発信など、誰もが直感的かつ簡単に利用できるようなサービスをデザインします。
- 町のデジタル環境整備や、災害コミュニケーションの強靱化等のデータ活用を行います。
- 事務処理の自動化やシステムの標準化などデジタル処理が基本となるよう業務見直しします。
- 庁内DX推進体制を強化するとともに、DX人材の育成を行います。

関連する主な計画

第8次小山町定員適正化計画/第11次小山町行政改革大綱/小山町長期行財政運営計画/小山町公共施設等総合管理計画/小山町デジタル・トランスフォーメーション(DX)ガイドライン/小山町職員の
人材育成基本方針

関連する施策

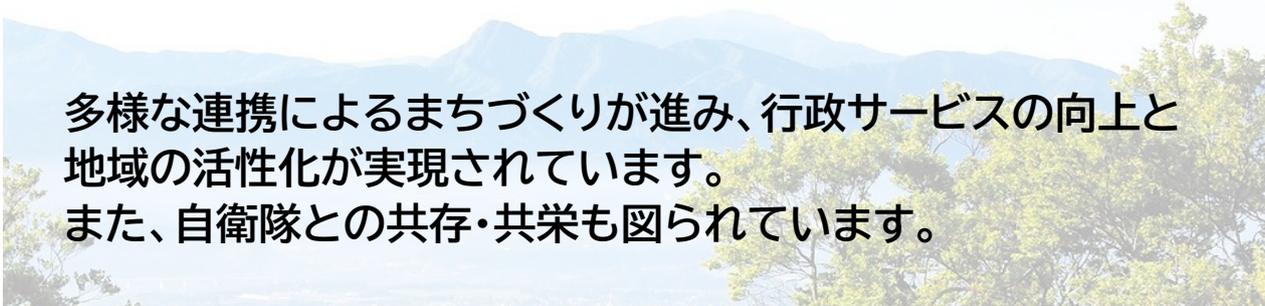
- 施策3-1 学校教育の充実 「(3)信頼のある安心できる学びの場の環境整備」
- 施策5-2 地球温暖化対策の推進 「(1)庁内における地球温暖化対策の推進」

7-2

連携によるまちづくり <公民連携・広域連携・自衛隊>



5年後の姿



多様な連携によるまちづくりが進み、行政サービスの向上と地域の活性化が実現されています。
また、自衛隊との共存・共栄も図られています。

現状と課題

現状

- 本町では、町の活性化を目指し、企業等との包括連携協定を進めています。
- 本町では、御殿場市との広域行政組合や、裾野市を含んだふじのくにフロンティア地域循環共生圏の形成など、あらゆる分野で広域連携を推進しています。
- 町営温水プール整備における公民連携手法の導入や、豊門公園での事業者によるトライアル事業から指定管理者制度への移行など、町内で民間活力の導入を進めています。
- 本町には、陸上自衛隊富士学校・富士駐屯地が配置されており、陸上自衛隊富士学校小山町協力会の活動をはじめ、隊員の積極的な町行事への参加など、様々な場面で自衛隊と地域住民との交流を図ってきました。

課題

- 町単独ではなく、産官学金労言と呼ばれる地域を構成する多様な主体の協力・連携による地域づくりがより一層求められています。
- 広域連携を行うことで相乗効果が期待できる施策については、県内の近隣市町との連携をさらに進める必要があるとともに、神奈川県及び山梨県の県境市町村との広域連携についても、検討及び研究をしていく必要があります。
- 演習場の所在が町民の生活に障害を及ぼすことのないよう留意しながら、町民の持つ権利を擁護し、演習場の利用に関して共存共栄への協議を継続する必要があります。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「町は、民間企業や団体と連携して、地域の課題解決やサービスの向上に取り組んでいる」と回答する町民の割合	36.2%	40.0%	町民意識調査
②「無線放送等により、自衛隊の演習や野焼き等の情報が正確に伝わっている」と回答する町民の割合	77.4%	78.0%	町民意識調査

(1) 公民連携の推進

民間事業者や各種団体との連携により、ノウハウや創意工夫を取り入れ、行政サービスの質を高めます。また、住民の多様なニーズに応え、地域が抱える社会課題を解決するため、共創のまちづくりを進めます。

実施する主な事業

- 指定管理者制度を推進します。
- 多様なPPP/PFI手法※を活用した取組を推進します。
- 企業等との包括連携協定の締結と連携事業を推進します。

(2) 広域連携の推進

2市1町(御殿場市、裾野市、小山町)をはじめとする各種広域連携の枠組みを活かし、近隣市町との連携による効率的な行政運営と、住民サービスの質の向上を図ります。

実施する主な事業

- 御殿場市・小山町広域行政組合における各種共同処理を維持・確保します。
- 富士山ネットワーク会議など様々な分野における広域連携による取組を推進します。
- 小山・山中湖・忍野道路期成同盟会、富士・足柄道路トンネル建設促進期成同盟会により広域道路建設の取組を推進します。

(3) 自衛隊との共存・共栄

演習場周辺の住民生活における安全・安心を確保するため、国等各機関との連携により、民生安定・障害防止を図ります。また、自衛隊と町民との相互理解のもとに融和と親睦を図ります。

実施する主な事業

- 自衛隊の演習や野焼き等の情報を無線放送等により伝えます。
- 陸上自衛隊富士学校小山町協力会の活動を支援します。
- 民生安定施設等整備事業及び演習場の使用に起因する障害の防止や軽減、緩和を図るための各種事業を推進します。

関連する主な計画

東富士演習場第十三次使用協定

関連する施策

- 施策7-3 町民参画・協働によるまちづくり 「(3)情報共有の推進」

7-3

町民参画・協働によるまちづくり <参加・協働・情報共有>



5年後の姿



元気で、明るく、豊かな地域社会を実現するため、町民の参加や協働が進んでいるまちとなっています

現状と課題

現状

- 自治組織は、地域の安全、文化・伝統の継承、健康づくりや福祉活動など多様な役割を担う重要な基盤です。
- 人口減少、少子高齢化、地域コミュニティの衰退といった社会環境が大きく変化する中、地域自治の担い手不足が顕著になっています。
- 本町では、平成28年に「小山町自治基本条例」を制定し、参加と協働によるまちづくりを推進しています。
- 本町の自治会加入率は88.5%と高い水準を維持しており、地域自治を支えています。そうした中で、区長会や配布物の回数を削減するなど、自治会役員の負担軽減を進めています。
- 本町は、地域まちづくり活動を実践する団体に対する補助を実施し、地域全体の活性化を図っています。
- 町民に対し必要な情報を確実に伝えるために、様々な広報手段を用い、情報発信を行っています。特に LINE は登録者数が6千人を超えています。

課題

- 住民が願う未来を実現するためには、住民の参加と協力により地域課題を解決していく自治組織の活発化が必要です。
- 地域自治の担い手不足の解消に向け、町民一人ひとりがまちづくりの担い手であることを自覚してもらうための取組や、リーダー的人材が育成されやすい環境整備が必要です。
- 自治会活動の継続のため、デジタル化の推進など、さらなる役員の負担軽減に向けた取組が求められています。
- 若年層を中心に、様々な年齢層が自治会など地域活動に参画しやすい環境整備が必要です。
- 自治会だけに頼ることなく、地域団体や事業者など多様な主体が連携し、地域課題を解決する共創によるまちづくりを進める必要があります。
- さらなる地域活性化のためには、地域まちづくり活動を実践する団体が自立し、継続・発展するための仕組みづくりが必要です。

指標

指標	現状値	目標値 (R12)	指標の説明
①「町民がまちづくりに参加できるような機会や仕組みがある」と回答する町民の割合	36.2%	40.0%	町民意識調査
②「町民が様々な地域活動(自治会活動、防災活動、お祭りなどのイベント等)に参加している」と回答する町民の割合	52.9%	55.0%	町民意識調査
③「町からの必要な情報が適切に伝わっている」と回答する町民の割合	55.8%	60.0%	町民意識調査
④町民意識調査の回答回収率	35.9%	38.0%	

(1)持続可能な住民自治組織の確立

地域住民がより良い生活環境を維持するため重要な基盤となる自治組織が、持続的かつ自律的に活動できるよう支援を行います。

実施する主な事業

- 区運営交付金による活動支援を継続します。
- 地域防災の重要な基盤である自主防災組織の活動を支援します。
- デジタル技術を活用し自治会役員等の負担軽減に努めます。
- 地域コミュニティの拠点となる公民館等の改修や備品の整備を支援します。

(2)町民が参画しやすい協働のまちづくりの促進

町民の地域づくりへの積極的かつ継続的な参加を促進するため、地域団体の支援や新たな活動団体の育成・支援を行います。

実施する主な事業

- 地域担当職員※を各地区(小学校区)に配置し、行政と地域が共創しやすい体制を作ります。
- 地域団体への支援を進め、町民が地域づくりに参加しやすい環境整備を進めます。
- 特色ある地域づくりに取り組む団体への助成を行います。

(3)情報共有の推進

町が町民のニーズを適切に捉えられるよう、町民との情報共有を図ります。また、多様な広報媒体を活用した情報発信と、積極的な情報公開を推進します。

実施する主な事業

- 広報紙やホームページ、SNSなどの広報媒体を活用し、町民目線で分かりやすい町政情報の発信に努めます。
- 積極的な情報公開を推進するとともに、適切な情報管理に努めます。
- 町民への情報提供や対話の機会となる出前講座及び町民アンケートを実施し、積極的な意見収集に努めます。

関連する主な計画

小山町自治基本条例/小山町情報セキュリティポリシー

関連する施策

- 施策1-1 防災・危機管理体制の強化「(3)地域防災力の強化」
- 施策3-5 地域間交流・国際交流の推進「(1)地域間交流の推進」
- 施策7-2 連携によるまちづくり「(3)自衛隊との共存・共栄」

●用語集

施策番号	単語	解説
あ行		
序論	エビデンス	合理的証拠・根拠のこと。政策の企画を経験や勘に頼るのではなく、政策目的を明確化した上でそうしたエビデンスに基づいて行うことをEBPM(Evidence-Based Policy Making)という。
序論	小山町ゼロカーボンシティ宣言	2022(令和4)年3月に2050(令和32)年まで町内における二酸化炭素排出実質ゼロを目指した「小山町ゼロカーボンシティ」宣言を行った。
5-3	小山町第2次環境基本計画	町の環境の保全・想像のため、小山町環境基本条例第8条に基づき、2014(平成26)年に小山町環境基本計画を策定し、10年間の計画期間が終了したため、令和6年3月に第2次小山町環境基本計画を策定し、「富士山とともに生きる 豊かな水と緑にあふれる 持続可能なまち おやま」を目指す環境像とし、計画を推進している。
5-3	おやまマーケット (フードドライブ・フードパントリー)	食べきれない食品を回収するフードドライブと、集めた食品を必要な方に配布するフードパントリーを実施し、食品ロス削減に取り組んでいる。回収と配布を一連の事業として、おやまマーケットと称し令和4年度から事業を行う。
5-3	小山町一般廃棄物処理基本計画	町が廃棄物の排出抑制や適正な処理をすすめるための基本的な方針や具体的な施策を定めた計画。
6-2	小山町下水道ストックマネジメント計画	下水道施設の老朽化対策を計画的かつ効率的に進めるための計画。
6-4	小山町景観計画	美しい景観の保全・形成を図り豊かで活力ある生活の実現及び魅力あるまちづくりを目的に、良好な景観形成に関する基本的かつ必要な事項等を定めた計画。景観法第8条の規定に基づく。
6-5	小山町営住宅等長寿命化計画	住民生活の安定向上と社会福祉の増進を図ること、各団地の今後の方向性を明確にすることを目的として、町営住宅等の効率的かつ円滑な維持管理及び更新の実現に向け、予防保全的な管理や改善を推進し、良質な住宅を長期活用するための方針を定めた計画。
6-5	小山町耐震改修促進計画	建築物の耐震診断及び耐震改修を効果的かつ効率的に促進するための計画。建築物の耐震改修の促進に関する法律(耐震改修促進法)第5条の規定に基づく。
か行		
序論	カーボンニュートラル	二酸化炭素をはじめとする温室効果ガス排出量と、植林など森林管理による吸収量を均衡させ、その差し引きで合計を実質ゼロにすること。
1-1	河川浚渫	河川の底に堆積した土砂等の撤去を行うこと。
5-3	家電リサイクル法	正式名称「特定家庭用機器再商品化法」といい、エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機の品目について、廃棄物となる家電製品から有用な部品や材料をリサイクルし、廃棄物の減量と資源活用を目的とした法律。
4-2	観光地域づくり法人(地域DMO)	地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた観光地域づくりの司令塔となる法人。観光庁の登録制度。
4-3	環境保全型農業直接支払制度	化学肥料や化学合成農薬の使用を大幅に減らし、環境保全に効果の高い営農活動を行う農業者団体を支援する制度。
5-2	環境価値	再生可能エネルギー等環境負荷の少ない方法で発電された電気に付加される、二酸化炭素を排出しないという価値で、証書として取引されるようになり、企業の脱炭素経営や環境貢献をアピールする手段として活用されている。
6-5	旧耐震基準	昭和56年(1981年)に定められた新耐震基準以前の耐震基準。震度5程度の中規模の地震で建物が大きな被害を受けないように定められた。
6-4	景観審議会	景観条例に定められた事項や景観計画の策定、変更のほか、景観の保全・形成に関して必要な重要事項等を町長の諮問に応じ審議する学識者を含む組織。小山町景観条例第21条の規定に基づく。
6-4	景観アドバイザー制度	静岡県景観形成推進アドバイザー制度。市町が進めるまちづくりを景観形成の視点から支援するため、申込に応じて県が景観、まちづくり等の専門家をアドバイザーとして派遣する制度。
6-2	下水道事業経営戦略	令和7年度から令和16年度までの10年間で計画期間とし、将来にわたって安定した下水道サービスを提供するための経営方針と具体的な施策を定めたもの。
2-3	健康インセンティブ事業	町民が自ら健康づくりに取り組むことを促すため、健康活動に対する報酬としてポイント(デジタル及びアナログ)を付与。貯まったポイントは、町内の事業協力店舗等で買い物などに利用できる。
1-1	国土強靱化地域計画	どんな自然災害が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるための計画。国土強靱化基本法第13条の規定に基づく。

3-5	国際姉妹都市/国際友好都市	国際姉妹都市・・・ミシオン市(カナダ、ブリティッシュコロンビア州) 国際友好都市・・・海寧市(中華人民共和国、浙江省)、コルドバ町(フィリピン共和国、セブ州)、ル・マン市(フランス共和国、ペイ・ド・ラ・ロワール地域圏)
2-1	子育てコンシェルジュ	子育てに関する総合的な相談に対し、保育サービスに関する情報提供や、子育て支援事業、関係機関の紹介などのアドバイスを行う専門の相談員。
3-1	コミュニティ・スクール	学校運営を保護者や地域住民と学校が連携・協働しながら運営される仕組み。
さ行		
6-3	しずおかアダプトロードプログラム	道路の美化活動等を行う地域住民・団体等を静岡県が認証し、県及び町が美化団体を支援する取組。
2-2	重層的支援体制整備事業	属性を問わない相談支援、参加支援及び地域づくりに向けた支援を一体的に実施する包括的な支援体制を整備する事業。
5-3	(第五次)循環型社会形成推進基本計画	循環型社会形成推進基本法に基づいた、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ企画的な推進を図るために定めたもので、環境に関する課題と合わせて、地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化や経済安全保障などの社会課題の同時解決の実現に向けたもの。
5-3	食品ロス削減推進計画	食品ロスの削減の推進に関する法律に基づき、食品ロス削減を通じてごみの減量化や温室効果ガスの削減、資源の有効活用を図ることを目的とした計画。
序論	人工知能(AI)	人間が持っている知的なふるまい(認識や推論等)の能力をコンピュータでも可能にするための技術の総称。
4-4	森林経営計画	森林所有者又は森林の経営の委託を受けたものが、一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業及び保護について定める5年間の計画です。
4-4	森林整備計画	市町村が森林整備の基本的な考え方や森林施業の標準的な方法等を定める、長期的な視点に立った森林づくりの計画です。
4-3	スマート農業・直播	水田に苗を植える従来の「移植栽培」に対し、苗を育てることなく、種籾を水田に直接撒く栽培方法。これにより省力化・低コスト化が図られ、担い手不足や経営規模の拡大等に対応できる技術として注目されているもの。
3-2	セカンドブック	小学校に入学する児童を対象に本に出会う機会を提供し、本の楽しさを知っていただく事業。
た行		
4-3	地域計画	地域住民や農業関係者が話し合いで作る、地域農業の将来像を明確化するための計画。将来の農地の利用状況を地図に示した「目標地図」を作成し、10年後を見据えた農地の集約や担い手の確保、生産性の向上を目指すもの。
6-5	地域優良賃貸住宅	公営住宅の収入基準を超える中堅所得者向けで、地域における居住の安定に特に配慮が必要な世帯(子育て世帯等)の定住促進を目的とした居住環境が良好な賃貸住宅。
7-3	地域担当職員	住民と行政が協働して町づくりを進めるため、職員が住民と同じ立場で各地域の活動を支援するとともに、各地域の問題解決等の相談及び助言を行い、住民による自主的な地域づくりやこれからの地域主体による「まちづくり」に寄与することを目的に、町長の任命により各小学校区に配置される職員。
5-2	(第6次)地球温暖化対策実行計画(事務事業編)	地方公共団体が、自らの事務や事業活動に伴う温室効果ガスの排出量を削減するために策定する法定計画。
6-4	地区計画	土地利用に関する地区単位の都市計画。既存の他の都市計画を前提に、ある一定の「地区」を対象に、実情に合ったよりきめ細かい規制を行うために定める。都市計画法第12条の4の規定による。
6-3	道路土工構造物	コンクリートブロックやコンクリートで作られた道路のよう壁、土砂で作られた道路の斜面、落石防護柵などの道路の斜面を安定させる施設などの構造物。
6-4	都市計画基礎調査データ	都市における人口、産業、土地利用、交通などの現況及び将来の見通しを定期的に把握するための調査により収集される客観的・定量的なデータ。都市計画法第6条の規定に基づく。
6-4	都市計画マスタープラン	市町村の都市計画に関する基本的な方針。長期的・総合的な視点で都市の将来像を明確にし、その実現に向けて大きな道筋を明らかにするもの。都市計画法第18条の2の規定による。
6-4	都市計画法第34条第2号	市街化調整区域に係る開発行為を行うための要件の一つ。市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源等の有効な利用上必要な建築物等の建設の用に供する目的で行う開発行為。
6-4	土地利用指導要綱	小山町土地利用事業の適正化に関する指導要綱。土地利用事業の施行に関して必要な事項を定め適正な施行を誘導するための決まり。施行区域周辺の災害防止と良好な自然及び生活環境の確保に努め、町土の発展に寄与するもの。
は行		
序論	バックカスティング思考	現在から未来を考えるのではなく、「未来のあるべき姿」から「未来を起点」に解決策を見つける思考法のこと。

序論	ビッグデータ	人間では全体を把握することが困難な、日々生成される多種多様な巨大なデータ群のこと。
序論	ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。ファシリティ(facility)は、施設や設備。
1-3	フィッシング詐欺	実在の金融機関(銀行やクレジットカード会社)、ショッピングサイトなどを装った電子メールを送付し、これらのホームページとそっくりの偽のサイトに誘導して、住所、氏名、銀行口座番号、クレジットカード番号などの重要な情報を入力させて詐取する行為。
3-2	ブックスタート	赤ちゃんと保護者に、絵本をひらく楽しい「体験」と「絵本」をセットでプレゼントする事業。
6-5	防災ベッド	鋼鉄製のフレームに覆われたベッド型シェルターの総称。地震等により住宅が倒壊した場合も安全な空間の確保が可能で、住宅耐震補強工事の代替措置として開発された。
や行・ら行		
6-4	用途地域	都市計画区域において都市計画で定める地域、地区の一つ。都市において住居、商業、工業など類似のものが集まることで効率的で利便性の高い土地利用ができるよう、住宅地、商業地、工業地などいくつかの種類に区分したもの。都市計画法第8条の規定による。
序論	リカレント教育	社会人になってからも、学校などの教育機関に戻り学習し、また社会へ出ていくということを生涯続けることができる教育システムのこと。リスキリングが企業等での業務に直結する短期的学び直しに対し、長期的な自己成長を目的とする。
アルファベット・数字		
5-2	2050年小山町ゼロカーボンシティの実現に向けた脱炭素ロードマップ	町が2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロを達成するために、再生可能エネルギーの導入や省エネルギー対策等についての具体的な行動計画。
5-3	3R	リデュース(減らす)、リユース(繰り返し使う)、リサイクル(再利用)の頭文字のRをとった言葉で、主に廃棄物の量を減らすための活動の総称。
3-1	CSディレクター	コミュニティスクール(CS)において学校と地域をつなぎ、連携・協働を推進する役割。
5-1	ESG	持続可能な社会の実現を目指すうえで重視する3つの観点「Environment(環境)」「Social(社会)」「Governance(ガバナンス)」の3つの頭文字を組み合わせた言葉。
5-2	EV	Electric Vehicle(電気自動車)の略で、バッテリーに蓄えた電気でモーターを動かして走行する自動車。
5-2	GX推進法	正式名称を「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法理」といい、世界規模でグリーン・トランスフォーメーション(GX)の実現にむけた投資競争が加速する中で、2050年のカーボンニュートラル実現にけて、経済成長と脱炭素化を両立させるための法律。
序論	IoT	あらゆる機器(センサー・建物・車輛等)が、インターネットに接続され情報交換することにより、相互に制御する仕組みのこと。
5-2	J-クレジット制度	省エネルギー設備の導入や適切な森林管理などによって削減・吸収された二酸化炭素等の温室効果ガスの量をクレジットとして国が認証した制度。
2-4	LGBT	L(レズビアン、女性同性愛者)、G(ゲイ、男性同性愛者)、B(バイセクシュアル、両性愛者)の3つの性的指向とT(トランスジェンダー、生まれた性と異なる性で生きる人)の性自認の各単語の頭文字をとった言葉。
6-1	MaaS(マース)	Mobility as a Serviceの略で、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせることで検索・予約・決済を一括で行うサービス。
7-2	PFI	Private Finance Initiativeの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法。「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(PFI法)が平成11年7月に制定されている。
7-2	PPP	Public Private Partnershipの略で、公共施設等の建設、維持管理、運営等を行政と民間が連携して行うことにより、民間の創意工夫を活用し、財政資金の効率的な使用や行政の効率化等を図るもの。指定管理者制度や包括的民間委託、PFIなど様々な方式がある。
序論	STEAM教育	急速な技術革新により複雑化する現代社会に対応し、課題解決や社会的価値の創出につなげるために、科学(Science)、技術(Technology)、工学(Engineering)、芸術・リベラルアーツ(Arts)、数学(Mathematics)の五分野を横断的かつ統合的に学ぶ教育のこと。